

経済産業省委託事業

平成 21 年度諸外国・地域における先住民族の 伝統工芸品産業に係る調査報告書

平成 22 年 3 月

(株)北海道二十一世紀総合研究所

目 次

．本編

1．諸外国・地域における先住民への伝統工芸品産業振興政策	1
1.1 各国の事例	1
1.1.1 アメリカ（インディアン）の事例	1
1.1.2 カナダ（イヌイット）の事例	11
1.1.3 オーストラリア（アボリジニ）の事例	28
1.1.4 ニュージーランド（マオリ）の事例	34
1.1.5 フィンランド（サーミー）の事例	40
1.1.6 台湾（政府認定14民族など）の事例	45
1.2 総括	60
2．アイヌ伝統工芸品製造・市場化に対する支援施策	61
2.1 これまでのアイヌ支援施策と成立背景	61
2.2 アイヌ支援施策の現状（経済活動以外の主な施策）	63
2.3 アイヌ伝統工芸品製造・市場化に対する支援施策	65
3．北海道アイヌ伝統工芸品産業の実態	82
3.1 アイヌ伝統工芸品の製造・販売状況	82
（1）アンケート調査結果	82
（2）ヒアリング調査結果	107
3.2 アイヌの経済活動の取組状況	112
（1）北海道アイヌの就業状況	112
（2）アイヌ民工芸品制作活動とその他の経済活動の関係	113
4．アイヌ民工芸品産業の振興に向けた方向性	114
資料編（アイヌ工芸品リスト）	117

本編

1. 諸外国・地域における先住民への伝統工芸品産業振興政策

1.1 各国の事例

1.1.1 アメリカ（インディアン）

(1) 歴史認識

2000年に実施されたアメリカ合衆国連邦政府（以下、米国連邦政府と略す）の最新の国勢調査¹によると、米国の人口約2億8142万人のうち、先住民の総人口は248万人弱（内、インディアンは約196万人）となっている²。インディアンは、インディアン保留地と連邦信託地に約22.3%、残り約8割の大半は都市や保留地周辺に居住している。米国には563の連邦承認部族政府（インディアン・テリトリー）が存在し、その内、米国連邦政府内務省インディアン事務局（BIA）が管理する保護区には、約310部族の先住民が居住している³（図表1.1.1-1）。

18世紀後半から第二次大戦前にかけての米国連邦政府のインディアンへの対応は、保留地の供与、強制移住、金鉱脈発掘のための保留地剥奪、保留地の再供与など混迷を極めたが、第二次大戦後は権利保護を巡る動きも徐々に活発化した。米国連邦政府側では、1978年にインディアン児童福祉法（ICWA, Indian Children Welfare Act、居住地から隔離されインディアン以外の家庭に送られているインディアン児童を保護するため法律）が、1998年にはインディアンの経済的支援のために保留地内でのカジノ経営を認めるインディアン賭博規定法（IGRA, Indian Gaming Regulation Act）などが成立した（ただし、カジノ経営権を供与する代わりに援助予算は削減された）。他方、インディアン側では、1968年にアメリカインディアン運動（AIM, American Indian Movement、インディアンの差別廃止と自治権及び権利回復を標榜するインディアン団体）を創設、1970年にはインディアンの文化伝承・保護を目的とした部族学校を設立した（それまでもインディアンだけを受け入れる学校は存在したが、その教育理念は同化政策を進めることを主たる目的としていた）。

こうした紆余曲折を経て、米国連邦政府及びインディアン事務局（BIA, Bureau of Indian Affairs）は、2000年に過去の同化政策を謝罪するに到った。

以上の過去の同化政策の反省に基づき、現在も米国連邦政府は米国内のインディアンに対する保護政策、社会保障政策を推進している。しかし、こうした支援も十分に浸透するには到らず、2009年上半期のインディアンの失業率は13.6%に及ぶ⁴など経済的な厳しさから脱し切れていない現状にある⁵。

¹ 米国連邦政府国勢調査ウェブサイト <http://www.census.gov/main/www/cen2000.html> 米国の国勢調査は最長10年間隔で実施しており次回は2010年4月1日に実施予定となっている。

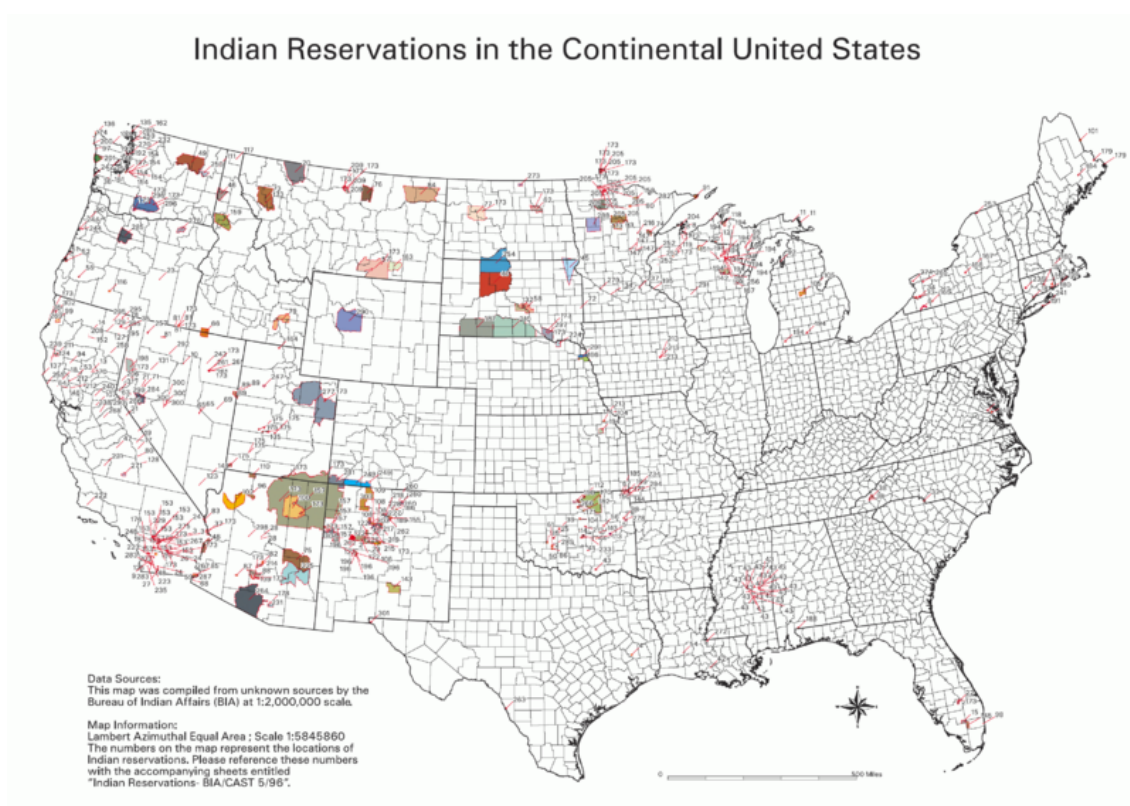
² p.33 綾部 恒雄「講座 世界の先住民族 北米」明石書店 2005年

³ Imre Sutton, ed., "The Political Geography of Indian Country", *American Indian Culture and Resource Journal*, 15(2):1-169 (1991)

⁴ p.13 CLAIR REPORT 「アメリカン・インディアン - その過去・現在・未来」財団法人自治体国際化協会 1995年 http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/html/cr096/index.html

⁵ http://www.finalcall.com/artman/publish/article_6682.shtml. 1991年のインディアン事務局BIA調査結果（保留地の40%に及ぶインディアンが貧困状態にある）と比較すると改善がみられる。

図表 1.1.1 - 1 : 米国インディアン保護区



出所) 米国連邦政府国内務省インディアン事務局(BIA)

図表 1.1.1 - 2 : 米国連邦政府による先住民政策の流れ

西暦	出来事
1778 年	・ 米国連邦政府、デラウェア州で米国連邦政府とデラウェア族との間で「領土と主権に関する条約」を締結し、最初の保留地を設定。
1830 年	・ インディアン強制移住法(Indian Removal Act) を制定 ⁶ 。
1830 年	・ インディアン強制移住法に基づく最初の条約ダンシング・ラビット・クリーク条約(Treaty of Dancing Rabbit Creek)を制定。
1835 年 ~ 1839 年	・ ニューエコタ条約(Treaty of New Echota)に基づくチェロキー族のオクラハマ州等への強制移住を実施。 移動中に大量の死者が出るなど、先住民に対する人権蹂躪の歴史として後世まで語り継がれる象徴的な出来事
1868 年	・ ネ・ペルセ族との「領土と主権に関する条約」を締結し、最後の保留地を設定。
1871 年	・ インディアン保留地を含める米国本土西部・西海岸で金の発掘が始まった

⁶ 同法により、6 千万エーカー (240,000km²) の土地が白人入植者に開放された。

	ため、各部族との保留地制定に関する条約の破棄が続く。米国連邦議会も「インディアン部族を独立国家として認めず今後条約を結ばない」と決議。
1887年	・ドーズ法（インディアン一般土地割当法。インディアン個人に対して個人割当地を与えることを目的とする法律）制定。インディアン個人に対する土地所有権の供与だが、インディアン部族単位での土地所有体制は衰退し、コミュニティの崩壊を招く。
1908年	・カーティス法成立（インディアン部族での土地所有権を否定）
1934年	・ホイラー・ハワード法（インディアン再編成法）制定 （インディアン土地割り当てプロセスの終了）
1935年	・インディアンアーツアンドクラフト法（IACA）制定。インディアンの工芸品に係る権利保護を目的に制定されたが、実効性に乏しく事実上機能しなかった ⁷ 。1990年に制定されたインディアンアーツアンドクラフト法は、この1935年の同法の問題点を修正し再度制定されたものである。
1970年	・インディアンによる部族学校設立スタート
1978年	・インディアン児童福祉法令（ICWA） 里親制度廃止
1988年	・インディアン賭博規定法（IGRA）成立 （インディアンに対する生活支援を目的として、州政府の許可により米国連邦政府の規定内および室内でカジノの設営が可能となる）
1990年	・インディアンアーツアンドクラフト法（IACA）制定。インディアンの伝統工芸品に対する支援が本格化。
1998年	・国立公園総合管理法制定（国立公園管理をインディアンに委託）
2000年	・米国連邦政府及びインディアン事務局（BIA）同化政策を謝罪

出所：The Indian Removal Act, The Library of the Congress

<http://www.loc.gov/rr/program/bib/ourdocs/Indian.html> 他各種資料より作成

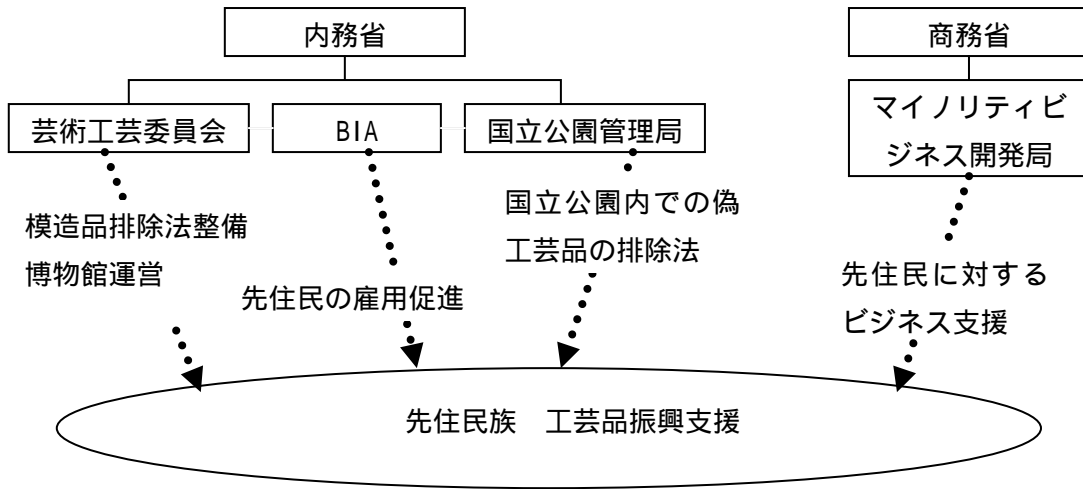
(2)先住民の伝統工芸品概要

アメリカン・インディアンの工芸品の代表的な例としては、デザインにインディアンの文字や文様を施したインディアン・ジュエリー（銀細工、バングル、ペンダント、ネックレス、ピアス）、ドリームキャッチャー⁸、ブランケット、壁掛け、パイプや煙草入れなどの雑貨、人形、インディアンフルーツ及びバスケットなどがある。これらは、一つ一つ手作りで製作されるのが特徴である。

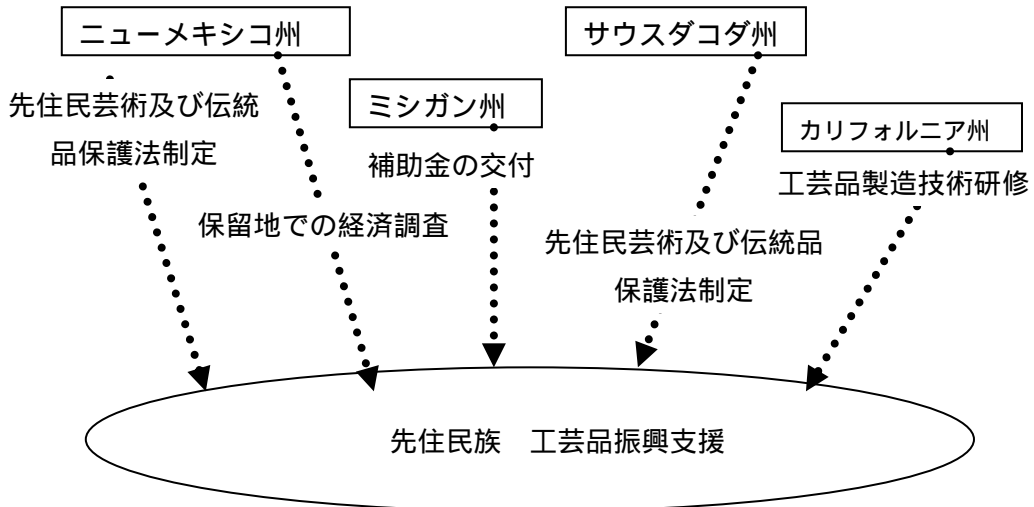
⁷ Indian Arts and Crafts Act of 1990. <http://www.artnaam.com/law.html>

⁸ くもの巣状の網を組み込んだ輪を基にし、羽やビーズなど飾り付けされたインディアンのお守り。

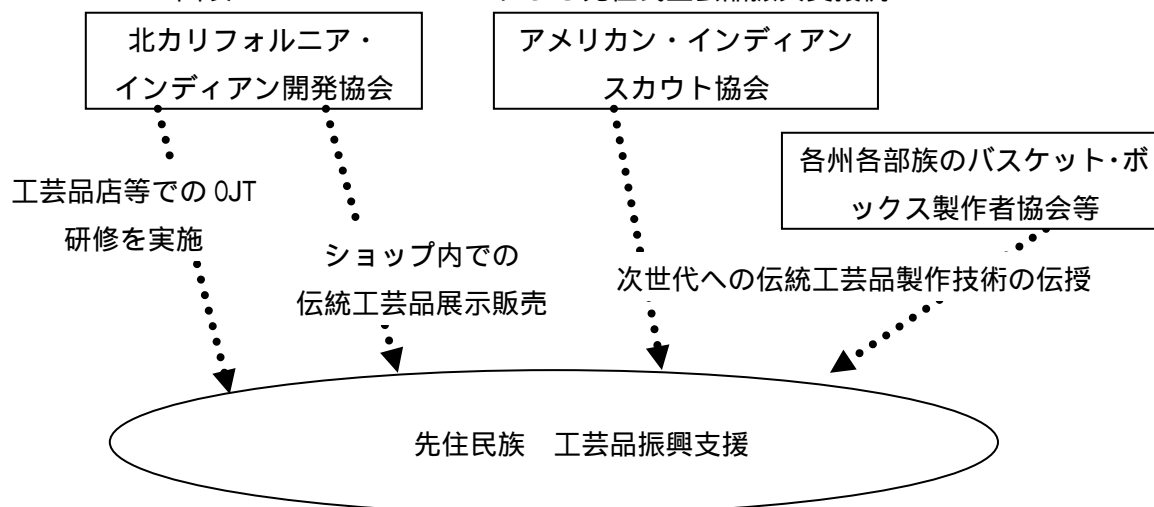
図表 1.1.1 - 4 : 連邦政府による先住民の伝統工芸品に対する支援例



図表 1.1.1 - 5 : 州政府による先住民伝統工芸品に対する振興支援例



図表 1.1.1 - 6 : NPO・NGO による先住民工芸品振興支援例



(4)支援施策

インディアン文化のPR活動

【連邦政府】

上記のサウスダコタ州ラピッド 市に位置するスー族博物館(Sioux Indian Museum)、モンタナ州ブラウン市に位置する平原インディアン博物館(Museum of the Plain Indian)、オクラホマ州アナダーコ市に位置する南部平原インディアン博物館(Southern Plains Indian Museum)の3博物館や、国立アメリカン・インディアン博物館を中心としてPR活動が展開されている。

内務省インディアン芸術工芸委員会

内務省インディアン芸術工芸委員会は、サウスダコタ州ラピッド 市に位置するスー族博物館(Sioux Indian Museum)、モンタナ州ブラウン市に位置する平原インディアン博物館(Museum of the Plain Indian)、オクラホマ州アナダーコ市に位置する南部平原インディアン博物館 (Southern Plains Indian Museum)の3博物館を運営し、インディアンの工芸品に関する展示会や一般市民への伝統工芸品に関するレクチャーを行い、周知に努めている⁹。

これらの博物館でのインディアン工芸品の展示、また他の機関への工芸品のレンタル、ウェブサイトでの公開を通じ、インディアンの工芸品の対外PRを行い、地域社会及びアメリカ国内のインディアン工芸品製作者及びアーティストへの経済的支援を促進している。

⁹ 内務省インディアン芸術工芸委員会ウェブサイト
http://www.doi.gov/iacb/museums/general_museum.html

国立アメリカン・インディアン博物館 (National Museum of the American Indian)

2004年ワシントンDCのスミソニアン博物館内に総合インディアン民族専門博物館となる国立アメリカン・インディアン博物館 (National Museum of the American Indian) が開館された¹⁰。5階建ての施設内で、インディアンの文化、歴史、伝統工芸品、生活スタイル等を展示している。同博物館は、書物に加えビジュアルアーカイブスも有し、同時にインディアン自身による研修ワークショップ、伝統音楽や舞踊のパフォーマンス、語り部によるインディアンの民話を催すなど、インディアン文化に直接触れる工夫も凝らしている¹¹。

マーケティングを含む各種企業活動に対する支援

【連邦政府】

商務省マイノリティビジネス開発局

商務省マイノリティビジネス開発局では、インディアンとアラスカ先住民族を含めるマイノリティの業務活動支援を行っている¹²。具体的には、アメリカ先住民ビジネス企業センター (NABEC) をアリゾナ州、カリフォルニア州、北東地区 (ワシントン州、オレゴン州、アイダホ州地区) に設置し、先住民の起業支援を行っている。また、NABEC は、ビジネスプランの作成や資金調達の支援、先住民証明書 (Minority Certification) 受領の支援などを行っている。このほかにも市場調査、財務管理などに対しても支援している。

また、2008年に同開発局では、アメリカインディアンとアラスカ先住民が営む企業についての調査を実施している。同報告書によれば、芸術、娯楽産業に属するのは全体の4.6%となっており、また建築業に携わる先住民族の企業が一番多く全体の16%となっている。

【州】

カリフォルニア州 カリフォルニア・インディアン開発協会によるインディアン職業訓練

民間の非営利団体である北カリフォルニア・インディアン開発協会は、カリフォルニア州内に Eureka 支部、Crescent 市支部、Yreka 支部の3つの支部を持ち、年間約1400人～1500人のインディアンへの経済的支援及びインディアン教育センター (Indian Education Center IEC) の運営を行っている。

同協会は、インディアンに対し、インディアンのアート伝統工芸品関連の店等で無料のOJT研修を実施している¹³。

カリフォルニア州 北カリフォルニア・インディアン開発協会 (NCIDC, Northern California Indian Development Council) による American Indian Set-Aside (CSBG) プ

¹⁰ 国立アメリカン・インディアン博物館ウェブサイト <http://www.americanindian.si.edu/>

¹¹ 同上

<http://www.americanindian.si.edu/subpage.cfm?subpage=events&second=ny&third=performances>

¹² 商務省マイノリティビジネス開発局ウェブサイト

http://www.mbds.gov/minoritybizfacts/?bucket_id=965

¹³ <http://americanindianonline.com/jtpa.htm#anchorjob>

プログラム¹⁴

北カリフォルニア・インディアン開発協会は、カリフォルニア州ユーリカ市に American Indian Art & Gift Shop を開設し、ショップでインディアンの伝統工芸品を製作するインディアンの市場開拓のために、無料展示し、作品の売上を内陸部の工芸品作者に還元するプログラムを行っている。

権利保護～認証制度の導入、権利侵害に対する罰則規定の強化～

【連邦政府】

インディアンアーツアンドクラフト法 1990

内務省インディアン芸術工芸委員会は、1990 年にインディアンアーツアンドクラフト法を制定させ、インディアン伝統工芸品と偽って展示したり、販売した場合には、25 万米ドルの罰金あるいは懲役 5 年の刑に処するとしている¹⁵。

同法は、1985 年商務省が約 80 億米ドル市場と推測するうち、その 20～80%がタイ、台湾、フィリピン、メキシコから輸入されるインディアン工芸品の模造品であるとしており、アメリカン・インディアン産業が迫害を受けていると指摘している¹⁶。また、インディアン伝統工芸品に似ている海外からの製品については、生産国のラベルを貼ることが義務付けられている。なお、同委員会のウェブサイトには、偽物の販売を行っているものを発見した場合は同委員会に報告することを奨励している¹⁷。

国立公園総合管理法 1998¹⁸ (National Park Omnibus Management Act 1998)

内務省国立公園管理局は、1998 年に国立公園総合管理法 (National Park Omnibus Management Act 1998) を制定し、国立公園を訪れる観光客に対し、アメリカの先住民族であるアメリカン・インディアン、アラスカ先住民、サモア先住民、ハワイ先住民の工芸品に対し「本物の伝統工芸品」であることを証明したものの、あるいはラベル化したものを販売することを奨励している。

具体的には、先住民族工芸品取扱免許を取得している契約業者が、先住民の工芸品が本物であることを表示、あるいはラベルを貼っているものを国立公園に指定された地域内において「先住民の工芸品」として販売できる。

【州】

ニューメキシコ州、サウスダコタ州¹⁹ 「インディアン芸術及び伝統工芸品保護法」

¹⁴ <http://americanindianonline.com/services.htm>

¹⁵ 内務省インディアン芸術工芸委員会ウェブサイト <http://www.doi.gov/iacb/file.html>

¹⁶ ポピ族の民芸品とそれに関わる合衆国法、州法について <http://www.longbranch-co.jp/regu.htm>

¹⁷ <http://www.doi.gov/iacb/act.html>

¹⁸ http://www.doi.gov/iacb/media/National_Park_Service_Authentic_Native_Handicrafts_Rule.pdf

¹⁹ http://doi.gov/iacb/brochures/sd_brochure.pdf

ニューメキシコ州では、インディアン芸術及び伝統工芸品保護法が制定されている²⁰。ニューメキシコ州では、インディアン以外の人々が陶器やアクセサリーにインディアンのモチーフを利用する場合、利用権料を支払うことを義務づけている²¹。

サウスダコタ州も州法 SDCL ch.37-7 により州内での模造品の展示、販売を禁止している。州内でインディアン工芸品のラベル、ブランドがはっきりしないものの販売は禁止されている。

人材育成等に対する支援

【連邦政府】

内務省インディアン事務局(BIA)

内務省インディアン事務局は、インディアン保留地の管理を行っている組織であり、保留地内の部族政府（自治政府）は、BIA の監督下におかれている。

BIA は、ニューメキシコ州のサウスウェスタン工芸学校を運営し、伝統工芸品の人材育成を行っている。

【州】

ミシガン州、ニューメキシコ州

ミシガン州では、インディアンの芸術・工芸家の中に、資金不足、指導者不足、インフラ不足といった理由から活動停止状態にある人々がいることを憂慮し、2000 年にミシガン州アメリカン・インディアン芸術イニシアティブ(Michigan Native American Arts Initiative, MNAA)を設立した。同イニシアティブは、ミシガン芸術文化委員会の資金支援を受けミシガン州立大学博物館を活動母体として支援活動を実施している。また、同イニシアティブは、五大湖インディアン芸術協会や五大湖先住民バスケット製作者協会等といった、予算不足で活動が滞っている団体に対する運営資金の補助等の支援もおこなっている²²。

ニューメキシコ州は、州経済開発局内にインディアンの雇用支援のための専門の職員を配置し、1993 年には内務省インディアン事務局(BIA)と共同でインディアン保留地の経済状況に関する調査も実施している²³。

インディアンの伝統工芸品製造に対する各種支援組織

【NPO等】

アメリカン・インディアンのスカウト活動協会²⁴(AISA, American Indian Scouting

²⁰ New Mexico Indian Arts and Crafts Sales Act (NMSA 1978, § 30-33-1 to 30-33-11)

²¹ David R. Downes, How *Intellectual Property* Could Be a Tool to Protect Traditional Knowledge

²² <http://www.minativearts.net/about.html>

²³ 同上

²⁴ AISA ウェブサイト <http://aisa.scoutreachbsa.org/>

Association)

インディアンの文化を次世代に伝えるためインディアンの伝統工芸品製作技術、料理の作り方、伝統舞踏などを子供たちに教えている²⁵。

インディアンアーツアンドクラフト協会(IACA, Indian Arts and Crafts Association) 伝統工芸品製作者であるインディアンとその販売を行う業者が市場に出回る偽アメリカン・インディアンの芸術工芸品に対応するために1974年に設立した協会である。

同協会は、「本物のアメリカン・インディアンの芸術・工芸品を促進、保存、保護する」ことを目的としている。同協会会員は、アメリカ、カナダの国内外の販売業者、博物館、政府関係者、製作者、消費者それに支援者となっている²⁶。

活動内容としては、年2回の展示会開催、優秀なインディアン芸術者に賞を提供する(Artist of the year)などを実施している。

カリフォルニアインディアンバスケット製作者協会²⁷(California Indian Basket Weavers Association)、五大湖インディアン芸術協会(Great Lakes Indian Arts Association)、五大湖先住民バスケット・ボックス制作者協会(Great Lakes Native Basket and Box Makers Association)など

それぞれの地区に住む部族が独自の工芸品の技術の伝授のために地域・部族ごとに協会を設立し、後継者育成に力を注いでいる。

カリフォルニア州のカリフォルニアインディアンバスケット制作者協会は、一時は後継者確保が困難とされていた、インディアンのバスケット製作者の育成に力を注いでいる。例えば、カリフォルニア大学デービス校に対し、バスケット製作の指導、展示会の開催等を通じて、バスケット文化発展に貢献している²⁸。

この他にも同様にメイン州インディアンバスケット製作者連盟、(The Maine Indian Basketmakers Alliance)、アリゾナ州パパゴネーション族バスケット製作者(Tohono O'odham Basketweavers)などがある。

²⁵ http://blog.sina.com.cn/s/blog_49544f790100070y.html

²⁶ IACA ウェブサイト <http://www.iaca.com/>

²⁷ <http://www.ciba.org/about.html#vision>

²⁸ <http://qoolife.exblog.jp/5047681/>

1.1.2 カナダ

(1) 歴史認識

1982年に制定されたカナダ連邦新憲法は、「インディアン、メティス、イヌイト」を先住民として定義している²⁹。

2006年に実施された最新の国勢調査によると、カナダの全人口 3161万 2897人のうち、先住民人口が 117万 2790人、(内、インディアンが 69万 8025人、メティスが 38万 9785人、イヌイトが 5万 480人)となっている³⁰。

このうち、インディアンは、米国のインディアンと民族的な違いはない³¹。地域的にグループに分かれ、カナダ連邦の公式文章やスピーチでは「ファーストネーションズ」と呼ばれ³²、1951年のインディアン法では、「バンド」をインディアンの集合体の最小単位としている。また、メティスは、白人のインディアンの混血によって生じた民族を示し³³、イヌイトは、かつてエスキモーと呼ばれ、北極圏に 4000年以上暮らしてきた人々を示し、東はグリーンランド、西はロシア・チェコトゥカ自治区まで広大な地域に居住している³⁴。

図表 1.1.2 - 1: カナダ連邦国地図



出所) 財団法人日本カナダ教育文化交流財団(JACEF)ウェブサイト カナダの州

²⁹ Aboriginal People Canada ウェブサイト

<http://www.aboriginalcanada.gc.ca/acp/site.nsf/eng/index.html>

³⁰ 2006 国勢調査 <http://www12.statcan.ca/census-recensement/2006/dp-pd/index-eng.cfm>

³¹ p.21 浅井 晃「カナダ先住民の世界 インディアン・イヌイト・メティスを知る」彩流社 2004年
カナダに住むインディアンの民族名はアメリカン・インディアンであり、北米大陸全体に分布している。
カナダインディアンは便宜上使用されることもあるが、本来存在しない。

³² p.31 同上

³³ p.32 同上

³⁴ 岸上伸啓 「カナダイヌイトとの体験」国立民族博物館

<http://www.minpaku.ac.jp/staff/kishigami/031219.pdf>

図表 1.1.2 - 2 に示すように、1960 年代にカナダ連邦政府は、先住民族の工芸品振興のため、担当者である工芸官を各地へ送り、伝統的な芸術工芸品の発掘、新しい工芸品の開発に努めた³⁵。また、世界的にも先住民運動が活発化した 1970 年代よりカナダ連邦政府は、先住民と「先住民の諸権利（ランドクレーム）」について政治的対話を開始している³⁶。80 年代に入り、最高裁により先住民の土地に対する権利を認める判決が出されたため、カナダ連邦政府及び州政府は、各地で先住民の権利保護に向けた折衝を開始した。1983 年には、カナダ連邦議会上院が先住民族の自治政府に関する委員会を開催し、インディアン自治政府の権利を連言した。その後、1994 年からカナダ憲法の先住民の現存する権利に関する議論が進められてきたが、現在もなお、各州におけるインディアンの自治について政府直轄下の自治政府とみなすか、州政府下のコミュニティとみなすかで解釈が分かれている³⁷。

多くの先住民は、モントリオールやオタワのようなカナダの都市部に居住している。しかし、都市部の先住民の多くが困窮した経済状況に陥っており、社会問題にもなっている。これら都市部の先住民保護のため Native Friend Center (NAFC) がカナダ全土でその救済に当たっている現状もある³⁸。また、先住民族芸術・伝統工芸品の扱いについては、イヌイット・アートが国際的に認識されているのに対し、インディアン・アートはそこまで認識されていないなど、国内の先住民族間で工芸品の評価について差異が生じている。

図表 1.1.2 - 2：カナダ連邦政府による先住民政策の歴史

西暦	出来事
1950 年代	カナダ連邦政府、国民化政策の実施。 (先住民の定住化、英語初等教育の実施)
1951 年	インディアン法改正 (インディアンを認定する(ステータス・インディアン)インディアン登録簿が新たに設置された。認定されたインディアンは、権利と特典を有する。)
1960 年代	カナダ連邦政府、先住民の伝統工芸品の発掘や新たな工芸品の開発のため専属担当官である工芸官を地域に送り、工芸プロジェクト実施。
1970 年代	イヌイットと連邦政府・関係州政府先住民の諸権利(ランドクレーム)に関する対話を開始。世界的先住民運動が活発化。
同年代	工芸品の発掘・開発を地方政府に委任。PR を中心に国内外に先住民族文化の紹介することに重点をシフト。
1973 年	カナダ最高裁ネイティブ・タイトル(先住民の慣習法及び文化からなる土地などへの諸権利)が消滅していないと表明。カナダ連邦政府、先住民政策の方針転換。
1975 年	ケベック州極北地域イヌイット及びクリーが「ジェームス湾および北イヌイット協定」を締結。 (巨大電力事業から影響を受ける先住民側への一部土地譲渡、自治権獲得、

³⁵ 溝上千恵子「ミュージアムの政治学 カナダの多文化主義と国民文化」東海大学出版会 2004 年

³⁶ シンポジウム「多元的社会における先住民運動：カナダのイヌイットと日本のアイヌ」国立民族博物館
<http://www.minpaku.ac.jp/research/fr/050113shushi.pdf>

³⁷ p.136 浅井 晃「カナダ先住民の世界 インディアン・イヌイット・メティスを知る」彩流社 2004 年

³⁸ 同上

	及びカナダ連邦政府・州両政府から先住民への補償金支給を決めた協定)
1978年	「北東ケベック協定」成立 (上記ジェームス湾及び北イヌイット協定と同様の協定を北東ケベックにおいて締結)
1982年	カナダ新憲法 インディアン、メティス、イヌイットを先住民と定義する。 (先住民の現存する権利(existing rights)を認める。)
1984年	西部極北地域イヌイット 「イヌヴィアルイット協定」締結 (カナダ連邦政府と土地権益請求について合意)
1985年	カナダ連邦議会 インディアン法 補遺 C-31 通過 (インディアン・ステータスの認定基準緩和へ)
1995年	シーシェルト・バンド条約(カナダ初のシーシェルト族(インディアン・先住民)の自治権獲得)
1991年	先住民評議会 設置
1993年	中部・東部極北地域イヌイット「ヌナプト協定」締結 (カナダ連邦政府とノースウェスト準州のイヌイットリーダー間でヌナプト準州成立について合意及び調印)
1995年	カナダ連邦政府、先住民の自治政府確立への権利政策を発表
1996年	先住民評議会が「先住民関連政策評価最終報告書」発行 (カナダ国内の先住民に対して実施された大規模かつ詳細な先住民調査 ³⁹ 。インディアン保護省を廃止し、先住民関係省とインディアン・イヌイットサービス省を置くことを提案している。)
1999年	ラブラドルイヌイット 「ラブラドル協定」締結 (ニューファンドランド・ラブラドル州政府とイヌイットの間で水力電力開発事業から影響を受けるイヌイットに対し、狩猟権と補償金支給を決めた条約)
同年	カナダ国内最大州(カナダ全土の5分の1の面積にあたる)イヌイットの自治から成るヌナプト準州が設立。
2008年	ハーバー首相 過去の先住民同化政策を謝罪

出所) 宇田川妙子・岸上伸啓 シンポジウム「多元的社会における先住民運動：カナダのイヌイットと日本のアイヌ」国立民族博物館資料、岸上伸啓「カナダイヌイットとの体験」国立民族博物館、カナダ連邦政府図書館アーカイブス、溝上千恵子「ミュージアムの政治学」、アムネスティインターナショナルウェブサイトより作成

(2)先住民の伝統工芸品概要

イヌイットの伝統工芸品は、織物(防寒セーター等)、彫刻、版画、ビーズ工芸品、ジュエリー、アクセサリー等多岐にわたる。滑石、動物の牙・骨などを用いたアートが知られている。一方、インディアンの代表的な工芸品は、アメリカと同様、インディアン・ジュエリー、ドリームキャッチャー等がある。また織物技術に優れ、装飾の美しいブランケットやコートなどがある。

³⁹ p.164 浅井 晃「カナダ先住民の世界 インディアン・イヌイット・メティスを知る」彩流社 2004年

(3)先住民支援体制

カナダ連邦政府による先住民支援関連組織には、以下のような組織がある。

図表 1.1.2 - 3 : カナダ連邦政府の先住民族支援関連組織

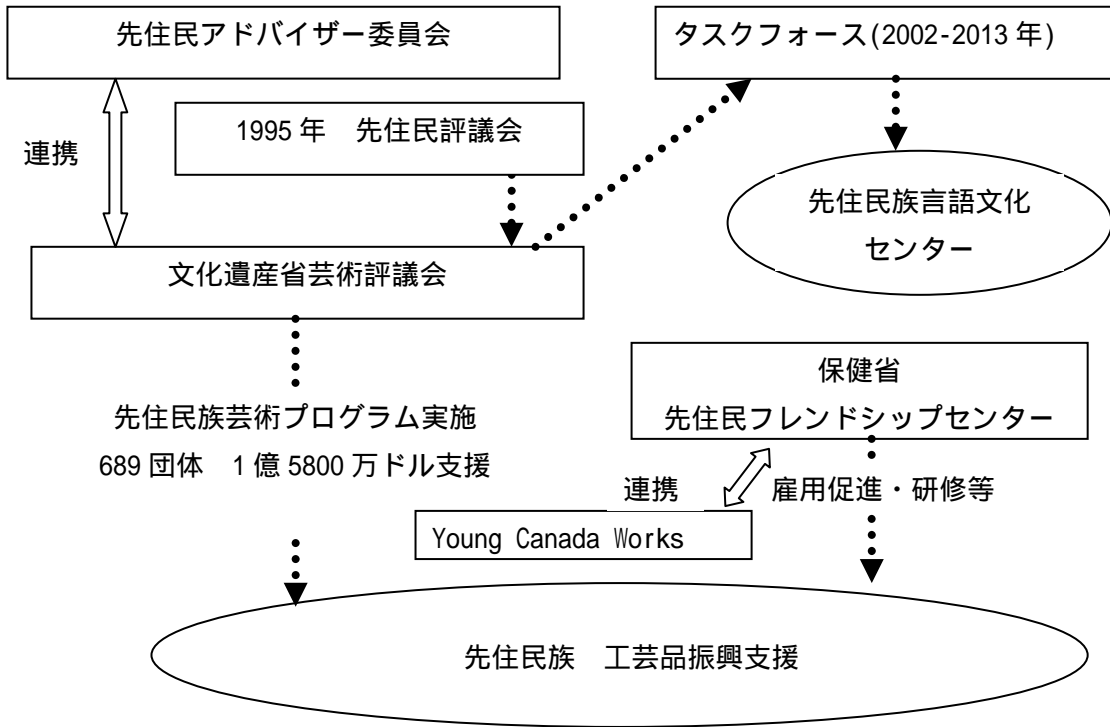
文化遺産省 Department of Canadian Heritage -芸術評議会 Canada Council for the Arts
インディアン保護省 Department of Indian Affairs and Northern development (INAC) - 先住民評議会 Royal Commission on Aboriginal People
産業省 Department of Industry -先住民事業推進局 Aboriginal Business Canada (ABC)
保健省 Department of Health -先住民族フレンドシップセンター Native Friendship Center (NAFC)

出所) カナダ連邦政府組織一覧 <http://www.geocities.co.jp/WallStreet/2800/gov/canada.html>

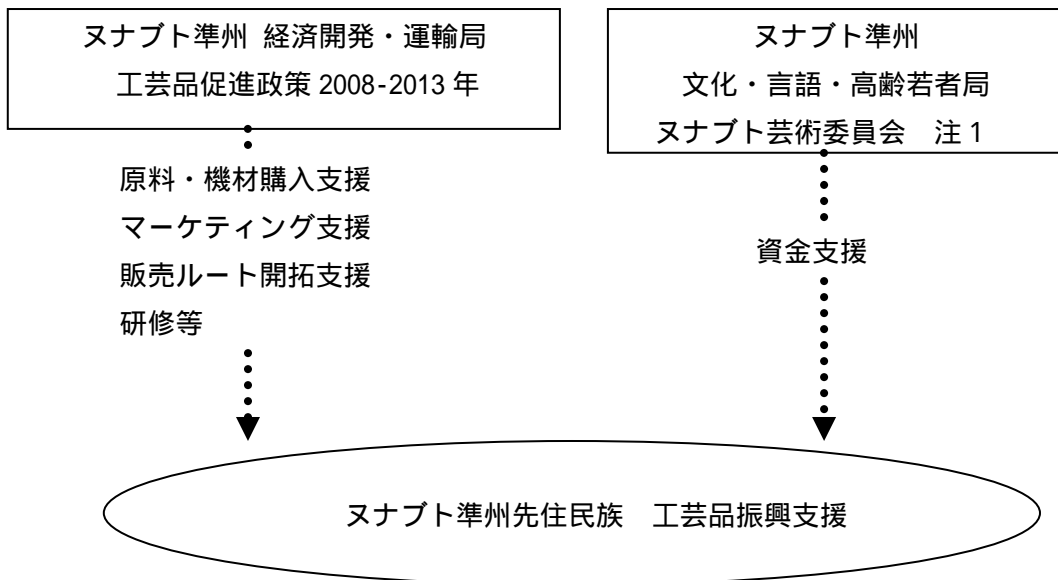
これら連邦政府の先住民支援関連組織のうち、先住民族の工芸品振興を推進している機関は、図表 1.1.2 - 4 に示したように、文化遺産省芸術評議会、先住民評議会、先住民アドバイザー委員会、先住民族フレンドシップセンター等になっている。

また、連邦政府による支援の他にも図表 1.1.2 - 5 に示したように州政府による振興支援、図表 1.1.2 - 6 に示したような、先住民族の団体が主体となるその他の振興支援体制が存在する。

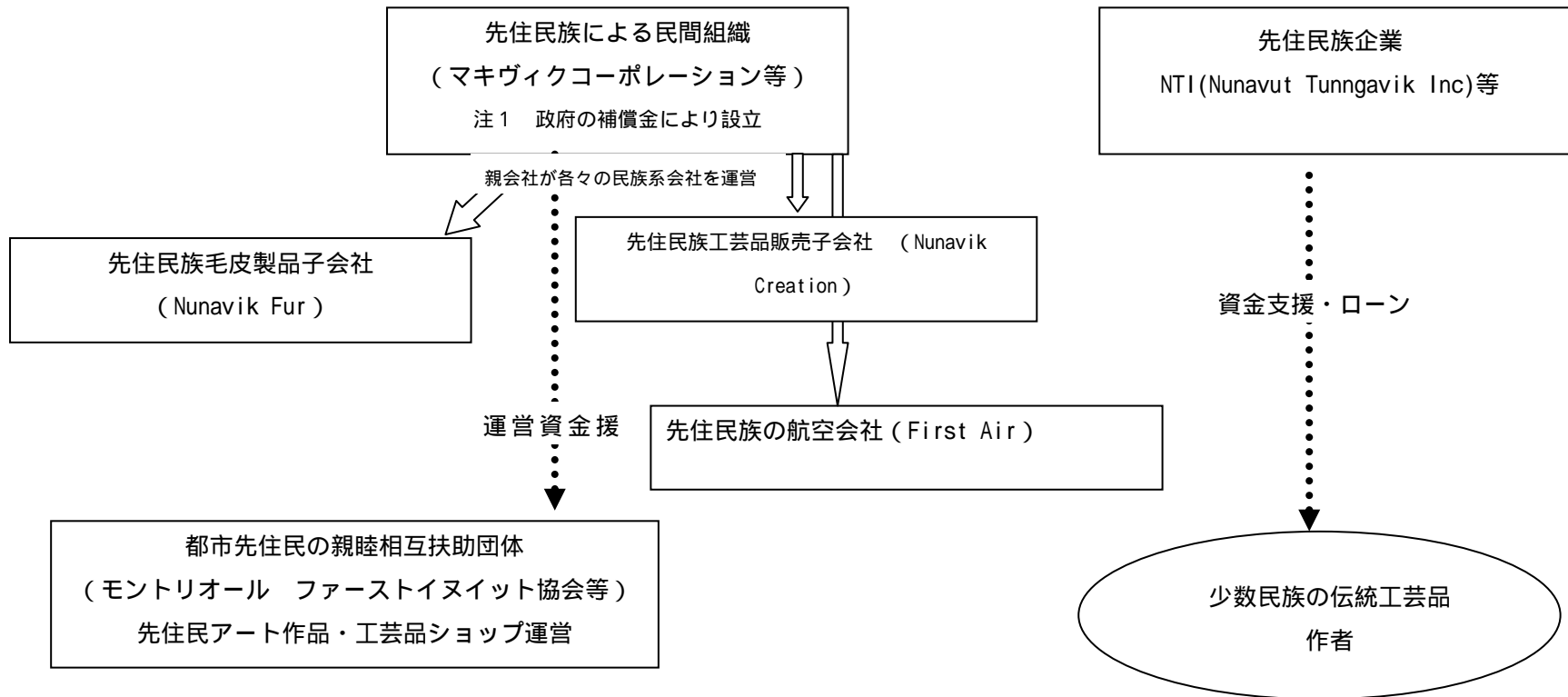
図表 1.1.2 - 4 : 連邦政府による先住民工芸品振興支援策例



図表 1.1.2 - 5 : 州政府による先住民工芸品振興支援策例



図表 1.1.2 - 6 : カナダ先住民族基金による先住民の工芸品振興組織例



(4)支援施策

先住民族の文化および工芸品の対外PR活動

カナダ連邦政府は、先住民の工芸品の対外PRを行っている。具体的には、今年行われたバンクーバー冬季オリンピックでの工芸品を含める先住民族のPR、世界8都市12会場で開催された「極北のイヌイトアート展」開催や地球サミット（1992年ブラジル・リオデジヤネイロ）でのイヌイト工芸品の展示などがある。

2010年バンクーバー冬季オリンピックでの先住民の参加⁴⁰

カナダ連邦政府は2010年バンクーバーオリンピックで「先住民族の参加」を大きな目標の一つとして挙げている。

具体的には、バンクーバー冬季オリンピック公式ロゴをブリティッシュコロンビア州の先住民族の守り神「イヌクシャック」をモチーフにし、また、オリンピックのマスコットを先住民族の神話の想像上の動物をモチーフにしている(図表1.1.2-7)。さらには、公式サイト内で先住民の工芸品を販売している(図表1.1.2-8)。

この他にも開会式での先住民族の参加、トリノオリンピックの閉会式への参加、国際オリンピック(IOC)委員会メンバーの特別レセプションでの先住民族舞踊披露、ウィスラーにあるSquamish Lil'Wat文化センターでの先住民のドラムと伝統舞踊のパフォーマンス披露などを行っている。

また、カナダ観光局は、「ストーリーテリングと体験型」先住民族観光を戦略として掲げ、オリンピックで来訪する観光客にカナダ各地で民族の壮大な歴史に触れることをプロモーションしている⁴¹。

図表 1.1.2 - 7 : バンクーバー冬季オリンピック (先住民族の神話を元にしたロゴとマスコット)

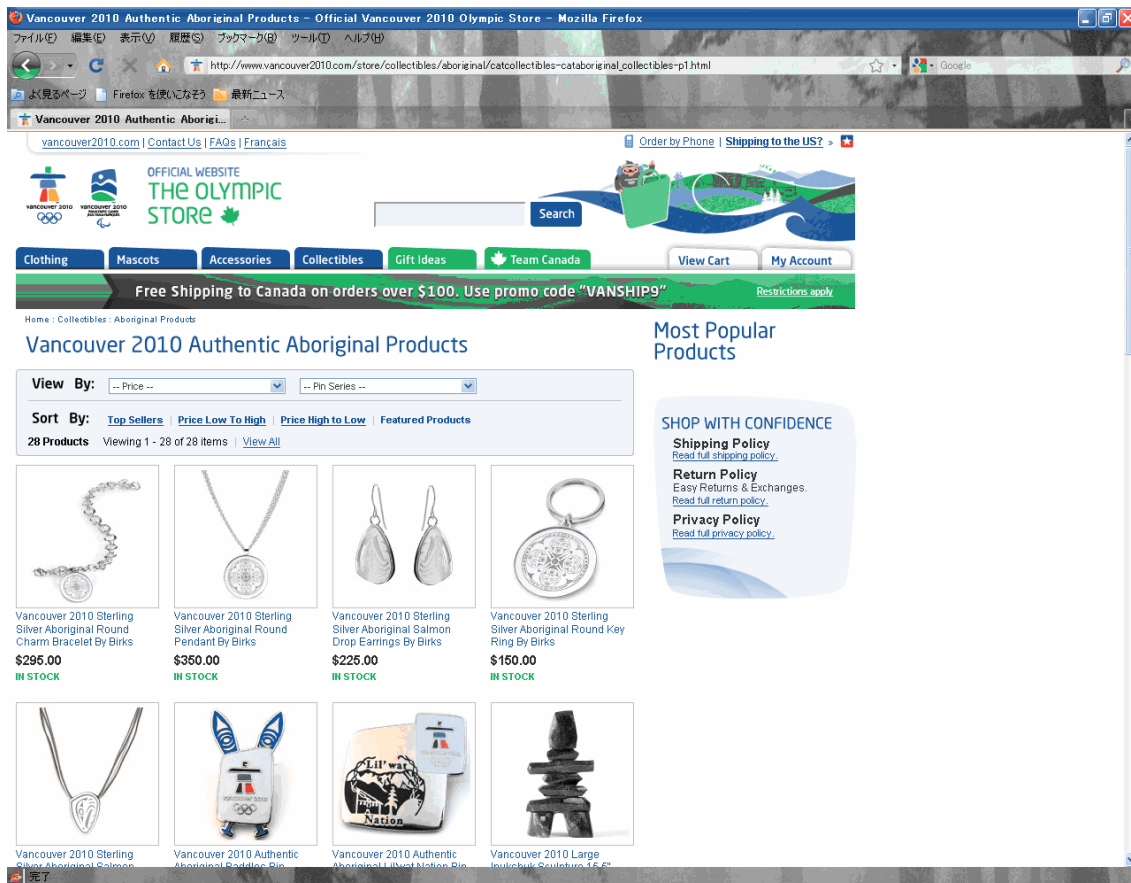


出所) バンクーバー冬季オリンピック公式サイト

⁴⁰ バンクーバー冬季オリンピック公式サイト
<http://www.vancouver2010.com/aboriginal-participation/>

⁴¹ http://mediacentrejapan.canada.travel/content/media_release/one_year_countdown

図表 1.1.2 - 8 : バンクーバー冬季オリンピック
公式サイト内の先住民族工芸品オンラインショッピングサイト



出所) バンクーバー冬季オリンピック公式サイト

ブリティッシュコロンビア州先住民観光協会 Aboriginal Tourism Association of BC
ブリティッシュコロンビア州は、オリンピック公式サイト内で連携し、観光客に先住民
族観光を推奨している⁴²。

観光客が先住民族について学ぶ研修・ワークショップ、先住民ガイドによる Squamish
Lil'Wat 文化センター視察、舞踊見学、先住民族の伝統的な長屋見学、長屋での食器を利用
する食事・飲み物体験ツアーなどを企画している。

カナダ文明博物館 Canadian Civilization Musium

オタワ州に位置する国立博物館において、イヌイトとメティス文化に触れることがで
きる。

⁴² Aboriginal Tourism Association of BC ウェブサイト <http://www.aboriginalbc.com/>

1994年 国連連合環境計画が主催による「極北のイヌイットアート展」

イヌイットの工芸品の対外PRとして、国連連合環境計画が主催、カナダ連邦政府が特別協賛により日本、米国、南米においてイヌイットアート展を開催している。このイヌイットアート展は1989年6月の世界環境デーにニューヨークの国連本部で開催をスタートし、日本では1994年から8都市12会場で開催している。(日本12ヶ所、米国5ヶ所、メキシコ1ヶ所、ブラジル3ヶ所、アルゼンチン1ヶ所、カナダ1ヶ所)

この展覧会では、ヌナビト準州、ノースウェスト準州のイヌイットを含め、イヌイットの文化や伝統的な生活様式を理解するために体験コーナーを併設している。体験コーナーでは、「見てみよう」、「さわってみよう」、「体験してみよう」、「ビデオ」からの4部門からなっており、イヌイットの人々がどう現在生活に適應しているか理解を深め、環境保全への関心を深められるようになっている。

また、1989年当時国連事務総長であったデクエヤル国連事務総長からイヌイットの芸術家たちは「グローバル500」賞を授与された。

1992年 地球サミット(ブラジル・リオデジャネイロ)での展示⁴³

この他にも1992年ブラジル・リオデジャネイロで開催された地球サミットで、イヌイット芸術が話し合われた。サミットでは、各国要人が展覧会会場でイヌイットの作品を鑑賞した。

カナダ連邦政府文化遺産省芸術評議会による先住民族芸術プログラム

2005年5月カナダ連邦政府文化遺産省(Department of Heritage Canada) 芸術評議会(Council for Art)は、伝統工芸品を製作する人材の育成支援の一環とし、3年間に5百万カナダドルの支援を行うことを決定した⁴⁴。同評議会では、先住民族の若者(作家、歌手、映像作家、俳優、ビジュアルアーツ作家などのアーティストを含める)に対して、先住民族文化への理解を深める一環として、また、国内外への先住民族芸術のアピールとして、先住民言語・文化センター設立のためタスクフォースを設置している。

なお、本プログラムには、2002年から11年間(初年度は1億7千250万カナダドル)の予算措置が講じられている。なお本プログラムの経緯としては、1995年のRoyal Commission on Aboriginal Peopleで謳われているように先住民族の言語と文化の保存、再生、促進に基づいている。

人材育成に対する支援

【連邦政府】

⁴³ カナダ連邦政府文化遺産省芸術評議会ウェブサイト

⁴⁴ <http://www.canadacouncil.ca/NR/rdonlyres/9C89D055-3CAA-4219-BBC7-095BA966563>

カナダ連邦政府保健省 Native Friendship Center⁴⁵

カナダ連邦政府保健省が運営する Native Friendship Center は、1972 年にカナダ国内でそれぞれ独自に設立されていた先住民保護 NPO 施設を統括するために設立された。現在は 99 の施設と 15 の支部、7 つの地方協会をカナダ全土に持つ。

現在、カナダ国内では、都市部における先住民族の薬物・アルコール依存、犯罪、路上生活者の増加が社会問題となっており、こうした先住民族に対する衣食住提供、就業支援といった自立支援を行っている。また先住民族の文化を尊重する方針を採っており、アルバータ州エドモントン、ボニービル等のセンターでは、先住民族の芸術、伝統工芸品の研修も実施している⁴⁶。

この他にもニューファンドランド州の St. John センターでは、伝統的工芸品製作者の経済的な自立のために先住民族の彫刻、ビーズ工芸品、ジュエリーなど工芸品の展示を行っている。また、工芸品の広報にも力を入れており、各種展示会やアートフェア、雑誌などに紹介している。この他にも学校などにも理解促進のために披露している⁴⁷(図表 1.1.2-9)。

⁴⁵ Native Friendship Center ウェブサイト <http://www.nafc.ca/>

⁴⁶ Bonnyville Native Friendship Center ウェブサイト <http://www.bcnfc.com/>

⁴⁷ St Johns Native Friendship Center ウェブサイト <http://www.diand.info/ap/ss/sj/index-eng.asp>

【州】

ヌナブト⁴⁸準州 経済開発・貿易局 工芸・芸術促進政策(2008-2013年)

総人口2万7000人のうち85%がイヌイットの人口にあたりイヌイットの自治からなるヌナブト準州 経済開発・運輸局 (Department of Economic Dev. And Transportation)では、ヌナブト準州の伝統工芸・芸術セクター振興のため、伝統工芸・芸術促進政策(2008-2013年)を打ち出している⁴⁹。

同政策は、個人を対象とする Sanannguati 基金と団体や会社を対象とする Sanannguaqti Katujjiqatigiingit 基金の2つからなる。

図表 1.1.2 - 9 : ヌナブト準州の先住民工芸品促進政策

ヌナブト準州 経済開発・貿易局 工芸・芸術促進政策 (2008-2013年)
(A)Sanannguati Fund (手作りの伝統工芸品製作個人対象)
原料、機材購入支援 マーケティング支援 作品への付加価値を付けるための販売ルート開拓 研修 国内外への販売ルート開拓支援 その他既存の枠にとられない支援
(B)Sanannguaqti Katujjiqatigiingit Fund (伝統工芸を製作する団体、会社対象)
芸術分野のマーケティング支援 オンラインビジネス環境創設支援 研修・ワークショップ開催支援 作品への付加価値を付ける投資支援

出所)ヌナブト準州 経済開発・運輸局ウェブサイト <http://www.gov.nu.ca/policies/acd.pdf>

【その他】

Nunavik Fur

ジェームス湾および北イヌイット協定から国内の8千人イヌイット生活支援を実施するイヌイットの民間団体マキヴィクコーポレーションが設立された⁵⁰。このマキヴィクコーポレーションの子会社として Nunavik Fur (イヌイット毛皮製品会社)は運営されている。

なお、同社では、2003年から2004年にかけて、Kuujuuaqの研修施設において多くの先住民民族コミュニティを招聘し毛皮加工の技術向上の研修を実施した⁵¹。

⁴⁸ ヌナブトとはイヌイットの言語で「我々の土地」を意味する。

⁴⁹ ヌナブト準州 経済開発・貿易局ウェブサイト <http://www.gov.nu.ca/policies/acd.pdf>

⁵⁰ マキヴィクコーポレーションウェブサイト <http://www.gov.nu.ca/policies/acd.pdf>

⁵¹ Nunavik Fur 社 ウェブサイト

<http://www.makivik.org/index.php/en/subsidiary-companies/wholly-owned/nunavik-furs>

図表 1.1.2 - 10 : Nunavik Fur 社による毛皮加工の技術向上の研修の様子



出所) Nunavik Fur 社ウェブサイト

マーケティングを含む各種企業活動に対する支援

【連邦政府】

カナダ連邦政府は、主に 1960 年代から先住民族の住む地域へ専門の「工芸官」を置き、伝統的な芸術工芸品の発掘、新しい工芸品の開発を行ってきている⁵²。このうち、イヌイットの工芸品については James Houston 氏と工芸ギルトの功績が大きい。彼らの功績は、「高級志向」を目指し、アートとしての地位を獲得したことにある。一方、インディアン工芸品は、質より量の文化振興に重点を置いたため、イヌイットほどの認知度が高くなかったものの、モントリオール万博⁵³、バンクーバーオリンピックなどを通じその認知度を高めつつある。

James Archibald Houston 氏と工芸ギルト⁵⁴によるイヌイットアートの市場路開拓⁵⁵

1948 年に芸術家 James Archibald Houston 氏が絵画製作のため、ケベック州ポート・ハリソンにあるイヌイットのコミュニティを訪問し、自身の書いた絵とイヌイットの彫刻を交換した。その後、モントリオールに戻り、工芸ギルトに石鹸石でできた彫刻を見せたところ、気に入って、1949 年夏に連邦政府から 1100 カナダドルの予算をつけ東北極圏のイヌイット彫刻の買付けを行った。秋に工芸ギルトがモントリオールで「エスキモー・彫刻」展示会を実施し、すべての商品が完売となった。

その後、カナダ連邦政府は追加予算を確保し、この制度は「エージェント制度」と呼ばれる制度となった。これは、市場開拓支援のエージェントを設置する制度を設け、北極圏の芸術・工芸品の市場拡大のため Houston 氏を初の「工芸官」とし Cape Dorset 地区に送りこんだ。また同氏は、イヌイットアートをそれまでの量産生産から「高級アート」として転換し、南部地区で売り込みを行った。また、1957 年には、Houston 氏は日本で学んだ版画技術をイヌイットに伝授し、版画製作を始め同様の成功を収めた。

⁵² この他にも政府資金を得て、イヌイットの織物トレーニング、パイロットプロジェクト、タペストリープロジェクトなども実施されている。

⁵³ P.131 溝口智恵子「ミュージアムの政治学」東海大学出版会 2004 年

⁵⁴ 1905 年にモントリオールを拠点に設立された非営利組織

⁵⁵ カナダ連邦政府図書館アーカイブス <http://www.collectionscanada.gc.ca/3/10/t10-704-e.html>

これにより、工芸ギルドは、イヌイットアート市場を拡大させ、展示会もその後毎年開催されるようになった。連邦政府は、1950年にはプロモーションのため、西東ヨーロッパ、南米、中東での展示会を実施するようになった。

【州】

ヌナブト準州 経済開発・運輸局工芸・芸術促進政策(2008-2013年)

前述した伝統工芸・芸術促進政策(2008-2013年)では、イヌイット工芸品の市場開拓支援も行っている。

工芸品製作が主な生計手段となっている先住民あるいはヌナブト芸術工芸協会(NACA)会員が対象となる Sanannguati 基金プログラムは、原料、機材購入支援、マーケティング支援、作品への付加価値を付けるための販売ルート開拓、研修、国内外への販売ルート開拓支援、その他既存の枠にとられない支援をおこなっている。

また、工芸を製作する団体、会社対象とした Sanannguati Katujjiqatigiingit 基金プログラムでは、芸術分野のマーケティング支援、オンラインビジネス環境創設支援、研修・ワークショップ開催支援、作品への付加価値を付ける投資支援等を実施している。

モントリオール・イヌイット協会

モントリオール・イヌイット協会では、イヌイットの彫刻、版画などのイヌイットのアート作品がショップ内で販売し、先住民への新たな販路開拓の場を提供している⁵⁶。なお、同ショップは赤字経営のため、マキヴィクコーポレーションの資金支援を受けて運営されている。

Nunavut Tunngavik Incorporated (NTI)

Nunavut Tunngavik Incorporated (NTI) は、カナダ連邦政府のヌナブト土地条約(NLCA)に基づき設立された組織である⁵⁷。ヌナブト自治区、及びイヌイットにとってかせない自治区の水資源、自然動植物を得る権利を守るために設立された。

NTI は、少数民族の伝統工芸品作者に対し、助成、融資、企業とのマッチングなどを支援団体など通じて行っている。特に Cape Dorset 地区は、先住民族の伝統工芸品製作者が多いことで有名であり、Cape Dorset の優秀な伝統工芸品作者に賞を与えるなどして奨励している。

Nunavik creation⁵⁸

また、先住民族の工芸品販売を行っている Nunavik creation は、先住民が製作した工芸

⁵⁶ 岸上伸啓 「カナダイヌイットとの体験」国立民族博物館
<http://www.minpaku.ac.jp/staff/kishigami/031219.pdf>

⁵⁷ Nunavut Tunngavik Incorporated ウェブサイト
<http://www.tunngavik.com/2009/10/15/nti-congratulates-artists-of-the-cape-dorset-print-shop/>

⁵⁸ Nunavik creation 社ウェブサイト <http://www.nunavikcreations.com/>

品、文様を用いた衣類、スリッパ、手袋、アクセサリ等をウェブ上のオンラインショッピングサイトで販売し、市場開拓支援を行っている。なお、Nunavik creation は、マキヴィクコーポレーションの子会社である。

図表 1.1.2 - 11 : イヌイット伝統工芸模様 (Nunavik creation 社ウェブサイト)



出所) Nunavik creation ウェブサイト

権利保護 ~ 認証制度の導入、権利侵害に対する罰則規定の強化 ~

Igoo トレードマーク制度

カナダ連邦政府は、1958年にインディアン・Dene族、メティス、大西洋イヌイットの先住民族芸術・工芸品保護分野保護のために Igoo (イゴー・イヌイットの住む家) トレードマーク制度を設立している⁵⁹。同マークは、インディアン保護省 (DINAC)- 先住民評議会に申請しなければならない。一方で、同マークに似せた偽マークが市場に出回っており、同マーク製作を一社に統一するのが今後の課題となっている。

カナダ先住民は、カナダトレードマーク法 (Trade Mark Act) の公的権利を得ており、個々の著名な先住民族のデザイン、作品に関して登録なしで保護を受けることができる。具体的には、ブリティッシュコロンビア州のインディアン・Snueymuxw 族は、2000年に10の石の壁画デザインの登録に成功している。この登録により、Snueymuxw 族コミュニティ以外の会社、個人はそのデザインを利用できなくなっている。

⁵⁹ <http://www.artslaw.com.au/artlaw/archive/2006/06TradeMarkProtectionAndICIP.asp>

図表 1.1.2 - 11 : Igloo マークの例



出所) Canada arcticinuksuk 社ウェブサイト

http://www.arcticinuksuk.com/index.php?option=com_content&view=article&id=9&Itemid=8

基金による資金調達の円滑化

カナダ連邦政府文化遺産省芸術評議会による先住民族芸術プログラム⁶⁰

カナダ連邦政府文化遺産省(Department of Heritage Canada)芸術評議会(Canada Council for Art)は⁶¹、先住民族アドバイザー委員会と共同でカナダの先住民族の伝統工芸品活動を先住民族芸術プログラムで支援している。具体的には以下の助成金及び寄付金・賞制度がある。なお、同プログラムは、2008年から2009年までに689団体に1億5千800万カナダドルを投資している。

⁶⁰ カナダ連邦政府文化遺産省芸術評議会ウェブサイト

<http://www.canadacouncil.ca/NR/rdonlyres/9C89D055-3CAA-4219-BBC7-095BA966563>

⁶¹ 芸術評議会ウェブサイト <http://www.canadacouncil.ca/aboriginal/>

図表 1.1.2 - 12 : 芸術評議会先住民族芸術プログラム

文化遺産省 芸術評議会 (Canada Council for Art) 先住民族芸術プログラム
<p>助成金制度</p> <p>(1) The Flying Eagle (先住民族芸術活動に係る、用途が柔軟な短期・少額の支援制度)</p> <p>(2) 高齢者・若者遺産プログラム：先住民族芸術活動支援</p> <p>(3) 先住民族芸術キャパシティ・ビルディング組織 プロジェクト支援</p> <p>(4) 先住民族芸術キャパシティ・ビルディング組織 複数年プロジェクト支援</p> <p>(5) Albert クリエイティブ開発イニシアティブ (組織への支援)</p> <p>(6) 先住民族共同活動交流支援 (国内・国際プロジェクト支援)</p> <p>(7) 先住民族共同活動交流支援 (国内・国際旅費支援)</p>
<p>寄付金・報奨制度</p> <p>(1) 芸術マネージメントへの John Hobday 賞</p>

【州】

ヌナブト準州 文化・言語・高齢若者局

2001 年ヌナブト準州 文化・言語・高齢若者局 (Department of Culture, Language, Elders and Youth)では、廃止された芸術委員会 (Nunavut Arts Council) の復興を目指している。なお、同委員会は、ヌナブト準州の芸術家への資金支援等行っていた⁶²。

ヌナブト準州 経済開発・貿易局伝統工芸・芸術促進政策(2008-2013 年)

前述したヌナブト準州 経済開発・貿易局 (Department of Economic Dev. And Transportation)では、ヌナブト準州の伝統工芸・芸術セクター進行のため、伝統工芸・芸術促進政策(2008-2013 年)を出しており、同政策は、個人を対象とする Sanannguati 基金と団体や会社を対象とする Sanannguati Katujjiqatigiingit 基金の 2 つからなる。

【その他】

マキヴィクコーポレーション

前述したように、マキヴィクコーポレーションは、カナダ連邦政府による先住民族補償金を基金とし設立された先住民の民間団体である。国内の 8 千人イヌイト生活支援を実施している⁶³。

Nunavut Tunngavik Incorporated (NTI)

前述したように NTI は、少数民族の伝統工芸品作者に対し、グラント、ローン、企業とのマッチングなどを支援団体など通じて行っている。

1.1.3 オーストラリア (アボリジニ) の事例

⁶² ヌナブト準州 文化・言語・高齢若者局ウェブサイト <http://www.gov.nu.ca/policies/acp.pdf>

⁶³ マキヴィクコーポレーションウェブサイト <http://www.gov.nu.ca/policies/acd.pdf>

(1) 歴史認識

2006年の国勢調査によると、オーストラリアの先住民、アボリジニは45万5,031人、国民の2.2%に相当するとされている。歴史上、先住民保護という名の隔離政策がとられ、アボリジニはアボリジナル・リザーブ(居留地)に居住するようになった経緯がある。

現在では、アボリジニはオーストラリアの各地に暮らしている。うち、30%の人口が大都会に暮らし、43%の人口が各州の地方都市に暮らし、全体の27%を占めるアボリジニは山間部等の過疎地で生活している。かつて250種類の言葉を持っていたアボリジニはほとんどの言語が失ってしまい、今は45種類の言語しかないが、およそ5万人のアボリジニは先住民言語で話すことができると推測されている⁶⁴。

図表 1.1.3 - 1 アボリジニの人口 (2006年)

地域	人口(人)
ニューサウスウェールズ州	138,507
クイーンズランド州	127,580
西オーストラリア州	65,931
北部準州	53,662
ビクトリア州	27,846
南オーストラリア州	25,444
タスマニア州	17,384
首都地域	3,909
その他	233

出所): オーストラリア在日大使館資料 <http://www.australia.or.jp/aib/people.php>

1970年代の初期から先住民の人権が重視され、先住民の生活を支援する法律が設定される。当時のホイットラム労働党政権のもとで先住民問題を担当する「アボリジニ問題省 (Department of Aboriginal Affairs)」が設置された。また、同時にアボリジニ開発委員会 (Aboriginal Development Commission) が設置され、連邦政府の先住民政策に先住民の代表者の声を反映させる仕組みが作られた⁶⁵。1990年に「先住民およびトレス海峡島民委員会」(Aboriginal and Torres Strait Islanders Commission)が設立された、その後、1992年に連邦政府は先住民自立に向け、「先住民族事務委員会」(Council for Aboriginal and Torres Strait Islanders Affairs) を設立された。同年に、オーストラリアはアボリジニの先住権を公式的に認めた。1993年には豪州連邦政府は先住民による土地の所有を認める法令を制定された。しかし、連邦政府が認めたアボリジニの土地所有については、譲渡不

⁶⁴ 「中国エコ・ツーリズムウェブサイト」

<http://lvyou.eco.gov.cn/guojij/17/3/2009/1124/8130.html>

⁶⁵ オーストラリアにおける政府の総合性確保

http://kamome.lib.ynu.ac.jp/dspace/bitstream/10131/6585/1/214_05.pdf

可能であることや担保設定ができないなど様々な制約がある⁶⁶。他方、1999年に成立した「環境保全及び生物多様性保護法」(連邦法)では、先住民族の協力と先住民族の知識を活用して、環境保全することが明記された。2008年2月13日、ラッド首相は過去の政権が行った政策について先住民であるアボリジニに対し、公式に謝罪した⁶⁷。

なお、豪州政府は、毎年7月の第一週を「先住民およびトレス海峡諸島民」の記念日と定め、先住民文化を世界に周知することを目的として、世界各地でイベントを主催している⁶⁸。

(2)先住民の伝統工芸品概要

先住民の伝統工芸品は素材によって、以下に分けられる。

錫制 ピアス、プレスレット、指輪、ネックレス、キーホルダ、携帯ストラップ、ブーメランなど

木製 太鼓、笛、木彫人形、能面など

陶器 壺、コップ、皿など

織物 絨毯、Tシャツ、ネクタイ、帽子など

絵 木絵、貼り絵、布絵、絵織物、石絵など

(3)先住民支援体制

前述のように、1970年代の初期から、オーストラリア政府がアボリジニ問題を重視するようになり、先住民問題に関する法令、組織などが次々と制定・設立された。

アボリジニ・トレス海峡島民委員会 (Aboriginal and Torres Strait Islanders Commission, ATSIC)⁶⁹

ATSICは行政権限を持たないため、関係省庁に対して影響力をもつことができず、2005年には、政府の方針の下で廃止され、先住民対策については関係各省庁が各々で主たる事業として政策を実行すると共に、省庁と州・地方・コミュニティが連携して新しい機構が構築された(図1.1.3-2)。

1990年に連邦政府によって設立された組織であり、全国で35のアボリジニ地方委員会から選んだ17人の委員と、連邦政府が指名する2人の委員によって構成されている。この組織の権限と予算は連邦が決定している。委員会は先住民の経済的自立に力点を置き、伝統工芸品振興など先住民に安定的な収入源を与えるよう取り組んでいる。その機能は、先住民への融資及び補助金の提供(土地・住宅購入、起業化の資金)、先住民による社会、経済および文化発展のための補助金の提供、先住民への健康、スポーツ、法律、

⁶⁶ 181頁 青山晴美 「アボリジニで読むオーストラリア」明石書店 2008年

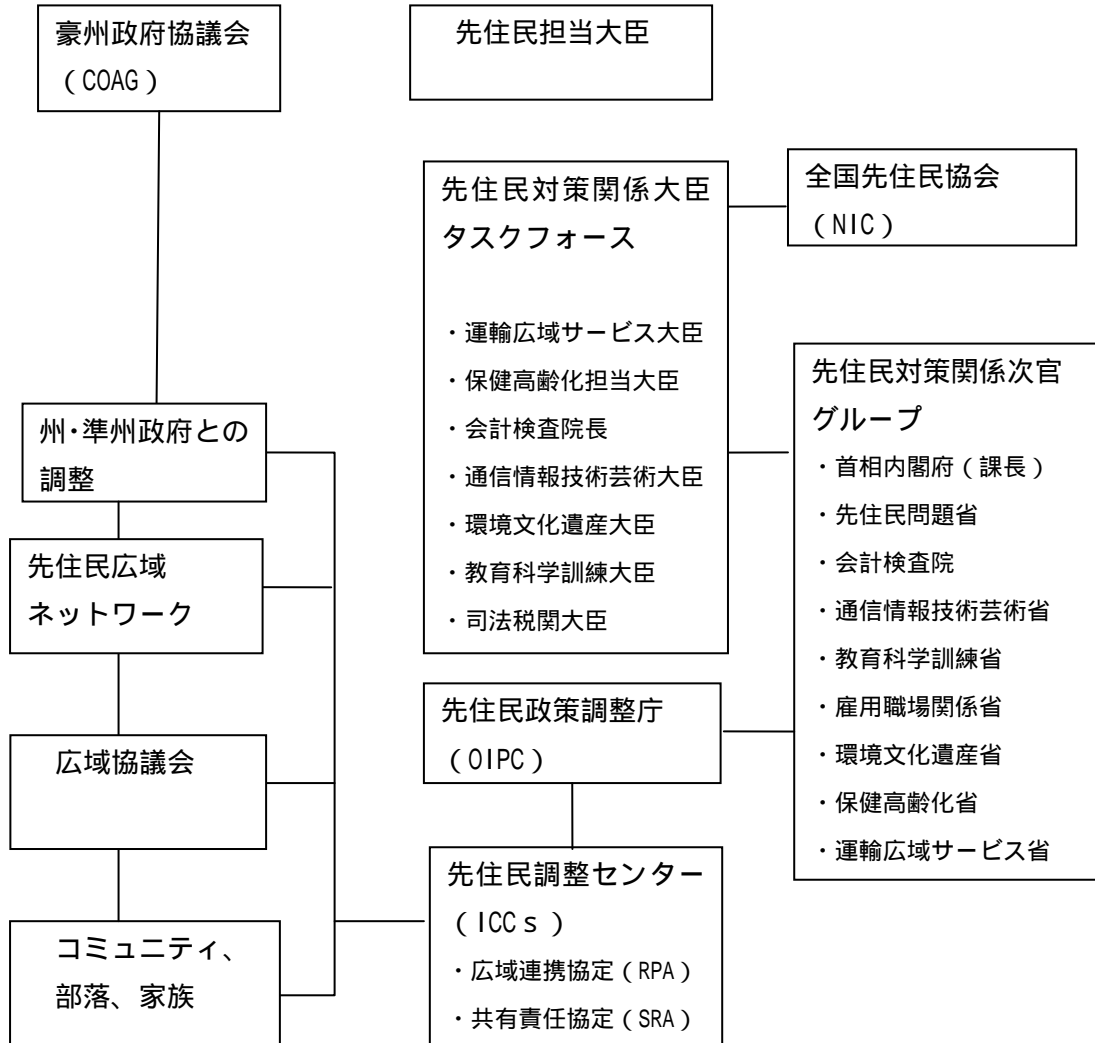
⁶⁷ 「産経ニュース」2008年2月12日 豪州 アボリジニに過去の政策を謝罪へ
<http://sankei.jp.msn.com/world/asia/080212/asi0802121930006-n1.htm>

⁶⁸ 「豪州商工会議所台北事務所」より

⁶⁹ 「オーストラリア発見」 <http://discover.australia.or.jp/chapter01/005.html>

文化保全などへの支援が挙げられる⁷⁰。

図 1.1.3 - 2 オーストラリア先住民問題対応組織図



出所) オーストラリアにおける政府の総合性確保 小池 治氏

http://kamome.lib.ynu.ac.jp/dspace/bitstream/10131/6585/1/214_05.pdf

⁷⁰ 「豪州先住民現状および関連政策の検討

http://docs.google.com/viewer?a=v&q=cache:DvhVw7xTrE8J:210.71.199.201/research/impdf/565.pdf+%E6%BE%B3%E6%B4%B2+%E5%8E%9F%E4%BD%8F%E6%B0%91+%E7%8E%B0%E7%8A%B6&hl=zh-TW&pid=bl&srcid=ADGEESjKuSGwBCFofuHl_pdjV4m40JaSr8nNtocQYfFE4U2r6P_5YERj3Ra02XED0nWeStxW_WHdQpHC6pNu122qqdorFZez7ewzkC_YhpL-I6KWNsvtQsYsLTd5D4q3Ph0wxFcaxGTH&sig=AHIEtbRLnr6Mtr4GwFgMMb8KY1IUK1_ztg

アボリジニ・トレス海峡諸島民文化研究所

当研究所は連邦政府から法定権限を付与されている独立機関である。同研究所の設立は1989年であるが、前進となる組織（Australian Institute of Aboriginal Studies、豪州アボリジニ研究所）の時代も含めると1960年代までさかのぼる。

アボリジニ・トレス海峡諸島民文化研究所は、先住民に係る総合的な調査研究機関であり、同研究所が保有する出版機関（Aboriginal Study Press）により、研究報告、CD、フィルム、ビデオ等を販売しているほか、先住民に係る文献資料や伝統工芸品等の製作品も多数所蔵している。また、展示会等を通じたアボリジニの生活様式や伝統工芸品をはじめとする商品の周知活動にも積極的に取り組んでいる。職員は、内外のアボリジニ研究者をはじめとして100名を超え、先住民の職員も多数在籍しており雇用の場としても貢献している。

(4) 支援政策

アボリジニに関する文化のPR活動

【連邦政府】

連邦政府は、積極的に先住民アボリジニの芸術・文化・工芸品を世界にPRして、先住民が存在する諸国との交流も盛んに行っている。2009年5月には、台湾行政院原住民委員会と豪州商工会議所の共催により⁷¹、台湾にて「台湾と豪州との先住民芸術家交流会」が行われた。

先住民文化は観光産業の不可欠な一部分として認識されており、連邦政府は州政府と連携して「豪州先住民文化観光の手引き」を作成している。その手引きでは、各州の先住民観光地、芸術センター、商店、レストランなどが掲載されている⁷²。

先住民族の文化、伝統工芸品は博物館の重要な展示品となっている。「オーストラリア博物館（Australian museum）」は1827年に建てられた国内でもっとも古い博物館であるが、館内には先住民族展示区が設けられ、先住民族の歴史、文化、工芸品などが展示されている。博物館の周辺の商店では、アボリジニに関する工芸品、書籍などが販売されている⁷³。一方、「パマギリ族文化センター（Pamagirri Cultural Center）」では、先住民伝統文化に関する多様な情報を入手することができる。

連邦政府出資で、ダーリングハーバーに先住民が管理する先住民観光施設が造られたが、先住民の工芸品販売などによる収入がセンターの管理費として利用されている。

また、連邦政府は「最高の芸術殿堂」と呼ばれるシドニーのオペラハウスで定期的のアボリジニによる舞踊など先住民の伝統芸能を披露しており、諸外国へのPRになっている⁷⁴。

⁷¹ 「台湾行政院原住民族委員会」

http://www.apc.gov.tw/main/docDetail/detail_news.jsp?linkRoot=1&docid=PA000000003082&cateID=A000074

⁷² 「自由自在旅遊サイト」<http://tw.travel.yahoo.com/topic/tw-travel.mook.com.tw/12375185359612>

⁷³ 「芸術中国ウェブサイト」

http://big5.china.com.cn/gate/big5/art.china.cn/haiwai/2010-02/22/content_3388634.htm

⁷⁴ 台湾行政院所属機関海外視察報告書

http://open.nat.gov.tw/OpenFront/report/show_file.jsp?sysId=C09603035&fileNo=001

【州政府・地方政府】

シドニー市政府は、老舗であるビクトリア百貨店（Queen Victoria Building）に「アボリジニ専門店」を設置している。店内では工芸品、民族楽器などがアボリジニの店員によって販売されている⁷⁵。

エコ・ツーリズムの推進

オーストラリアにおいて特徴的な少数民族に対する支援活動として、エコ・ツーリズムの推進が挙げられる。狩猟民族として移動を続けたアボリジニの足跡をたどりつつ、文化の周知を図るもので、伝統工芸品の販売促進につながっている。

ツアー例 1

オーストラリア最北部のアーネムランドの先住民居住区では、退職富裕層を対象としたガイド付きツアーがあり、美術購入や狩猟などを楽しむ観光が行われているなど、2000年代から滞在型観光が盛んになってきた。

ツアー例 2

シドニー、もしくは南オーストラリアのアデレードから参加できるキャンピングツアーで、10 日間に何度かアボリジニ居住区に立ち寄り、キャンプを行いつつ、アボリジニのメンバーから歴史、習慣などを説明してもらう体験型ツアー⁷⁶がある。

職業訓練

北部準州では、アボリジニ文化を紹介するガイドブックを作成して、公園管理関係者を対象とした研修を実施している。

ニューサウスウェールズ州では 2008 年に新たな教育政策が採択され、州内の公立学校に毎年 10 万豪州ドルの助成金が州政府から支給され、先住民生徒の教育のために用いられている。

権利保護～認証制度の導入、権利侵害に対する罰則規定の強化～

オーストラリアでは、伝統工芸品に対する特許制度が確立されている。代表的なものとして、植物から抽出した塗料で造られた絵画の特許をアボリジニに付与し、先住民以外の無断複製が禁止されている。

認証マーク

「国立先住民芸術促進協会」(National Indigenous Arts Advocacy Association, NIAAA) は、「先住民及びトレス海峡諸島委員会」(前掲)、「豪州芸術委員会」(Australia Council For the Arts) の指導を受け、先住民の芸術、工芸品、文化遺産などを保護する目的で、

⁷⁵ 同上

⁷⁶ 同 2

1999年に先住民商品認証マーク(an indigenous Label of Authenticity)を制定した⁷⁷。認証マークは、先住民による製作のもの、先住民と先住民以外の共同制作によるもの2種類の作品に対し一定の手続きを経て交付される。

図表 1.1.1-3 認証マーク



出所：<http://www.culture.com.au>

基金による資金調達の円滑化

【連邦政府】

- ・2009年度に、先住民芸術・文化を支援するために960万豪ドル、先住民が運営する事業への補助金として、13億豪州ドルが支出され、先住民に対して210の就職先が紹介された。
- ・2008年9月には、「オーストラリア原住民研究基金(The Indigenous Researchers Fund)」が設立され、年俸7万～8万豪州ドルで原住民研究員2名が採用された⁷⁸。
- ・2009年には連邦政府が24箇所にわたる先住民のアートセンターに約800万豪州ドルを投じ、芸術家のスタジオの建設や拡大、ギャラリーや事務所の改装に充てられた⁷⁹。

⁷⁷ 「伝統知識及び法的保護」

http://docs.google.com/viewer?a=v&q=cache:9kchJHOM_ZMJ:seed.agron.ntu.edu.tw/cbdcourse/08%2520%2520%25E5%2582%25B3%25E7%25B5%25B1%25E7%259F%25A5%25E8%25AD%2598%25E5%258F%258A%25E5%2585%25B6%25E6%25B3%2595%25E5%2588%25B6%25E4%25BF%259D%25E8%25AD%25B7.pdf+%E6%BE%B3%E6%B4%B2+%E5%8E%9F%E4%BD%8F%E6%B0%91+%E8%97%9D%E8%A1%93+%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E6%94%BF%E7%AD%96&hl=zh-TW&pid=bl&srcid=ADGEESjonGkzcmPZ6_Kb5vG0dd8y80Q5Ljd-gbiCrW6MXdk1gWYYE1jijjwsek6tHHuIKxFBDn2tzduHRhw3IKXw6m2jY5Z8eR39x4j1iUgIwo-OPBNNBQcZfHIAyRsEg7BjIp0VIwRAJ&sig=AHIEtbQ59AimVGXHP82Lvgj0zQCswpVWQ

⁷⁸ 台湾教育部電子報 http://epaper.edu.tw/windows.aspx?windows_sn=2152

⁷⁹ 「台湾教育部電子報」 http://epaper.edu.tw/windows.aspx?windows_sn=2329

1.1.4 ニュージーランド（マオリ）の事例

(1) 歴史認識

ニュージーランドの先住民マオリは、ポリネシアから移住し独自の文化を形成している。マオリの人口は50万人以上とされ、全人口に占める割合は15%弱といわれている。

1840年にイギリス政府とマオリ諸部族との代表者がワイタンギ条約を締結し、マオリは主権をイギリスに譲渡している。1860年代には条文の解釈の違いにより対立が激化、マオリ戦争が勃発した。

先住民政策として、ニュージーランド政府は1963年に国会でマオリ伝統工芸品技術を保護する法令を発表し、1967年に有名な観光地ファカレワレワ地熱谷でニュージーランド・マオリ工芸美術学校を設立した。1966年10月にはマオリ芸術と工芸の研究所が設立され、産業振興の拠点として活用した。マオリ文化を教育課程に取り入れている。

(2) 伝統工芸品概要

大別すると伝統的なマオリ植物を利用した織物と伝統的な文様にもとづく彫刻工芸品が挙げられる。中心は翡翠でできた宝飾品、編み工芸（亜麻やキウイの羽で作られるランガ）、彫刻などである⁸⁰。

(3) 支援体制

ニュージーランドでは、中央政府の取り組みとして、図表 1.1.4-1 のように文化・遺産省を中心とした先住民族の工芸品の支援策が取られている。また、図表 1.1.4-2 のようにオークランド市、マヌカウ市など各地方政府がそれぞれの委員会やコミュニティが地域のマオリ族工芸製作者支援のために資金支援などを行っている。この他にも図表 1.1.4-3 のように YMCA 女性信託基金などが独自にマオリ族の女性工芸製作者への資金支援などを提供している。

【中央政府】

ニュージーランド文化・遺産省を中心とした支援策がとられている。特にニュージーランド・マオリ工芸美術学校を設立し、マオリ文化の教育、伝統工芸品の技術継承、販売支援等、産業振興の立場から包括的な支援策がとられている。

【地方政府】

オークランド市政府 Tamaki コミュニティ委員会⁸¹

マオリ族の伝統工芸作成者に資金支援を実施している。

マヌカウ市 Creative Communities

⁸⁰ <http://nzdaisuki.com/nature/series/001/033.php>

⁸¹ <http://www.aucklandcity.govt.nz/council/members/boardmeetings/tamaki/m20090728.asp>

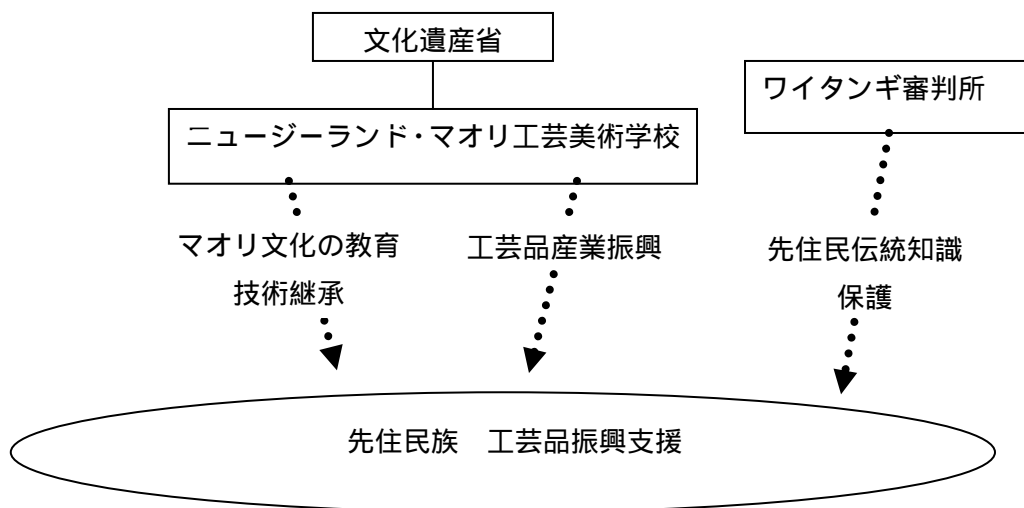
同市は、住民の30%が先住民(マオリ族)となっている。マオリ族の伝統工芸の研修などに対し資金支援を実施している⁸²。

【その他】

マオリ女性信託基金⁸³

YWCA マオリ族女性支援基金である。マオリ族の女性の諸活動に対する支援を行うための基金で、その一環で一部女性の伝統工芸品作成団体にも資金支援が行われている。

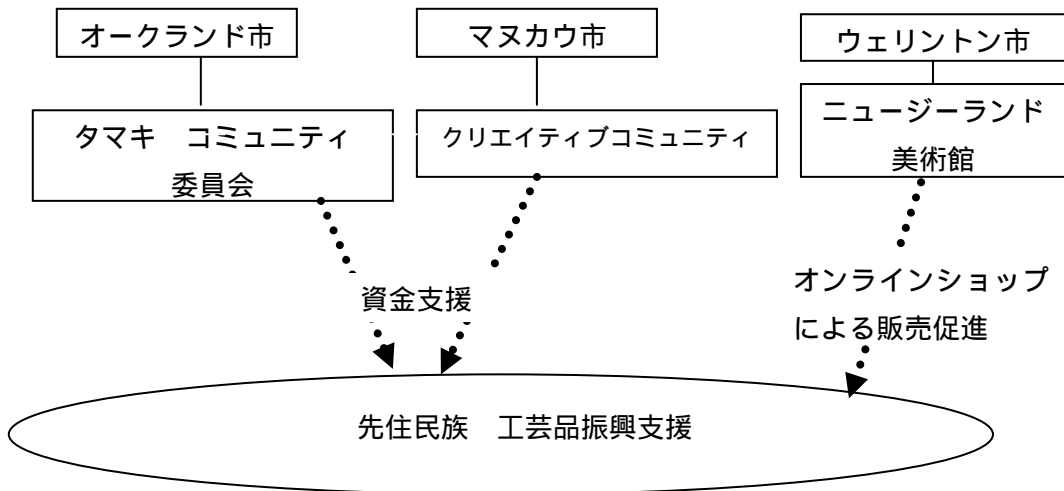
図表 1.1.4 - 1 : 政府による先住民の伝統工芸品に対する支援例



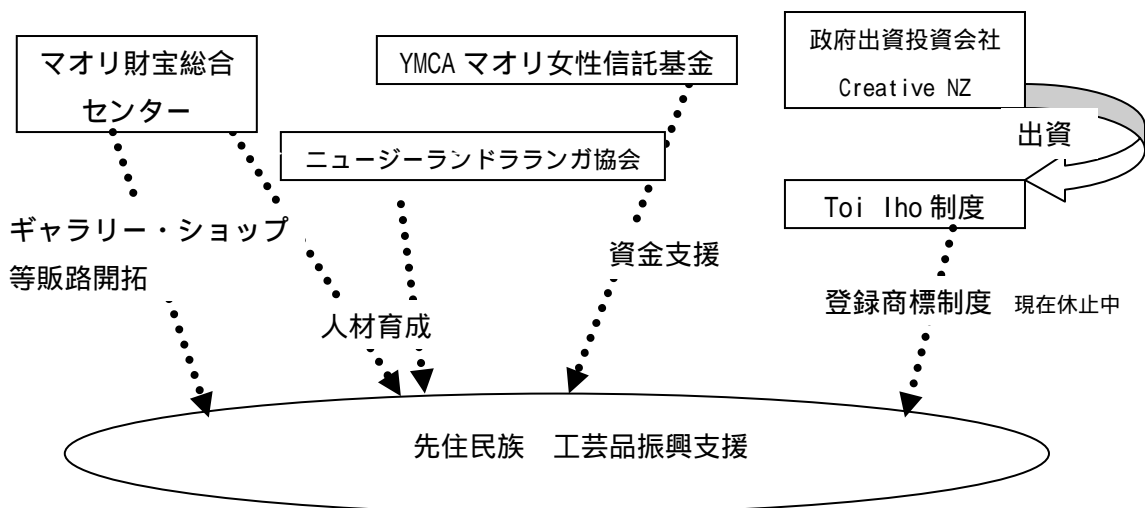
⁸² [http://www.manukau.govt.nz/SiteCollectionDocuments/Creative Communities NZ Manukau City Funding Scheme Minutes 24 September 2008](http://www.manukau.govt.nz/SiteCollectionDocuments/Creative%20Communities%20NZ%20Manukau%20City%20Funding%20Scheme%20Minutes%2024%20September%202008)

⁸³ http://www.ywca.org.nz/wellington/pages/Y_Shop.html

図表 1.1.4 - 2 : 地方政府による先住民の伝統工芸品に対する支援例



図表 1.1.4 - 3 : 協会、センター等による先住民の伝統工芸品に対する支援例



(4) 支援政策

PR 活動

【中央政府】

マオリ工芸美術学校（東京国立博物館と協力関係を締結）は、教職員 70 名を有し、生徒の 75% はマオリ族となっており、奨学金が支給されている。これまで 107 名の彫刻家を生み出し、作品は諸外国の著名人が保有している。学校の付属施設として観光土産店が運営されており、マオリ文化を代表する工芸品や日常用品が販売されるなど、PR 拠点としても機能している。

この他、北部のロトルア(マオリが多く居住し、ニュージーランドを代表する観光地ともなっている)には、「マオリ人文化村」が造られ、マオリ族の伝統工芸品が展示されている。

イベントでは、2003年9月にカナダで「Kiwa Pacific Connections exhibition」が開催され、販売されたマオリの伝統工芸品が初日で完売するなど高い評価を得た。

【地方政府】

ウェリントン市 ニュージーランド美術館では、Te Papa オンラインショップを併設し、マオリの伝統工芸品がオンラインで購入できる⁸⁴。

【民間】

ウェリントンには、マオリのアートと文化を継承することを目的とした総合施設「マオリ財宝総合センター(Maori Treasures complex)」があり、工房、ギャラリー、ショップ、喫茶店がある。

職業訓練

【政府】

ニュージーランド文化・遺産省(Ministry of Culture and Heritage New Zealand)⁸⁵

ニュージーランド文化・遺産省は、1967年に、当時消滅の危機に瀕していたマオリの伝統芸術の保護を目的として、「ニュージーランド・マオリ美術工芸学校」がロトルアに設立された。当校は1963年ニュージーランド・マオリ美術工芸学校法に基づき設立された法人である。当校の役割は、主に以下のとおりである。

- ・あらゆる種類のマオリ文化ならびに美術工芸にかかわる技術と認識を奨励・育成・促進する。
- ・マオリ美術工芸の技術をマオリの次世代に教える。
- ・マオリ美術工芸の実演・展示機会を提供するとともに、その場所を確保する。

運営方法

学校の資金は、主に付属のファカレワレワ地熱保護区への入場料と学校の制作活動に関心を寄せる観光客によって賄われている⁸⁶。

人材育成のポイント

マオリ美術工芸学校には織物専門学校と彫刻専門学校などに分かれている。織物専門学校では、伝統的織物技術の強化を目的としているが、生徒たちに織物方法だけでなく、各

⁸⁴ <http://www.tepapa.govt.nz/pages/default.aspx>

⁸⁵ http://www.accu.or.jp/ich/jp/training/casestudy_pdf/09_10/case_study_report_nz.pdf

⁸⁶ http://www.accu.or.jp/ich/jp/training/casestudy_pdf/09_10/case_study_report_nz.pdf

部落に固有の物語やデザインについても教えている。一方、彫刻専門学校は、開校以来、伝統技術を学ぶため、全国から学生が集まってきている。40年の間、卒業生は全国に散在する30以上の集会所（ワレヌイ）で彫刻に従事し、ニュージーランドを訪ねる賓客や著名人への贈答品を制作している。

マオリ文化支援

当校は最近、マオリ伝統芸能に一大イベントであるテ・マタティニの主要スポンサーに名乗りをあげる。マオリ美術工芸学校はマオリ族の彫刻・織物技術を復興することに大きく貢献した。

同校の設立を契機として、国内でマオリの美術工芸に関連する訓練施設で新たなプログラムが設定された他、工芸品支援組織も多く設立されることとなった。

【その他】

ニュージーランド・ラランガ協会（テ・ロオブ・ラランガ・ファトゥ・オ・アオテアロア）

同協会には200人以上の工芸家が所属し、編み工芸（ラランガ）の発展と技術向上を目指している。

市場開拓支援

主にマオリ工芸美術学校や美術館、マオリ財宝総合センター等の活動の枠組みにおいて市場開拓支援が実施されている。

権利保護～認証制度の導入、権利侵害に対する罰則規定の強化～

他の多くの先住民と同様、ニュージーランドのマオリ族の伝統的知識が無断に模倣、複製、商品化されている。当然、マオリは自らの伝統的知識の不正使用、神聖な芸術形式を粗悪化するこの行為に憤慨し、マオリ伝統的知識を適切に保護するために、多様な方法が試みられてきた。

一つは、ワイタンギ条約に基づく請求である。マオリは伝統的知識に関するクレームがあった場合には、法的機関であるワイタンギ審判所に対し、提出するものである。その代表例として、伝統的なマオリ植物及び自生種の医薬使用に関連するクレームの申し立てがある。

もう一つはマオリ作品の登録商標創設である。2002年に「toi iho」と呼ばれるマオリの作品に対する商標（toi iho maori made）が創設された。ほかに主にマオリとマオリ以外の共同制作による伝統的な作品に対する商標（toi iho mainly maori made）、同じくマオリとマオリ以外の共同制作ではあるが伝統的な技術やデザインの枠を超えた革新的な作品に対する商標（maori co-production）を示す二つの関連商標も作成された。これらの三つの登録商標は、マオリ芸術家より作成された真正且つ品質の高いマオリ作品の宣伝・販売

のために使用されてきた⁸⁷。

「toi iho」は、政府出資による投資会社 Creative New Zealand による出資と、登録者の初期登録料と年会費収入によって運営されてきたが、マオリの作家達の支持を十分に得るには至らず、Creative New Zealand 社は出資の凍結を発表した。同社は、出資凍結の理由として、toi iho が想定以下しか利用されていないこと、toi iho を利用しない成功者（商標なしでも十分な市場を確保している作者）が誕生していることを挙げているが、これにより toi iho 制度は機能停止の状態になっている。

図表1.1.4-1 toi ihoの認証マーク



出所) toi iho ホームページ <http://www.toi iho.com>

⁸⁷ 「ニュージーランドにおけるマオリの知的財産の保護」
http://www.juris.hokudai.ac.jp/coe/pressinfo/journal/vol_19/19_8.pdf

1.1.5 フィンランド等（サーミ族）の事例

(1) 歴史認識

サーミ族とはスカンジナビア半島北部ラップランド及びロシア北部コラ半島に居住する少数民族である。フィン・ウゴル系。サーミ語を話す、ほとんどがスウェーデン語、フィンランド語、ロシア語、ノルウェー語なども話すバイリンガルである。かつては「ラップ人」とも呼ばれていたが、近年は蔑称のため避けられている。

サーミ族は、元来、山、森、湖、海岸というそれぞれ特徴のある環境で生活していた。彼らは、大きく分けて二つのグループに分かれている。トナカイ飼育をして生活している人たちと、主に漁業、農業を営んで生活してきた人たちである⁸⁸。

現在、サーミ族の総人口はおよそ 80,000 人～100,000 人と推測されており、主にフィンランド、ノルウェー、スウェーデン、ロシアに集中しているが、その分布は下表のとおりである⁸⁹。

図表 1.1.5 - 1 サーミ人口分布概要

地域	人口(数)
ノルウェー	40,000
スウェーデン	20,000
フィンランド	6,500～7,500
ロシア	2,000

1950 年代始めごろから、サーミ人の居住する北欧 3 国では、トナカイ飼育に関する利益団体、サーミ文化保護団体の活動が活発化した。1953 年には、北欧 3 国のサーミ族全国組織の代表をメンバーとする第一回「北欧サーミ評議会」が設置された（旧ソ連時代では、ロシアのサーミ族は他の 3 国のサーミ族の間に全く付き合いがなかった）。1973 年に、この「北欧サーミ評議会」はノルウェーで、「北欧サーミ研究所」をつくった。その研究所ではサーミ語とサーミ研究が行われている⁹⁰。1986 年にサーミ族が民族の歌と旗を作り、1993 年以降、毎年 2 月 6 日を民族記念日（1917 年 2 月 6 日に開催された第 1 回サーメ会議を記念する日）として祝っている⁹¹。

(2) 伝統工芸品概要

サーミ族が作った手工芸品は、ドウオッチ（Duodje）と呼ばれている。工芸品といって

⁸⁸ 大沢 喜子 「北欧のサンタクロース村観光と少数民族サーミ人」3 頁
http://www.soc.toyo.ac.jp/culture/menu/ronbun/ronbun_pdf/2004/osawa.pdf

⁸⁹ 「百度百科」<http://baike.baidu.com/view/1062671.htm>

⁹⁰ 小面 裕 「サーミ人の生活と文化」<http://www2.incl.ne.jp/~komote/link3.htm>

⁹¹ 「台湾行政院原住民族委員会 W E B」
http://www.tipp.org.tw/formosan/news/news_detail.aspx?id=20100210000035

も鑑賞のためのものではなく、あくまでも日用品として、機能的、実際のデザインのものほとんどである。その手工芸品には、様々な素材が使われる。木や骨、動物の皮や真珠、ブリキ、刺繍、レースなどが主にあげられるが、最も伝統的な資源はトナカイである。トナカイの角でナイフの柄を作り、トナカイの毛皮で衣類や靴を作る。

これら工芸品は、観光客だけでなく、スカンディナヴィア人たちにも販売されている。売上は、地元の経済に大きく貢献し、従来の日用品であった手工芸品は、いまや商品として市場を拡大させている。

(3) 支援体制

前述のように、サーミ族、特に北欧3国に暮らしている人たちが緊密な関係を持っている。1953年に設立された「北欧サーミ評議会」は全体的にサーミ族の文化・生活を支援している。その一例として、サーミ族工芸品を模倣品から守るために、認証マークを作ったことがあげられる。

認証制度（北欧サーミ評議会による）

欧州との交流機会の拡大に伴い、サーミ族による商品ではない模倣品が市場で流通してきた。このため、北欧サーミ評議会では、手工芸委員会を設置し、民族手工芸品文化の復興・振興に努めるとともに、著作権の管理に乗り出し、サーミ族が作った工芸品には、「サーミ・ドゥオッチ（サーミ族の本当の手工芸品）」という名の商標を付けるようになった。商標には通し番号が打たれ、製作者に関する情報を得ることもできる⁹²。

サーミ族はロシアにも居住しているが、小規模であり、最もサーミ族を重視している国はノルウェーとフィンランドであるため、以下ではノルウェー、フィンランド、スウェーデンのみに限定し、支援策の概要を示す。

ノルウェーの政策

ノルウェーに住んでいるサーミ族はおよそ40,000人で、ノルウェー人口の1%未満である。20世紀の初め頃、ノルウェー政府がサーミ族に対して、過酷な同化政策を押しつけ、ノルウェー語の学習も強要した。この結果、サーミ族の存亡が脅かされ、サーミ族は生き残るため、政府との権利保護を求める活動を開始した。その結果、ノルウェー政府はサーミ族に対する不当な扱いを認め、1997年にハラルド5世国王は演説の中で、「ノルウェーはサーミ族とノルウェー人という二つの民族から構成された国家」と声明し、サーミ族が過去に受けた処遇について謝罪した。政府は2000年に7500万ノルウェー・クローネ（およそ13億円）を投入し、サーミ民族基金を設立した。基金はサーミ文化を守るために活用されている。以下はサーミ人に対する政策の変遷である⁹³。

⁹² 同3

⁹³ 自由時報「電子版」(2009.05.09) <http://www.libertytimes.com.tw/2009/new/may/9/today-o6.htm>

図表 1.1.5 - 2 サーミ政策の歩み

サーミ政策の歩み	
1987 年	サーミ民族法が通過
1989 年	サーミ議会在が設立
1989 年	サーミ大学学院が設立
1997 年	ハラール 5 世国王が正式に謝罪
1997 年	サーミ人族地権利委員会
2000 年	7500 万ノルウェー・クローネを投入し、サーミ民族基金を設立
2004 年	サーミ人裁判所が設立

ノルウェーのサーミ議会

ノルウェーのサーミ議会在が 1989 年 10 月 9 日に設立された。四年ごとに国会と同じ時期に選挙が行われている。サーミ議会在の役割は サーミ族の基本権利を守る、サーミ文化、言語及び生活を守る、サーミ族の伝統を持続させるとのことである。成果として、サーミの子供全員がサーミ語教育を受ける権利を得ることとなった⁹⁴。

サーミ議会在には国家予算を分配する権利があるが、立法権を持っていないため、国会を通じて問題を解決してもらっている。

サーミ大学学院

1989 年に設立された大学で、サーミ語、サーミ文学、サーミ伝統文化、サーミ芸術をここで学ぶことができるが、ほとんどの授業はサーミ語で行われている。現時点では生徒数が 220 名、教員が 30 名くらいで、大部分の生徒がノルウェー出身のサーミ人であるが、フィンランド、スウェーデン、ロシア出身者もいる⁹⁵。

フィンランドの政策

現在、フィンランドにおよそ 7,500 人のサーミ族が、主に北極のラップランドに集中して生活している。フィンランド憲法第 17 条には「サーミ族の文化及び言語を保護」という内

⁹⁴ 「中国政府ネット」 <http://www.norway.org.cn/>
http://www.norway.org.cn/News_and_events/policy/4/#top

⁹⁵ 教育部中国教育国際交流協会 <http://www.bonoffer.com/school/school/view/id/2337>

容が明記されている。フィンランド政府はサーミ文化を守るために、多種多様な施策を実施している。

イナリ（Inari）にあるサーミ博物館は、1998年に開館、サーミ族の歴史、文化など民族資料を展示しており、サーミ族による作品も大量に展示されている。展示品の中には千年の歴史を持つものがある。また、首都ヘルシンキにあるフィンランド国立博物館では1920年代までのサーミ文化財を展示している。国立博物館は収蔵品をネット上に公開しているが、最初に公開されたのがサーミ族の資料であり、政府がサーミ文化を重視する証左だと言われている⁹⁶。

近年、フィンランドでは観光産業が成長しているが、観光地でサーミ族がトナカイにソリを引かせて観光客の荷物を運んだり、観光客に工芸品を売ったりすることで、サーミ族の生計を大きく支えている⁹⁷。

また、20世紀の後半からサーミ語の授業が認められた。また、1992年に公共機関でサーミ語の使用も認可された。現在全国でサーミ語の教育を受けた学生がおよそ600人いる⁹⁸。

サーミ議会

1973年には、サーミ議会が設立された。フィンランドに住むサーミ族によって4年ごとに選出される20名の議員から構成される民族特別議会である。

サーミ代表団

ラップランド県知事、5名のフィンランド関係庁代表者、5名の「サーミ議会」代表者によって構成される。この組織は北欧諸国の国際機関である「北欧評議会」、「北欧閣僚評議会」から成り立ち、サーミ問題に関して各国からのさまざまな勧告に対するフィンランド行政側の受け皿として作られた⁹⁹。

ラップランド大学北方研究所

1992年にラップランド大学北方研究所が設立され¹⁰⁰、サーミ族の生活用品が多く展示されている。サーミ族文化に触れ合う場所として注目されつつある。

⁹⁶ 放送大学研究年報 第25号（2007） 99頁 <http://lib.u-air.ac.jp/nenpou/no25/011.pdf>

⁹⁷ 「新華ネット」 2005年11月09日 http://www.xinhuanet.com/http://news.xinhuanet.com/travel/2005-11/24/content_3829046.htm

⁹⁸ 「搜狐旅遊ネット」 http://travel.sohu.com/http://travel.sohu.com/20070515/n250034084_1.shtml

⁹⁹ 同上

¹⁰⁰ 大沢喜子「北欧のサンタクロース村観光と少数民族サーミ人」3頁 東洋大学社会学部卒業論文 http://www.soc.toyo.ac.jp/culture/menu/ronbun/ronbun_pdf/2004/osawa.pdf

スウェーデンの政策

スウェーデンで暮らしているサーミ人は約 20,000 人と推測されているが、そのうち 70% が首都ストックホルム、残りの 30% が北部の都市で暮らしている。都市部で生活しているサーミ人は普通のスウェーデン人とほとんど変わらない¹⁰¹。

歴史上、スウェーデンもサーミ族に対して同化政策を行ったが、サーミ語、サーミ文化が滅亡する状況に陥り、1960 年代からスウェーデン政府がサーミ族に対して緩和政策を始めた。

サーミ族の保護政策

2009 年からサーミ族の子供は、小学校 6 年までサーミ学校で教育を受けることが義務付けられている。

スウェーデンのラップランド地区はサーミの歴史、文化、サーミ族の生活と触れ合うことができる場所として観光客の関心を集めている。スウェーデン政府は、この地域の観光価値を守るため、伝統的なトナカイ放牧業を取り入れるなどの保護政策を行っており、1996 年にスウェーデン領のラップランドはユネスコ世界遺産に登録された¹⁰²。また、トナカイを放牧する権利がサーミ人だけにあるという法律が定められた¹⁰³。

ヨックモック (Jokkmokk) では、毎年恒例の観光祭りが行われ、サーミ族が伝統工芸品を販売し、サーミ舞踏・音楽の披露も行っている。現地にあるサーミ博物館 (AJTTE) は、祭事中にサーミ族をテーマとしたフォーラムを開催し、観光客の意見を聞き取るコーナーも設置しているなど重要な役割を果たしている¹⁰⁴。

テレビ局

2001 年 8 月 20 日に開局したサーミ人向けのテレビ局はノルウェー政府とスウェーデン政府が連携したものであり、2002 年 1 月からフィンランド向け放送が始まり、現在ではロシアでも放送されている¹⁰⁵。

¹⁰¹ 環球時報 <http://www.huanqiu.com/>

<http://world.huanqiu.com/roll/2009-03/394560.html>

¹⁰² 「海外エコ・ツーリズムの現状」<http://www.xwlunwen.com/>

<http://www.minnanlunwen.com/bencandy.php?fid=52&id=267>

¹⁰³ 中国人民共和国国家民族事務委員会 2009 年 6 月 4 日

<http://www.seac.gov.cn/gjmw/zt/2009-06-04/1243138871458884.htm>

¹⁰⁴ 「奇創ネット」<http://www.2020china.com/index.shtml>

<http://www.2020china.com/mag/nvision04/2007-1/25/20070125333.shtml>

¹⁰⁵ 「世界放送参考」2002.5 月

<http://academic.mediachina.net/article.php?id=3235#>

1.1.6 台湾（政府認定 14 民族など）の事例

(1) 歴史認識

台湾では、現在 14 の民族（アミ族、パイワン族、タイヤル族、ブヌン族、タロコ族、ルカイ族、プユマ族、セデック族、ツォウ族、サイシャット族、タオ族、クバラン族、サオ族、サキザヤ族）が政府から先住民族の認定を受けており、主に中部山地や東海岸沿いに居住している。2009 年 12 月末時点における 14 民族の人口総数は約 50 万人（台湾総人口の約 2.2%）であり、うち約 1 / 3（約 18 万人）をアミ族が占めている。

なお、台湾では「先住民」という表現は用いられず、組織や法制度の名称に「原住民」という語句が用いられているため、以下ではすべて「原住民」と表記する（「図表 1.1.6 1」参照）。

図表 1.1.6 - 1 台湾の原住民族概要

民族	日本語名	中国語/英語名	人口(人)	男性(人)	女性(人)
1	アミ族	阿美族/Amis	183,799	91,191	92,608
2	パイワン族	排湾族/Paiwan	88,323	43,109	45,214
3	タイヤル族	泰雅族/Atayal	80,061	38,165	41,896
4	ブヌン族	布農族/Bunun	51,447	25,156	26,291
5	タロコ族	太魯閣族/Truku	25,857	12,573	13,284
6	ルカイ族	魯凱族/Rukai	11,850	5,817	6,033
7	プユマ族	卑南族/Puyuma	11,911	5,815	6,096
8	セデック族	賽德克族/Sediq	6,606	3,445	3,161
9	ツォウ族	鄒族/Tsou	6,712	3,301	3,432
10	サイシャット族	賽夏族/Saisiyat	5,900	2,910	2,990
11	タオ族	雅美族/Yami	3,748	1,837	1,911
12	クバラン族	葛碼蘭族/Kavalan	1,218	618	600
13	サオ族	邵族/Thao	693	339	354
14	サキザヤ族	撒奇萊雅族/Sakizaya	442	224	218

出所) 台湾行政院原住民族委員会ホームページより作成

<http://www.apc.gov.tw/main/ecards/ecardList.jsp?&linkRoot=12>

台湾原住民が台湾に居住した歴史は 8000 年前に遡る。現在では 14 民族が認定されているが、18 世紀の清朝では、政府に馴染んでいる民族は「熟番」と呼ばれ、従わない原住民族は「生番」と呼ばれていた。日本の植民地となった 1890 年代初期には、日本人類学者によって原住民族が 9 の族に区分されていた。第二次世界大戦後、国民党によって支配され

た台湾では、「平地同胞」と「山地同胞」という呼称で原住民族を区分するようになり、原住民族に対する同化・差別・抑圧政策を進めた。種々な汚名を着せられた結果、原住民族は台湾社会の最下層に位置づけられるようになった。

1970年代に入って、原住民族にアイデンティティ意識が徐々に強くなり、1980年代に入ると、「正名運動」、「母語を返せ運動」、「土地を返せ運動」などが台湾各地で行われた¹⁰⁶。

1984年に原住民族による「台湾原住民族権利促進会」(略語、原権会)という人権団体が設立され、12月29日の設立大会では、従来の「山胞」、「少数民族」、「高山族」、「先住民」、「土著人」、「山人」などの呼称を捨てて、「原住民」(Aborigines)という呼称に統一してほしいという主張が出てきた。しかし当時は原権会のメンバーが35人しかいないため、大きな変革には及ばなかった。

1991年4月8日、第一回国民大会の憲法改革会議では、「原権会」が再び「台湾原住民族」という呼称で現有の「山地同胞」、「平地同胞」に取って代わる主張を提出したが、許可されなかった。

翌年5月の会議では、「原権会」が「民進党」代表を通じて、「原住民族」という呼称を求める、土地所有権の保障、専門機関の設置、原住民族の自治に関する要求を提出したが、認められなかった。その後、「正名運動」(原住民族という呼称への変更運動)が当時の野党「民進党」の支持の下で展開された。当時総統李登輝はその情勢が阻止できないと判断し、やむを得ずに「原住民」という呼称を認める指示を出し、1996年に行政院原住民族委員会が設立された。原住民の地位向上を目的とする台湾行政院原住民族委員会は、その後各地域にも広まり、原住民族問題を解決する専門的な組織体系が形成され、1998年には立法院で「原住民族教育法」が通過した。

2000年の政権交代で、民進党が政権を取り、政権公約で「台湾と原住民の新たなパートナー関係」が宣言された。陳水扁政権は、2000～2008年までの在任8年間に、原住民に関する法令、政策を取り入れていった¹⁰⁷。

2001年に「原住民労働権保障法」、「原住民身分法」、2002年に「原住民族認定法」、2003年に「氏名法令」、2005年に「原住民族基本法」などが制定され、原住民の伝統文化や言語の保存と伝承を目的として、豪州に次いで世界で二番目となる原住民テレビ局が開局した。テレビでは、原住民集落のニュースやドキュメンタリーをはじめ、文化紹介番組や、原住民族語の教育番組なども放送されるようになった。同局は2007年に台湾公共放送グループの傘下に入り非営利公共放送局として現在に至っている。

2007年9月13日に国連総会で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、先住民族への対策はその国の民主主義の熟度を表すものであるため、国際社会では先住民族の文化、人権、自治に関心を寄せる国や自治体が増え続けてきた。台湾人口の2%しか過ぎない原住民族は台湾とは運命共同体であることが台湾社会に浸透しつつある。こうした国際情勢の下で、2008年の馬英九政権発足以降、同政権は、原住民を重視する路線を

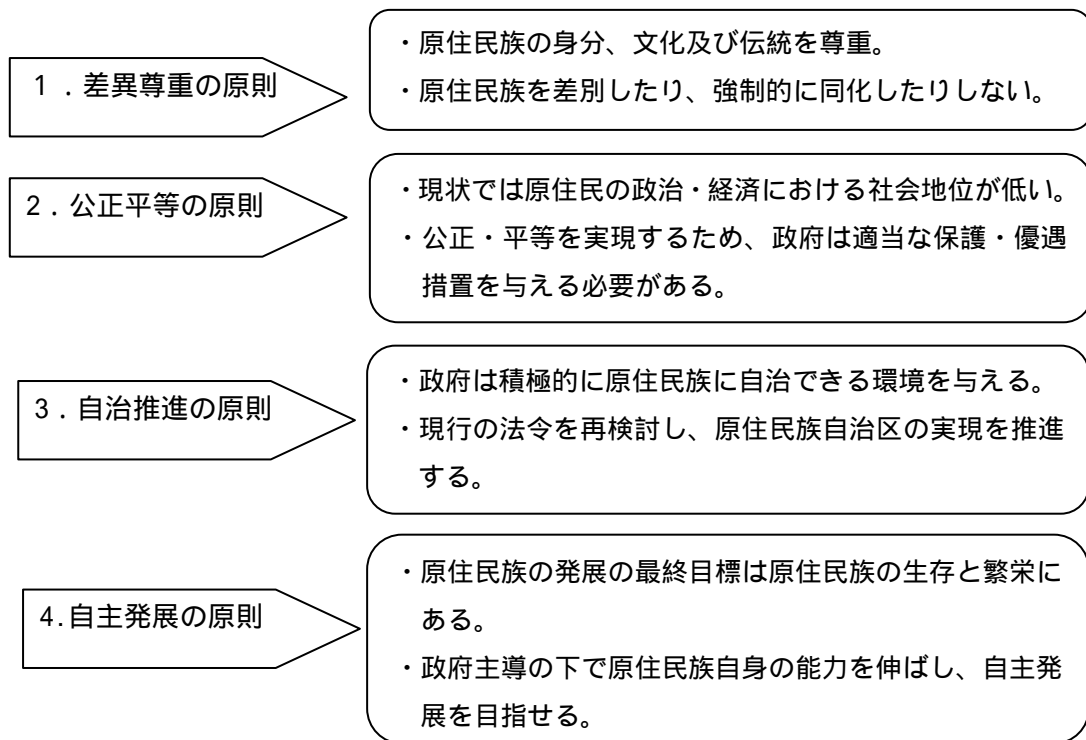
¹⁰⁶ 山本春樹等編 2004年「台湾原住民族の現在」 草風館 12頁

¹⁰⁷ 孫大川「台湾原住民族法制発展の検証」 http://140.119.61.161/blog/forum_detail.php?id=2036

さらに推進し、原住民族の生活、文化、伝統を保障する前提で、「四つの原則」に基づく原住民族政策を企画している。

その「四つの原則」とは下図に示すとおりである¹⁰⁸。

図表 1.1.6 - 2 原住民に対する原則



原住民族政策のガイドライン(四つの原則)を確立してから、馬英九政権は北米(アメリカ、カナダ)の原住民族政策を参考しながら原住民への保護政策を打ち出してきており、支援政策は12あるが、あらゆる面で原住民族を支援している(「図表 1.6 3」)¹⁰⁹。

図表 1.1.6 - 3 馬英九政権の原住民族政策

1	原住民自治区を設立 徐々に原住民による自治を実現させる	7	「原住民文化産業認証マーク」制度を推進し、「原住民伝承賞」を設立
2	原住民部落と国土保護・保育のため、 4年間かけて500億円を投入	8	「原住民創業育成センター」、「原住民製品拓銷機構」を設立
3	文化差異を尊重し、原住民族の法的権利を守る	9	資金調達の協力(融資と担保の協力)
4	原住民人材育成を強化し、就職・就学の機会を拡大	10	産業サービス機関を設立し、原住民族事業の展開をサポート

¹⁰⁸ 「馬英九、蕭万長原住民族政策」 <http://www.ma19.net/>

¹⁰⁹ 「行政院研究發展考核委員会」(97年8月) <http://www.rdec.gov.tw/public/data/951514352571.pdf>

5	原住民族による観光産業と「三生」産業の発展をサポート 「三生」とは生産・生活・生態を意味する	11	原住民部落長を選ぶ方法を尊重し、部落長懇談会の機能を強化
6	・原住民福祉システムを充実 ・医療資源を充実	12	原住民文化遺産を保護し、原住民族研究強化へ

以上の政策では、原住民のみ対象とする政策もあるし、原住民、原住民会社および関連機構を対象とする支援政策もある。例えば、「原住民総合発展基金」は原住民対象の基金であり、原住民個人、原住民会社、原住民組合及び関連機構は対象になるが、原住民と関連する機関（原住民従業員がいる機関）も支援対象になる。一方、「原住民伝承賞」、「原住民工芸品師認証制度」の対象は原住民に限定されている。

また、原住民職能訓練に関しては、受講者は非原住民、その配偶者は原住民であれば、受講することが可能である。

(2) 伝統工芸品概要

台湾原住民の伝統工芸品としては、民族による違いはあるものの、概ね 竹・籐製品、木彫刻、織物、刺繍、編み物、編珠、民族装飾品などが挙げられる。

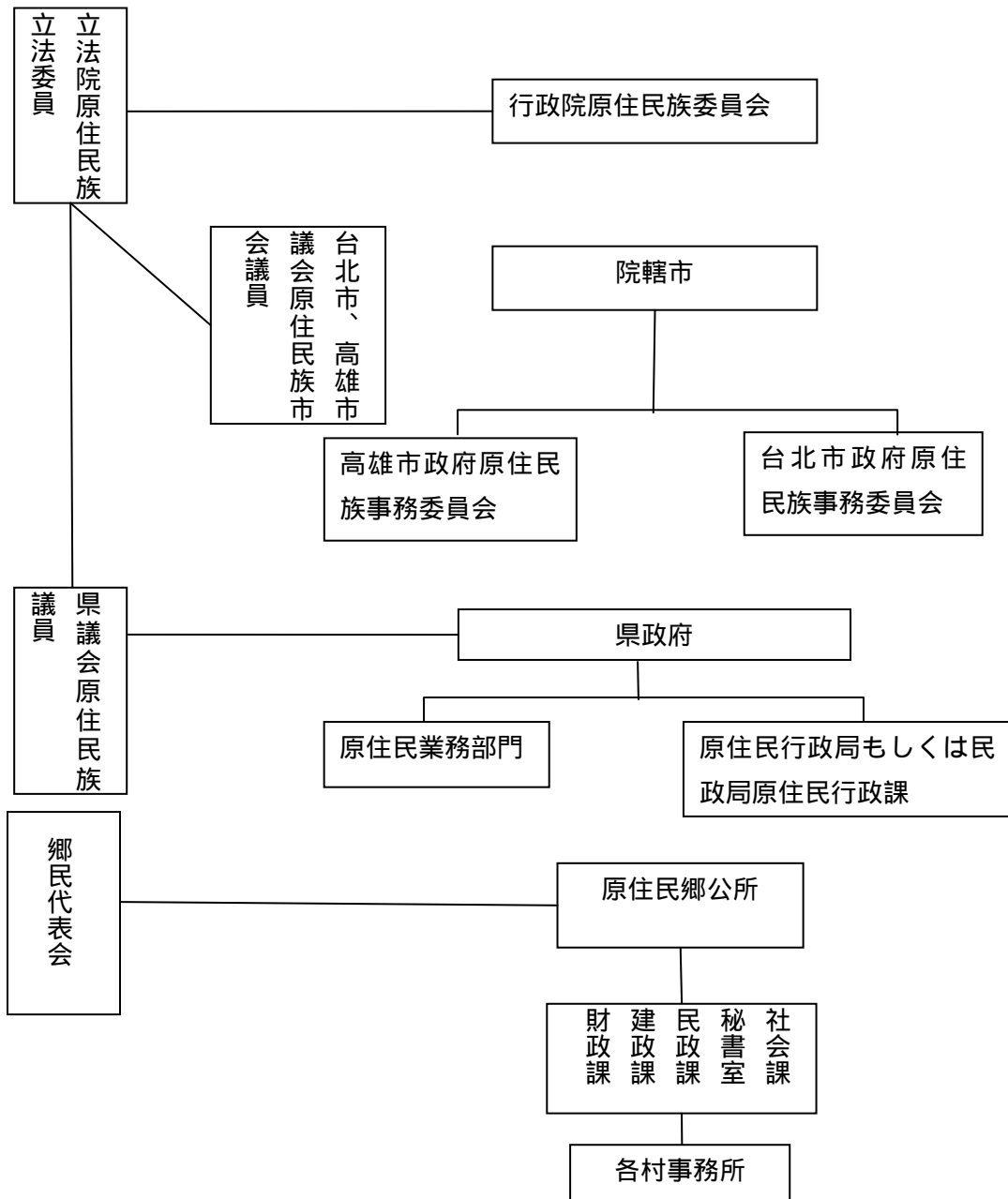
原住民工芸品はすべて手作りであり、工芸品には男性が製作するものと女性が製作するものがある（民族により、ルールが異なる）。例えば、アミ族では、狩猟道具の生産は男性が行うのに対し、陶器の製造は女性が行う。デザインは伝統を重視しており、大きな変化はみられない。各民族は工芸品に民族として尊重する動物等を記載する。例えば、狩猟民族は木彫刻品に鹿、猪の模様を入れるのに対し、漁業民族は魚模様を取り入れている。

(3) 支援体制

台湾では、原住民族問題に関わる最高行政機関は行政院原住民族委員会である。当委員会は法に基づき全国の原住民業務を所管し、直轄市（台北市、高雄市）政府には原住民族事務委員会が設立されている。県、市、郷、鎮における原住民族事務委員会も設けている。

行政院教育部、行政院勞工委員会などの機関は原住民族の教育、就労問題について、原住民族委員会と提携し、業務を行っている台湾の原住民行政組織図と原住民業務の分担については、次表のとおりである（「図表 1.1.6 - 4、5」）。

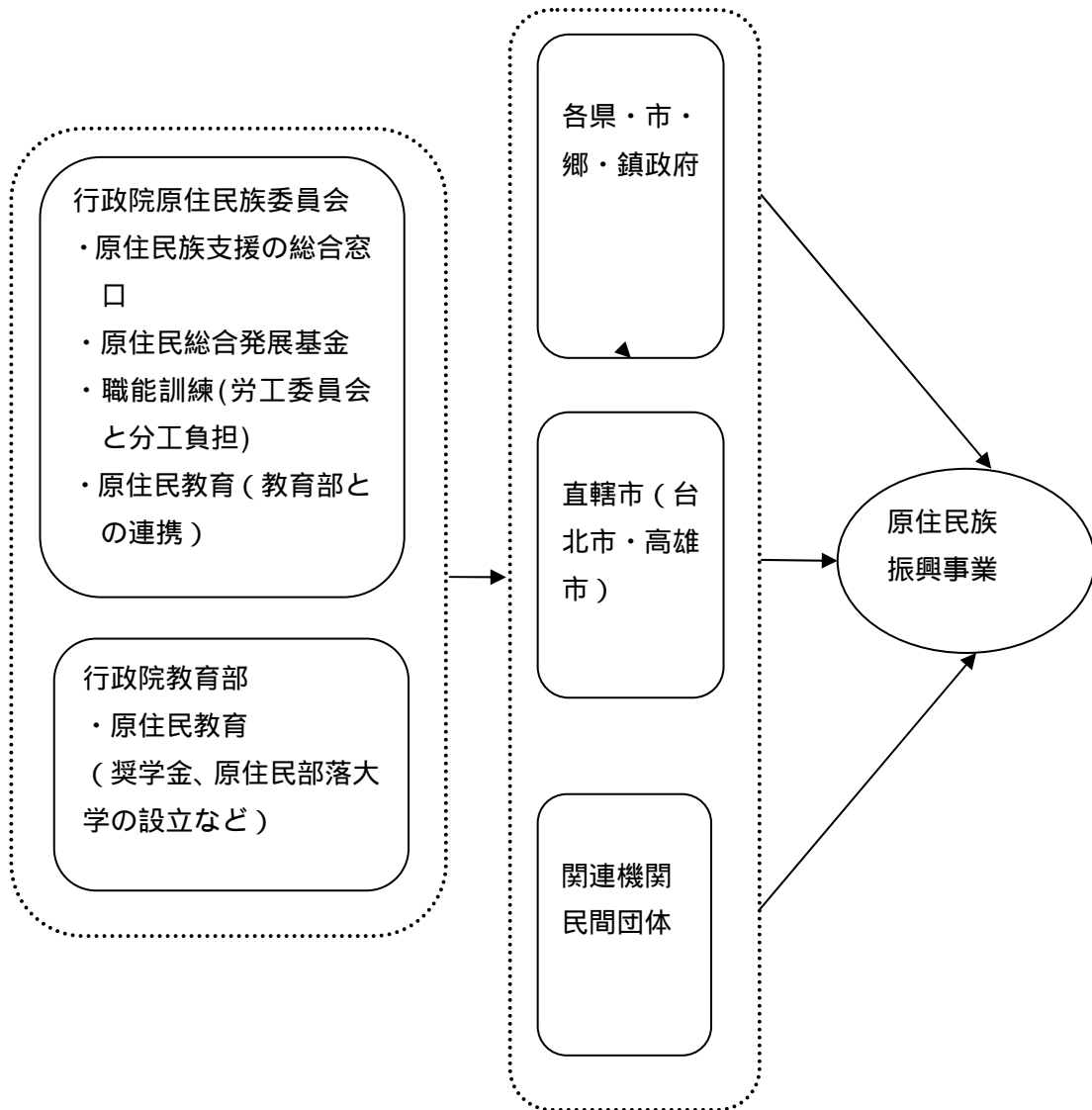
図表 1.1.6 - 4 台湾における原住民行政組織図



出所)「台湾原住民族行政分析と検証」

<http://nccur.lib.nccu.edu.tw/bitstream/140.119/34558/7/25901307.pdf>

図表 1.1.6 - 5 現行の主な原住民支援制度の流れ



出所)「台湾行政院原住民族委員会ウェブサイト」より作成

(4) 支援政策

原住民文化の PR 活動

原住民の工芸品や文化の情報発信を行い、伝統工芸品等の競争力と知名度の双方を高めることを目的とする組織として、台湾行政院の指導の下、各地に「台湾原住民創業育成センター」「台湾原住民工芸品拓銷機構」が設立された。

2009 年には、行政院原住民族委員会が「2009 年度原住民観光及び産業発展推進計画」を策定し、原住民による伝統工芸品の生産、販売をサポートすることを明言した。行政院の 2009～2012 年の予算計画によると、台湾原住民創業育成センター及び台湾原住民工芸品拓銷機構の活動内容と重なる「原住民工芸品の開発、人材育成、企業提携、マーケティング」に関する支出として 6 億 8,500 万元（およそ 25 億円）が計上されている。

原住民族委員会、地方政府および自治体は、各地で定期的に「原住民文化祭り」を開催しており、毎年異なったテーマにより原住民文化の真髄を探るとともに、会場では原住民伝統工芸品を陳列・販売している。また、1) 原住民コンテンツ産業に関するイベントの場合には、政府機関、原住民団体、研究機関により、最高 10 万台湾ドル（37 万円）までの補助金が支給される、2) 「原住民文化工作室」を各地に設立し、原住民族委員会・經濟部・交通部の共同企画により、原住民伝統工芸品の生産・販売を行うといった支援策も講じられている。

この他にも、観光振興と原住民の伝統工芸品製造業の双方の発展を目的とする、原住民の生活様式の伝承と観光を組み合わせたエコ・ツーリズムも推進されている。原住民自らが音楽祭や伝統工芸品市場の開催を通じてエコ・ツーリズムを企画し、伝統文化の伝承と発展に努めている。また、原住民文化館に原住民を常駐させ、観光客に工芸品製造技術を教育する取り組みも行われている。

一方、前述の原住民テレビも重要な PR 媒体となっている。

職業訓練

失業した原住民の再就職を促進するために、行政院原住民族委員会が原住民に対する職業訓練を行っている。職業訓練には 2 種類がある。一つは職業訓練機関に業務委託、もう一つは地方政府の要請によって、職業訓練費用の補助金である¹¹⁰。対象者は 15 歳以上 50 歳以下の原住民に限られている。

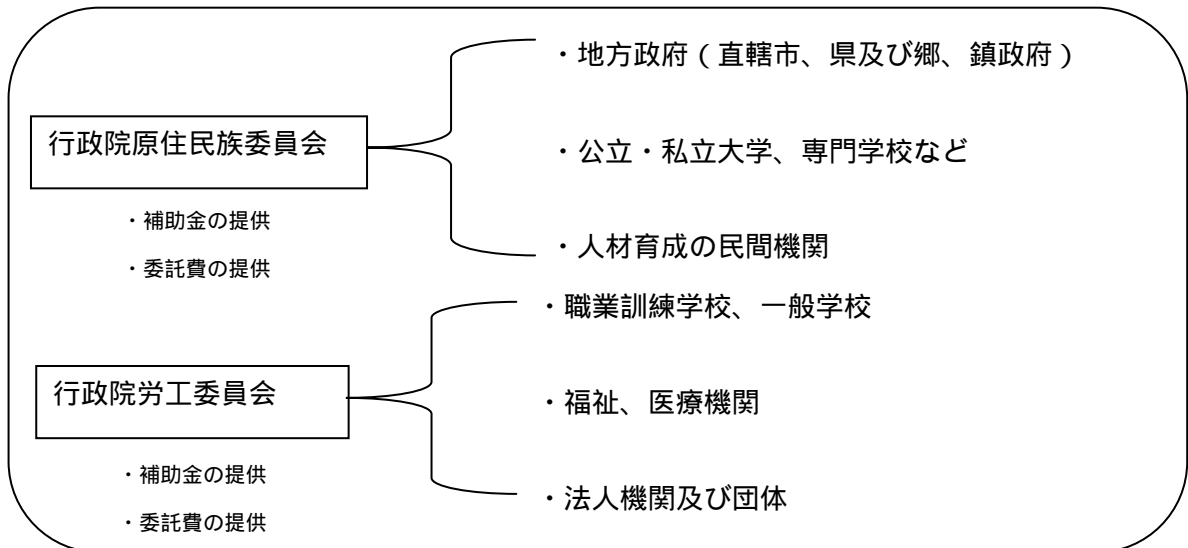
2007 年度には原住民職業訓練開講講座が 89 回開催され、延 2,644 名の原住民が受講し、その 8 割は女性で占められた。一人当たりの訓練費用は 70,898 台湾ドル（262,333 円）で、その 8 割

¹¹⁰ 「行政院原住民族委員会による原住民職業訓練実施要点」2009 年 3 月 9 日発布
http://74.125.153.132/search?q=cache:ePp03XfLWsEJ:www.lawtw.com/article.php%3Ftemplate%3Darticle_content%26area%3Dfree_browse%26parent_path%3D,1,2169,1484,%26job_id%3D158495%26article_category_id%3D2208%26article_id%3D86437+%E5%8E%9F%E4%BD%8F%E6%B0%91%E5%A7%94%E5%93%A1%E6%9C%83+%E8%81%B7%E6%A5%AD%E8%A8%93%E7%B7%B4%E5%85%A7%E5%AE%B9&cd=4&hl=zh-TW&ct=clnk

は地方政府側の負担となっている。

一方、「行政院劳工委員会職業訓練局」も原住民を対象にする職業訓練を行っているが、その内容は主に専門技術の習得に関する訓練であり、基礎教育、介護などの訓練は原住民族委員会が担当している（「図表 1.1.6 - 6」）。

図表 1.1.6 - 6 職業訓練システム



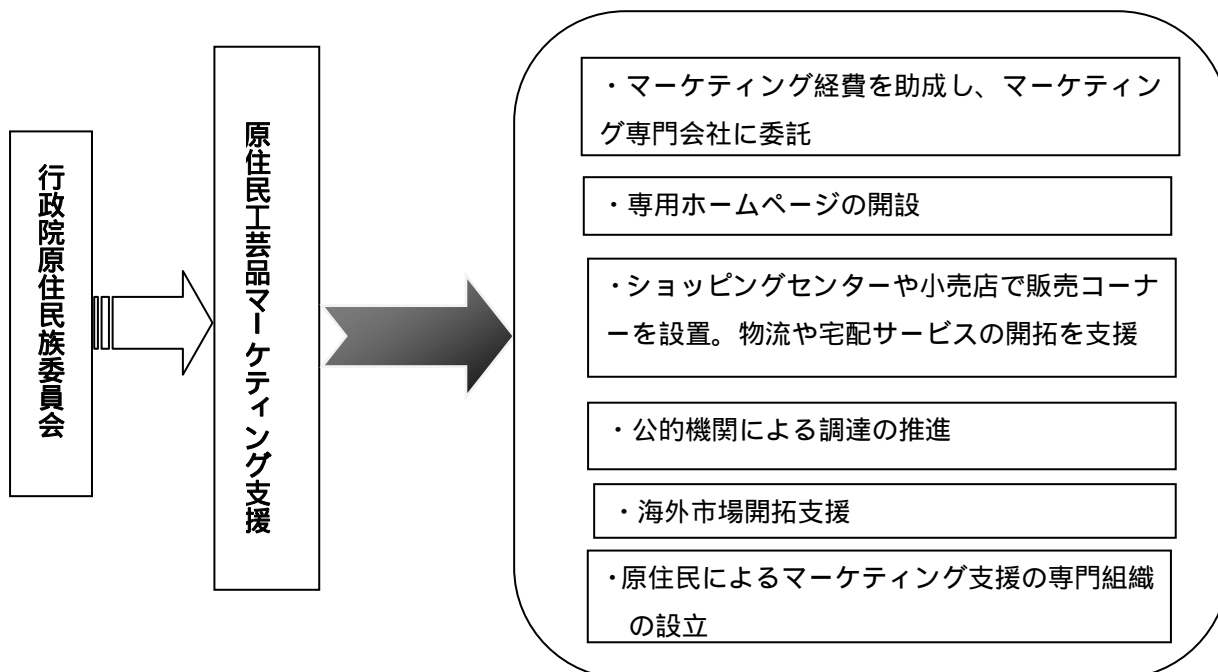
市場開拓支援

台湾行政院原住民族委員会および地方自治体は原住民に対して研修会を開催し、原住民にマーケティングや組織化の理念などを教えている¹¹¹。また、無料で原住民伝統工芸品の生産・販売のサポートも行っている（「図表 1.1.6 7」）。

¹¹¹ 「台湾原住民族委員会」

<http://www.pts.org.tw/~abori/archives/000930/index.html>

図表 1.1.6-7 原住民委員会市場開拓の支援の流れ



その他の販路確保するための支援策として、以下のようなものがある。

・ネットショッピングの設置

2006年2月22日、行政院原住民族委員会によって原住民ビジネスサイトは開設され、ネットで原住民工芸品を購入することができる。これらの商品は主に工芸品で、300種類くらいある。このネットショップで販売できる商品としては、1)台湾で生産されるもの、2)制作所では原住民従業員数は総人数の2/3を占めることが要求される¹¹²。

・原住民族商店の設置

台北市原住民族委員会は2001年台北市に「原住民族商場」(Indigenous Shop)を設立して以来、現在台北市では四つの「原住民族商場」が設置されている。商店の経営側はすべて公募を通じて委託を任せられた原住民族会社あるいは原住民個人である¹¹³。

2007年8月に台湾の窓口 桃園国際空港のターミナルでも、原住民族商店がオープンした。当商店は「昇恒昌免税店」という会社が設立したものであるが、行政院原住民族委員会がこの会社に「感謝状」を贈り、今後この場所を利用して原住民族工芸品の展示会を開く

¹¹² 大紀元

<http://www.epochtimes.com/http://74.125.153.132/search?q=cache:VZHKPPkt5W4J:www.epochtimes.com/b5/6/2/22/n1233501.htm+%E9%9B%BB%E5%AD%90%E7%B6%B2%E7%AB%99+%E5%8E%9F%E4%BD%8F%E6%B0%91+%E5%95%86%E5%93%81&cd=7&hl=zh-TW&ct=clnk>

¹¹³ 台北市議会公報第72巻第4期

<http://74.125.153.132/search?q=cache:fpe4wiAV7QQJ:tcckm.tcc.gov.tw/tccgazFront/gazatte/readByGaz.jsp%3Fvol%3D072%26no%3D04%26startPage%3D1128%26endPage%3D1134+%E5%8E%9F%E4%BD%8F%E6%B0%91+%E5%95%86%E5%A0%B4+%E5%B7%A5%E8%97%9D%E5%93%81&cd=22&hl=zh-TW&ct=clnk>

意向を言及した¹¹⁴。

「原住民族商場」を設置の目的は原住民工芸品の販売拡大だけでなく、原住民就職機会の増大、人的資源の利用につながるねらいである。

権利保護～認証制度の導入、権利侵害に対する罰則規定の強化～

「原住民族伝統知恵創作保護条例」

2007年12月7日に採択されたもので、全体で23項目あり、主管部門は行政院原住民族委員会、伝統工芸品権利保護は当条例に該当する。原住民個人に対しては、知的所有権を与えるができないが、原住民族あるいは部落の知的所有権に関しては、その利益は原住民族あるいは部落に所有すると規定している。収益金は基金として管理・運営しなければならない。

すべての原住民族が所有する知的所有権については、その収益は原住民族総合発展基金に納入することになっている。知的所有権が侵害される場合は、5万台湾ドル～300万台湾ドル以下の賠償を受けることができる。場合によっては、最高600万台湾ドルの賠償を受けることができる¹¹⁵。

一方、原住民の経営・マーケティングに対する知識が乏しいことや、非原住民の無断の模倣・生産が行われることにより大量かつ低価格の工芸品が市場で販売され、伝統工芸品産業の発展が脅かされることとなった。

こうした事態を受け、台北市政府原住民族委員会は、専門家による審査委員会を設け、2005年から以下に掲げる認証制度を確立した。

原住民族文化産業認証制度

認証条件となるのは、1) 原住民による生産であること、2) 台湾において生産、製造されたものであること、3) モチーフや技術は創造性を持つことの三点である。認証された工芸品には、認証マークを付与し、併せて地方政府のドライ・スタンプも押印する。

台湾原住民族文化産業認証商標には手作業品と非手作業品の区別があり、商標の内側には創作者の名前、所属部落及び商品名、証明番号及び原住民事務委員会のドライ・スタンプが付いている¹¹⁶。

¹¹⁴ 行政院原住民族委員会

<http://74.125.153.132/search?q=cache:N2tUJmGvgmEJ:www.apc.gov.tw/main/getfile%3Fsource%3DF9133C6E4BCA7425E6FF9241E07EAEC92FC469B87B048F5C8A5031AD43855A88AC0AB5163368A1549A5A29221D8404BADA0CB076907FC55E%26filename%3DEA762505532ABF4C07D1880EC9D975C54C5EF886286916A61B8D68C28F9F490FB36A2D47CB892F6070E46559233F66034BD70CD4804B6C32+%E6%A1%83%E5%9C%92%E6%A9%9F%E5%A0%B4+%E5%8E%9F%E4%BD%8F%E6%B0%91%E4%B8%BB%E9%A1%8C%E9%A4%A8&cd=1&hl=zh-TW&ct=clnk>

¹¹⁵ 台湾原住民族伝統知恵創作保護条例

<http://www.6law.idv.tw/6law/law/%E5%8E%9F%E4%BD%8F%E6%B0%91%E6%97%8F%E5%82%B3%E7%B5%B1%E6%99%BA%E6%85%A7%E5%89%B5%E4%BD%9C%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E6%A2%9D%E4%BE%8B.htm>

¹¹⁶ 台北市原住民族商場

<http://www.tis.ec-media.taipei.gov.tw/Article.aspx?SNo=01000167>

台湾原住民文化産業認証商標のマークは以下のとおりで、マークの背景はブラウンの方が手作業品で、モスグリーンの方が非手作業で行う商品である(「図表 1.1.6 - 8」)。

図表 1.1.6-8 認証マーク



原住民工芸品師認証制度

2008年4月に、台湾原住民委員会が第一回の「原住民工芸品師認定及び工芸優良品認証」を行った。書類と実物による2段階審査を通じて原住民技師21名と40点の工芸品が認証された。認証された工芸師に対して、以下の報奨が与えられている¹¹⁷。

- ・ 認証賞状を授与
- ・ 商標の使用権を授与
- ・ 国際交流、商標権登録、人材育成、個人出展への補助金(商標登録費用への補助金は、3~5千台湾ドル(1.1~1.85万円)、個人による出展への補助金は、2万台湾ドル(およそ7.4万円)¹¹⁸となっている。

また、認証された工芸品については、以下の権利が付与されている。

- ・ 特許権の付与
- ・ パッケージデザインの提案および専門家による指導
- ・ 年間展示

¹¹⁷ 2008/台湾立報/第11版/原民
<http://blog.xuite.net/paciscisi/news/16785400>

¹¹⁸ 台湾原住民委員会ホームページより
http://www.apc.gov.tw/main/index.jsp?lang=zh_TW

基金による資金調達支援

「原住民総合発展基金」

1983年7月1日に、中央政府と台湾省政府が共同出資により台湾省政府所属基金が設立され、1998年12月に、その基金が中央政府だけの所管となり、2001年には「原住民総合発展基金」に改名した（「図表 1.1.6 - 9」）。

図表 1.1.6 - 9 原住民総合発展基金概要

貸款種類	貸款対象	返済規則(共通用)
原住民経済事業融資	原住民個人、原住民会社、原住民組合および関連機構	金利： 貸付は300万台湾ドル以下の場合、2% 300万台湾ドル以上の場合、2.5%
原住民青年創業融資	原住民個人もしくは原住民会社の責任者の年齢は20歳～45歳以下。職能訓練取得証、技術検定証、他の職業証明証などを持つこと	貸付額度： 担保ありの場合は、1000万台湾ドルまでを上限とし、担保なしの場合は、最高300万台湾ドルまでを上限とする 但し、小口投資活動貸付は30万台湾ドルまでを上限とする
原住民小規模経済活動融資	経営目的：原住民経営者 消費目的：原住民個人	返済期間： ・一時金としての融資の返済期間は最高6年間 ・資本金としての融資の返済期間は最高15年間

出所) 台湾行政院「原住民委員会ホームページ」より

2008年からは、基金の規模を拡大、毎年100億台湾ドル(約3,300億円)ずつ基金を増加させ、申請手続きも簡略させることによって、原住民産業における必要な資金を後押しする。

資金調達方法

原住民総合発展基金の調達方法は以下のとおり。

- A) 政府からの交付金(予算金の交付)
- B) 原住民就職基金による収入

- C) 寄付金
- D) 金利収入
- E) 原住民族土地賠償金、土地資源開発収益金および関連法令による交付金
- F) 原住民族地区温泉使用料の交付金
- G) その他の収入¹¹⁹

資金管理方法

基金は原住民族総合発展基金管理会によって運営・管理する。委員会には 9～15 人の委員が設けられている。世話人は原住民族委員会委員もしくは指定した人員が担当するが、委員は原住民委員会から任命される(関連機関・団体代表、学者、専門家から選ぶ)。任期は 2 年で、継続することができる。会議は 3 ヶ月ごとに一度開かれるが、必要の場合は臨時会議をする。

当会の役割は、1) 基金収支、保管および運営に関する報告、2) 年度予算および決算についての報告、3) 基金運営・執行状況に関する審査¹²⁰である。

原住民族発展基金運用状況

2009 年 1 月～9 月までは、貸付件数は 115 件、貸付金額は 6,911 万台湾ドル(平均は 60 万台湾ドル) 被貸付者のうち、女性は 52 人で、貸付金額は 2,263 万台湾ドル、これに対し、男性は 63 人、貸付金額は 4,648 万台湾ドルである¹²¹。

支援対象者

- ・原住民個人：20 歳以上であること
- ・会社法人：原住民が社員または株主であり、責任者もしくは代理人であること
- ・原住民組合：社員の 8 割以上が原住民であること。責任者もしくは代理人は原住民であること。
- ・その他：原住民族委員会によって認定された機関、パートナーは原住民であり、その原住民は代理人として申請すること¹²²。

¹¹⁹ 原住民族総合発展基金収支保管及び運用方法

<http://www.6law.idv.tw/6law/law3/%E5%8E%9F%E4%BD%8F%E6%B0%91%E6%97%8F%E7%B6%9C%E5%90%88%E7%99%BC%E5%B1%95%E5%9F%BA%E9%87%91%E6%94%B6%E6%94%AF%E4%BF%9D%E7%AE%A1%E5%8F%8A%E9%81%8B%E7%94%A8%E8%BE%A6%E6%B3%95.htm>

¹²⁰ 同上

¹²¹ 行政員原住民族委員会

http://www.apc.gov.tw/main/docDetail/detail_news.jsp?linkRoot=1&docid=PA000000001357&cateID=A000079

¹²² 法令：原住民族総合発展基金貸付須知

<http://74.125.153.132/search?q=cache:HCVjVfGgYU0J:www.apc.gov.tw/main/getfile%3Fsource%3DF9133C6E4BCA7425E6FF9241E07EAEC9DD2FA6D0ECF2109EA601969903278EB95F0527BF722D0F4CEF308CB1610DB407DA0CB076907FC55E%26filename%3D6650D72E0C9712241C13E062DF27C57881D4124EF7E34746156571B4406479FDD0636733C6861689+%E5%8E%9F%E4%BD%8F%E6%B0%91%E7%B6%9C%E5%90%88%E7%99%BC%E5%B1%95%E5%9F%BA%E9%87%91%E8%B2%B8%E6%AC%BE%E9%A0%88%E7%9F%A5&cd=1&hl=zh-TW&ct=clnk>

図表 1.1.6 - 10 原住民総合発展基金による運用例

【事例 1】：台北市政府（2006 年度）

- ・「原住民総合発展基金」より、創業資金を融資（計 2 件、2006 年）
- ・貸付利息への補助金を提供。受理件数計 93 件、補助金総額 919.975 万元（3,400 万円）
- ・原住民企業への経営・管理の支援で、支援を受けた団体は計 13 社。
- ・「企業管理」などのセミナーを 30 回開催、750 人が参加。
- ・「原住民文化経済センター」（4 センター）で行われた経営支援で、原住民伝統工芸品の競争力と販路拡大を目的としている。
- ・原住民創作者の権利を守り、「原住民工芸品」のブランド力を高めることを目的として、原住民工芸品に認証商標を認定（1,200 件）¹²³。

【事例 2】：台湾基督長老教会附属原住民社会発展センター（台東市伝承工場）

- ・2000 年に設立
- ・従業員数：15 名
- ・資金調達：募金、個人融資、中央および地方政府の補助金、伝統工芸品販売の売上金
- ・販売先：教会員、一般消費者
- ・年間利益：120 万元（444 万円）¹²⁴

【事例 3】：「彫刻工芸村」（阿里山・来吉部落）

- ・台南職業訓練センターの 3 年にわたる持続的なサポートにより、彫刻以外に陶器や織物などの伝統工芸品も認知度が高まった。
- ・職能訓練を通じて、人材確保ができ、部落では 10 数軒の工芸品製作所が造られ、製造から販売まで、系統なシステムが完成した¹²⁵。

¹²³ 台北市議会公報 第 75 卷 第 10 期

¹²⁴ 財団法人国家文化芸術基金会ホームページより
http://www.ncafroc.org.tw/Content/artnews-content.asp?Ser_No=570

¹²⁵ 台湾原住民職業訓練制度創新与永續經營之研究
<http://web.finance.ypu.edu.tw/TeacherBackup/01download/xd1/-10-.pdf>

報奨制度の制定

「原住民伝承賞」を設立し、優れた伝統工芸品を表彰、優れた伝統工芸品を国賓に提供するという取り組みも行われている。こうした取り組みは、原住民の伝統工芸品製造における士気向上とともに、原住民伝統工芸品の価値を世界に発信する機会にもなっている。

また2010年2月1日から6月30日まで、行政院文化建設部が主催する「台湾原住民文化創作博覧会」の第一回が花蓮県で行われている。期間中は「デザインコンテスト」のほか、原住民芸術家が展示会に駐在し、原住民音楽や工芸品制作の実演が行われる。原住民工芸品を現代と融合するのが目的で、コンテストの参加者は原住民とは限られなく、台湾住民なら全員参加することができる¹²⁶。

地方政府による原住民伝統工芸品の振興策

事例1：桃園県政府

桃園県政府は、2009年10月10日から1週間に亘って県内原住民文化会館で「原住民伝統工芸品創作コンテスト」を行い、木彫、竹細工、織物、服飾という四つのジャンルのコンテストを行い、賞金総額は20万台湾ドルに達した。

会場では、原住民伝統工芸品、農産品も販売され、10月24日から12月の末まで、毎週末には原住民文化会館で「原住民創作工芸品ホリデー市場」が開催された。これは、伝統工芸品の販売および知名度アップを狙う目的である¹²⁷。

事例2：高雄県政府

高雄県政府は3つの「原住民郷」に対して、専門会社による原住民農産品及び伝統工芸品のデザイン開発を支援し、県庁では商品を展示・販売している。また、県庁原住民処がネット上で原住民農産品及び伝統工芸品の販売を行っている。各原住民郷役場にはウェブサイトが開設されており、原住民が申請して合格すれば、商品はネット上で販売することもできる¹²⁸。

事例3：花蓮県政府

花蓮県政府も原住民産業の発展に向けて、伝統工芸品の生産を支援している。具体的には、毎年「原住民豊作祭り」を開催、2009年度は、会場の周辺には原住民伝統工芸品を販売する屋台が34軒並び、売上高は150万台湾ドルに達した(510万円)¹²⁹。

¹²⁶ 「台湾原住民文化創作博覧会」<http://hccp.myweb.hinet.net/>

¹²⁷ 「桃園県政府ニュース」 2009年10月10日 <http://www.tycg.gov.tw/>

¹²⁸ 「大紀元」 2009年4月28日 <http://www.dajiyuan.com/b5/9/4/28/n2509238.htm>

¹²⁹ SINAニュース 2009年7月19日
<http://dailynews.sina.com/bg/tw/twlocal/cna/20090719/0425487977.html>

1.2 総括

本章では、各国の先住民族の伝統工芸品振興支援策について考察した。各国とも国際社会の流れと歩調を合わせる形で先住民族の産業振興に対して積極的な姿勢を見せているが、連邦政府直轄の色彩の強い国と連邦政府と地方政府がそれぞれ独自の視点から支援を行っているケースに分かれる。

PR活動については、博物館の設立、各種イベントでのPRなどが主となっているが、サーミや台湾のように先住民のテレビ局を設置し周知に努めているケースもみられる。

人材育成については、ニュージーランドのマオリ工芸美術学校、ノルウェーのサーミ大学など、伝統工芸品の技術伝承も包括した教育機関を設けている国もある一方、一定の予算のなかで短期間の職業訓練の場を設けている国もみられる。

市場開拓支援については、イベント等の販売促進イベントや博物館等における常設展示販売等を通じたものが主流であるが、カナダのように市場開拓に向けた専門のアドバイザーを派遣する制度（エージェント制度）を確立し、適切なアドバイスを供与して成果を上げているケースもある。

認証制度については、基本的には先住民族に対する支援制度として位置づけられているが、特徴的なものはニュージーランドのToi Iho制度である。これは、マオリのみならず、マオリ以外の国民でマオリの伝統工芸品製作に携わっている人々に対しても認証を発行する制度である。アイヌの伝統工芸品製作が、アイヌと和人双方が参画していることを考慮すれば、一つのモデルケースとなりえる事例であるが、Toi Iho制度は参加者が思うように伸びず、認証制度を利用せずに成功を納めている工芸家の支持を十分に得られなかったことから、制度自体が消滅してしまった。

土地をめぐる対立については、歴史上複雑な経緯もあり、熟度は国によって異なるが、概ね、権利を尊重し、オーストラリアのエコ・ツーリズムのような観光振興と伝統工芸品の振興を結びつけるなど工夫がみられる。

2. アイヌ伝統工芸品製造・市場化に対する支援施策

2.1 これまでのアイヌ支援施策と成立背景

わが国のアイヌ政策については、昭和36年に厚生省の地方改善施策整備費補助金の中に「ウタリ福祉対策費」が計上され、昭和49年以降は、北海道による生活向上関連施策が実施されるとともに、平成7年には「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が報告書を提出し、これを踏まえて、平成9年、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(以下「アイヌ文化振興法」)が制定され、アイヌ文化振興等に関する施策が推進されてきている。

平成19(2007)年9月13日に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国際連合総会で採択され、国際連合における先住民族に関する議論が一定の結論を得て、さらに、平成20年6月には、衆議院及び参議院において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択された。

これを受け、平成21年7月にアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会(内閣官房長官主催)が報告書をまとめ、アイヌ民族に対する政策の方向性を明示し、アイヌ民族の経済的自立にとって重要なカギとなるという観点から「産業振興」の重要性も指摘されている。

以下に主な支援策の成立状況を整理する。

年	項目
昭和36年	・ウタリ福祉対策費(厚生省の「地方改善施策整備費補助金」の中に)を計上し、道として、国の支援を得ながら、生活館、共同浴場の整備などアイヌの人々の福祉向上政策に本格着手
47年	・北海道ウタリ生活実態調査(第1回)
48年	・北海道ウタリ福祉対策(昭和49~55年度)を策定
49年	・北海道ウタリ対策関係省庁連絡会議設置(生活向上関連施策の実施が本格化) ・北海道ウタリ福祉対策(第1回) ・東京在住ウタリ実態調査(東京都)
54年	・北海道ウタリ生活実態調査(第2回)
56年	・北海道ウタリ福祉対策(第2回)
59年	・北海道ウタリ協会がアイヌ民族に関する法律(案)を決議
61年	・北海道ウタリ生活実態調査(第3回)
63年	・北海道がアイヌ民族に関する法律制定を求める要望書を提出 ・北海道ウタリ福祉対策(第3回) ・東京在住ウタリ実態調査(東京都)
平成元年	・アイヌ新法問題検討委員会設置

5年	・北海道ウタリ生活実態調査（第4回）
7年	・官房長官の私的懇談会としてウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会設置
8年	・ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会が報告書提出
9年	・アイヌ文化振興法制定、同法に基づく指定法人としてアイヌ文化振興機構を指定
11年	・北海道がアイヌ文化振興法に基づき、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画を策定 ・北海道ウタリ生活実態調査（第5回）
13年	・北海道が「アイヌの人たちの生活向上に関する推進施策（平成14～20年度）を策定
18年	・北海道ウタリ生活実態調査（第6回）
19年	・国連総会において先住民の権利に関する国際連合宣言採択 ・北海道が「アイヌ生活向上推進方策検討会議」を設置
20年	・アイヌ民族の権利確立を考える議員の会設立 ・北海道大学アイヌ・先住民研究センターが生活実態調査を実施 ・北海道が「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策(第2次)」を策定
21年	・アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議が衆参両院にて採択 ・アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会設置

資料 札幌市「アイヌ施策推進計画」などを元に作成

2.2 アイヌ支援施策の現状(経済活動以外の主な施策)

(1) 伝統文化活動の推進に関する施策

平成9(1997)年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(「アイヌ文化振興法」)が成立したことを契機として、同法に基づく文化振興関連施策が積極的に展開されるようになった。これにより、アイヌ語学習、海外の先住民族との交流にみられる若い世代の参画、アイヌの人々の民族としての意識の高まりなどにより、文化伝承の裾野が拡大した。ただし、文化伝承等に関わるためには、アイヌの生活安定が必要になるが、伝統文化を生かした産業活動など文化伝承が雇用や生業につながる取組は広がっておらず、後述の経済活動に対する支援政策と合わせた施策の推進が必要となっている。

関連する主な支援制度

制度名	所管官公庁	対象事業者	支援内容
伝統工芸展示・公開助成	国(文化庁) (財団法人 アイヌ文化 振興・研究 推進機構を 通じて助 成)	個人 団体	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ文化伝承活動に意欲を持つ個人または団体が、アイヌ伝統工芸作品の展示・公開を行う活動に対し、経費の一部を助成。販売・販路拡大を目的とする展示・公開活動は助成対象とせず、アイヌ文化の伝承を幅広く行うことが第一の目的である。 ・使用料・賃借料、通信運搬費、交通費、宿泊費、印刷製本費などが対象となる。 ・助成対象期間は1年間
伝統工芸複製助成	同上	個人 団体	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ文化伝承活動に意欲を持つ個人または団体が、アイヌ伝統工芸作品の複製品の製作を通じて工芸品の伝承活動を行う事業を助成する。 ・申請者が製作技術を有し、自ら製作する事業、申請者が講習会等を企画し、製作に係る技術を有する者を招聘し、申請者及び参加者が製作技術を学習する事業の2通りがある。 ・材料費を含む消耗品費、通信運搬費、消耗什器備品費、使用料・賃借料、謝金、宿泊費など ・製品により標準製作日数が定められている。

(2) 生活環境の改善に関する支援施策

北海道では、昭和49年から4次にわたる北海道ウタリ福祉対策を策定、その後、アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策を策定し、この方策に基づき、関連施策を総合的に推進している。現在は、「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」(第2次)に基づき、アイヌの人たちの生活向上を図る施策を講じている。

一方、平成20年10月に北海道大学アイヌ・先住民研究センターが実施した「北海道大学アイヌ民族生活実態調査」の結果によると、アイヌの人々の世帯における生活保護率は全道平均の1.5倍、全国平均の約2.5倍となっており、大学進学率は30歳未満に限定しても全国平均の半分程度であり、進学しない理由として経済的理由をあげており、子弟の教育水準向上のためにも、生活環境の改善が不可欠とされている。

関連する主な支援制度

制度名	所管官公庁	対象事業者	支援内容
アイヌ生活向上振興資金貸付金	北海道 (実施主体：北海道アイヌ協会)	個人	・私立高校・専修学校、大学の入学時納付金の貸付、緊急の生活資金を必要とする者に対する貸付、浴室等の整備資金の貸付
住宅改修事業費補助	国土交通省 北海道	個人 (市町村)	老朽化している住宅の建替え、改修及び土地取得に対して市町村が貸し付ける資金に対して助成
生活館の整備・運営	厚生労働省 北海道	市町村	市町村が行う生活館の整備、維持運営のための諸経費を助成

上表以外に、アイヌの子弟の教育水準を高めるために、高校、大学進学者に対する入学支度金及び修学資金の助成や貸付、遠距離する高校生への通学交通費助成制度がある

2.3 アイヌ伝統工芸品製造・市場化に対する支援施策（経済活動に対する支援政策）

平成18年に北海道環境生活部では、アイヌ民族が必要とする支援施策についてのアンケートを行っている。これによれば、生産基盤の整備が全体の約半数と多く、次いで、各種貸付金などの充実、技術研修の機会の確保、経営指導や相談体制の充実と続いている。

【アイヌ民族が必要とする支援施策(経済的側面)】

(%)

区分	調査実数	総数	都市型	農村型	漁村型	民芸品 製作型	混合型
		(662人)	(175人)	(119人)	(178人)	(15人)	(175人)
1. 農林漁業の生産基盤などの整備や経営の近代化		49.5	25.7	44.5	69.1	6.7	60.6
2. 経営指導や相談体制の充実		37.6	55.4	37.0	37.1	13.3	22.9
3. 展示会など販路の拡大		15.0	20.6	15.1	12.4	40.0	9.7
4. 技術研修の機会の確保		41.1	50.9	47.1	25.8	80.0	39.4
5. 各種貸付金などの充実		45.0	32.6	44.5	45.5	53.3	56.6
6. その他		3.3	7.4	0.8	0.0	0.0	4.6

複数回答

(資料)平成18年「北海道アイヌ生活実態調査報告書」北海道環境生活部

以下に主な経済活動に関連する施策を整理し、特にアイヌ伝統工芸品の振興に直接関わる政策については、詳細な内容を整理する。

(1) 直接アイヌの伝統工芸品の生産・販売を支援する事業

アイヌ中小企業振興対策事業

制度名	所管官公庁	対象事業者	支援内容
アイヌ民芸品展示事業	経済産業省 北海道	アイヌ協会 個人、 事業者	道内外で行う工芸品の展示会の出品に対する支援
アイヌ工芸者技術研修	同上	アイヌ協会 個人	技術研修会(国立民族学博物館での研修事業が主)への参加に対する支援

その他の支援制度

経営改善指導事業費補助金	北海道	個人事業者	経営指導員を配置し、中小企業者に対する経営ノウハウの指導などを行う。
--------------	-----	-------	------------------------------------

【主な事業の具体的内容・支援対象者など】

アイヌ民芸品展示事業（経済産業省、北海道）

1) 目的
・アイヌが制作した伝統工芸品を展示し、製品への理解と販路拡大の機会とする。 ・昭和 50 年度から開始された。
2) 事業内容
新千歳空港、道外百貨店においてアイヌが制作した工芸品の展示を行う。
3) 事業実績
【平成 17 年度】
・新千歳空港ターミナルビル（センタープラザ） 平成 17 年 8.12～17（6 日間）：展示 18 人、実演 3 人 平成 18 年 2.19～26（8 日間）：展示 8 人、うち実演 1 人
・名古屋三越百貨店（名古屋市） 平成 17 年 10.4～10.10（7 日間）：展示者 4 人、実演 1 人
・近鉄百貨店阿倍野本店（大阪市） 平成 17 年 10.13～10.19（7 日間）：展示者 6 人（うち実演 1 名）
【平成 18 年度】
・新千歳空港ターミナルビル（センタープラザ） 平成 18 年 9.9～14（6 日間）：展示者 9 人、体験講師 1 人 平成 19 年 2.8～25（8 日間）：展示者 9 人、体験講師 1 人
・名古屋三越百貨店（名古屋市） 平成 18 年 10.3～9（7 日間）：展示者 3 人、体験講師 1 人
・近鉄百貨店阿倍野本店（大阪市） 平成 18 年 10.19～25（7 日間）：展示者 5 人、体験講師 1 人
【平成 19 年度】
・新千歳空港ターミナルビル（センタープラザ） 平成 19 年 9.8～13（6 日間）：展示者 9 人、体験講師 1 人 平成 20 年 2.7～24（8 日間）：展示者 8 人、体験講師 1 人
・名古屋三越百貨店（名古屋市） 平成 19 年 10.10～16（7 日間）：展示者 3 人、体験講師 1 人
・近鉄百貨店阿倍野本店（大阪市） 平成 19 年 10.18～24（7 日間）：展示者 4 人、体験講師 1 人
【平成 20 年度】
・新千歳空港ターミナルビル（センタープラザ） 平成 20 年 9.6～11（6 日間）：製作実演者 7 人、体験講師 1 人 平成 21 年 2.15～22（8 日間）：製作実演者 5 人、体験講師 1 人
・井筒屋百貨店（北九州市）

<p>平成 20 年 10.29～11.4 (7 日間): 製作実演者 2 人、体験講師 1 人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近鉄百貨店阿倍野本店 (大阪市) <p>平成 20 年 10.23～29 (7 日間): 製作実演者 2 人、体験講師 1 人</p> <p>【平成 21 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新千歳空港ターミナルビル (センタープラザ) <p>平成 21 年 10.8～13 (6 日間): 製作実演者 7 人、体験講師 1 人</p> <p>平成 22 年 2.21～28 (8 日間): 製作実演者 7 人、体験講師 1 人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本橋高島屋 (東京都) <p>平成 21 年 1.27～2.1 (6 日間): 展示者 8 人、体験講師 1 人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・井筒屋百貨店 (北九州市) <p>平成 21 年 11.11～11.17 (7 日間): 製作実演者 2 人、体験講師 1 人</p>

アイヌ工芸者技術研修 (経済産業省、北海道)

<p>1) 目的</p> <p>伝統工芸品制作者の技術研修を実施することにより、制作技術の向上、作品のデザイン、新製品開発のアイデア醸成などを旨とする。当初は 20 人の団体の伝統産品生産地での視察研修が中心であったが、最近 5 年間は国立民族学博物館 (大阪府吹田市) を中核に実施している。</p>
<p>2) 事業内容</p> <p>4～5 人が 1 組となって研修を行う制度で、国立民族学博物館の外来研究員として位置づけられ、同博物館に長期間滞在し、所蔵された作品 (未公開のものも多い) に触れることで、デザイン、制作技術などを学ぶ場になっている。東京の国立博物館、織物などの産地などの見学も組み込まれており、専門の指導教官が同行して技術的なアドバイスの提供を逐次行っている。先祖代々の多様な作品に触れることで制作意欲を刺激されることも多い。</p>
<p>3) 事業実績</p> <p>【平成 17 年度】平成 17 年 11.2～29 (28 日間) 参加者 4 名 (専門/研修テーマ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刺繍 / アイヌ文様 (衣装) の調査研究 ・彫刻 / アイヌ文様の調査研究 ・刺繍 / アイヌ古来の刺繍の歴史、文様等の調査研究 ・彫刻 / アイヌ文様 (木彫) の調査研究 <p>【平成 18 年度】平成 18 年 11.20～12.17 (28 日間) 参加者 4 名 (専門/研修テーマ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刺繍 / アイヌの伝統衣服の素材と刺繍の手法について ・彫刻、刺繍 / アイヌ助成の手仕事について ・彫刻 / 民族的アクセサリーの研究 ・イクスパイ (捧酒箸 = 儀礼具) の地域差について <p>【平成 19 年度】平成 19.11.11～12.8 (28 日間) 参加者 4 名 (専門/研修テーマ)</p>

- ・刺繍 / アイヌの伝統文様の研究
- ・刺繍 / アイヌ伝統文様の伝統を守りつつ、現在の生活に生かすための研究
- ・刺繍 / アッシ織について
- ・刺繍 / アイヌ文化及びアイヌ文様、刺繍について

【平成 20 年度】平成 20.11.10～12.7（28 日間）参加者 5 名（専門/研修テーマ）

- ・刺繍 / 現代に応用するデザインの研究
- ・刺繍 / 刺繍、織布の熟覧・調査研究
- ・刺繍 / 古典的な技術、手法を現在に生かすことについて
- ・彫刻 / 民博所蔵のアイヌ鎧の調査
- ・彫刻 / 伝統的なアイヌ文様の主要なモチーフについて

【平成 21 年度】平成 21.11.9～12.3（25 日間）参加者 2 名（専門/研修テーマ）

- ・刺繍 / 民族衣装のアイヌ模様のデザインについて
- ・刺繍 / 昔の伝統的な文様、デザインについて

平成 22.1.14～1.27（14 日間）参加者 1 名（専門/研修テーマ）

- ・刺繍 / アイヌ刺繍の針の進め方、布の使い方について

(2) 産業振興を目的とする諸制度のなかで、アイヌ伝統工芸品制作も対象となることが想定される制度

制度名	所管官公庁	対象事業者	支援内容
地域資源活用新事業展開支援事業	経済産業省	法に基づく事業計画認定を受けた中小企業者、企業組合及び協業組合等	北海道の基本構想に定められた地域資源を活用した新商品・新役務の開発、販路開拓等への支援
地域資源活用型新産業創出支援事業	北海道((財)北海道中小企業総合支援センター)	中小企業者、一次産業団体、商工団体等で構成される団体等	道内の地域資源を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業化実現に向けた一連の取組への支援
農商工等連携対策支援事業	経済産業省	法に基づく事業計画認定を受けた中小企業者、企業組合及び協業組合等	中小企業者と農林漁業者が連携して行う新商品・新サービスの開発、それに伴う施策、開発、販路開拓等への支援
新連携支援事業	同上	同上	異分野の中小企業者が連携して行う新商品・新役務の研究開発及びそれに係る試作品の製造、販路開拓等支援
小規模事業者新事業全国展開支援事業	同上	商工会議所・商工会 個人事業者	特産品開発や観光資源開発、地域のブランド形成及びその販路開拓等支援
JAPAM ブランド育成支援事業	同上	商工会議所・商工会、NPO法人等	地域が一丸となって地域の強み(素材、技術等)を活かした地域産品の魅力をさらに高め、世界に通用するブランド(JAPANブランド)の確立、展開に係る事業支援
地域集客・交流産業活性化支援事業(平成22年度事業については未定)	同上	中小企業者、商工会議所、商工会、組合等によって形成されるコンソーシアム	地域の特色ある産業などの地域資源等を活用した高付加価値で集客力のある集客・交流サービス実現のための環境整備に対する支援

【主な事業の具体的内容・支援対象者など】

地域資源活用新事業展開支援事業（経済産業省）

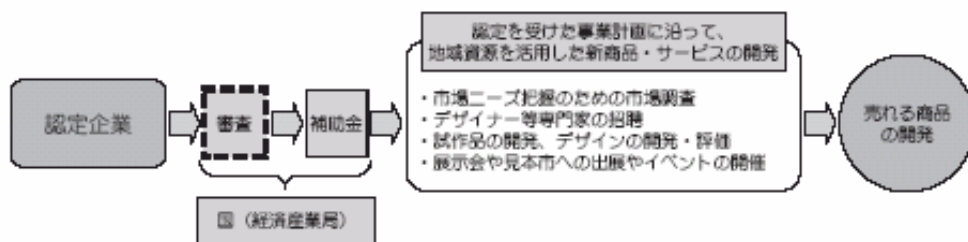
1) 目的

地域で認定された「地域資源」(平成22年3月31日時点、道内で1091件)を活用した新商品の開発、市場化を目指す中小企業等に対して、税制・金融面の優遇措置を施すもの。

2) 事業内容

ア) 地域資源活用型売れる商品づくり支援事業

- ・認定企業が、新商品・新サービスを開発する際の試作品開発、デザイン改良、展示会出展等に係る費用の一部を補助する。
- ・具体的には、市場調査、研究開発に係る調査分析、展示会等の開催または展示会等への出展、知的財産に係る調査等の事業を対象とする。
- ・補助金額は1認定事業計画当たり上限3千万円(下限100万円)、補助率3分の1以内



イ) 地域資源活用販路開拓等支援事業

- ・企業組合などの組合、公益法人、中小企業者・組合等を主とするグループ、第三セクター、NPO法人等が、地域資源を活用した商品又は役務の販路開拓を目的とした市場調査、商品又は役務の改良(研究開発、試作、評価等を含む)、展示会等の開催又は展示会出展等の顧客獲得に係る事業の経費の一部を補助する。
- ・補助金額は上限1千万円(下限100万円)、補助率2分の1以内

3) 事業実績

- ・アイヌ伝統工芸品への支援実績はない。
- ・アイヌ工芸品に関する地域資源としては、旭川市、東神楽町が「木彫」、網走管内の「ウッドクラフト」、「オホーツクの間伐材」、釧路市の「阿寒の木彫品」が認定されており、これらの資源を活用する事業は対象になる。ただし、新商品としての認定基準に適合するかが課題となる。
- ・地域資源活用販路開拓等支援事業については、北海道家具工業協同組合連合会が家具の全国での販路開拓、福島県絹人織織物構造改善工業組合などの織維製品の商品開発や市場化など伝統工芸品の市場化において利用されている例も多い。

地域資源活用型新産業創出支援事業（北海道、（財）北海道中小企業総合支援センター）

1) 目的

「地域資源」（認定された地域資源である必要はない）を活用した競争力ある商品づくり、ブランド化、新サービスの開発から販路開拓までの事業化実現に向けた一連の取組を行う事業を支援する。

補助金は、（独）中小企業基盤整備機構、北海道、道内金融機関及び産業支援機関の拠出資金で組成された「北海道中小企業応援ファンド」（（財）北海道中小企業総合支援センターが運営管理）の運用益を活用している。

2) 事業内容

ア) 地域資源活用型事業化実現事業

- ・中小企業者等が地域資源を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業化実現に向けた一連の取組に要する経費を助成する。
- ・補助金額は300万円以内、補助率は重点分野（食品産業、産業クラスター形成促進事業など）については3分の2以内、それ以外は2分の1以内で、助成対象期間は2年以内となっている。

イ) 地域ブランド販路拡大支援事業

- ・一次産業団体、商工団体等で構成される団体等が一丸となって、地域の強み（素材・技術等）を活かした製品等の価値を高め、国内外に通用する「地域ブランド」を実現する取組を行う事業に要する経費を助成する。
- ・補助金額等の条件は、ア)と同じ。

3) 事業実績

- ・アイヌ伝統工芸品への支援実績はないが、関連する地域資源としては3)に記載したものがあ

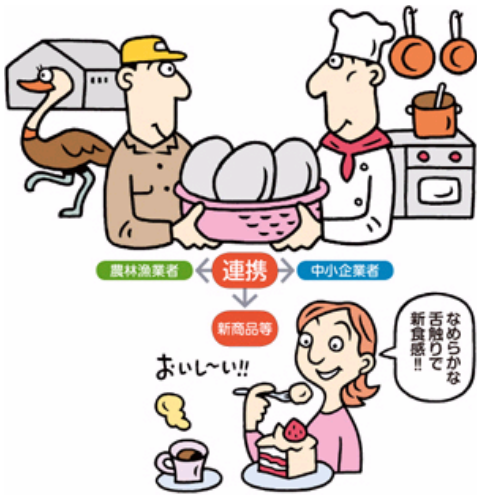
農商工等連携対策支援事業（経済産業省）

1) 目的

中小企業者と農林漁業者が連携して行う新商品・新サービスの開発、それに伴う施策、開発、販路開拓等に対して助成を行うもの。

2) 事業内容

農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして売れる新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行う事業に対して、補助金、低利融資、アドバイスなどの支援措置を講じるもの。



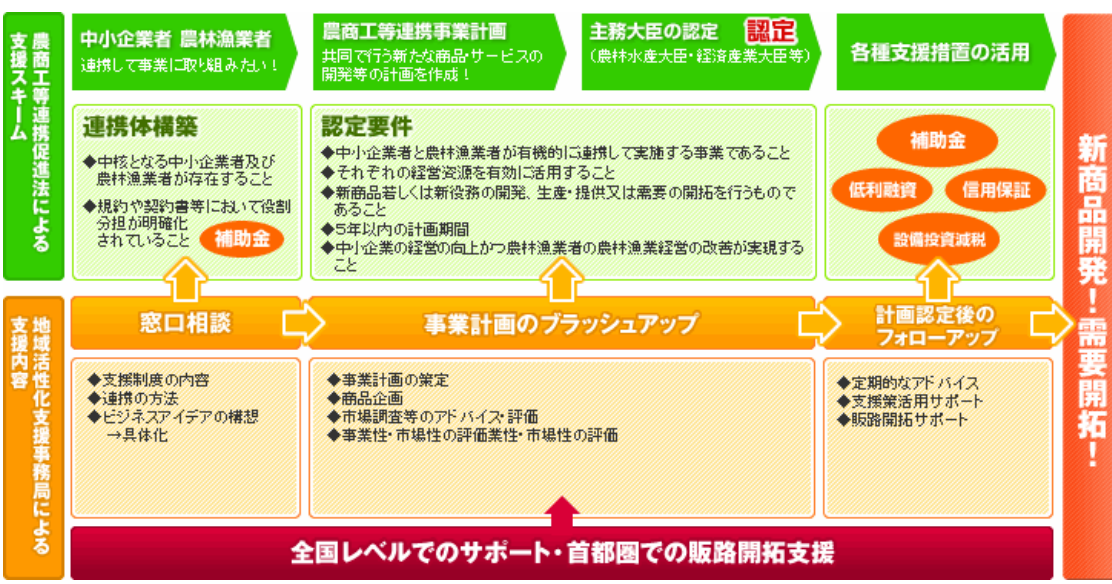
【補助金の例】

連携体構築支援事業

- ・規約の策定、コンサルタントに対する費用（上限 500 万円、補助率 2/3 以内）

事業化・市場化支援事業

- ・連携体が行う新商品開発に係る試作、研究会、実験、マーケティングに係る経費を補助する（上限 2,500 万円、補助率 2/3 以内）



3) 事業実績

- ・アイヌ伝統工芸品への支援実績はない。
- ・今後の可能性として、原材料の円滑な調達を行うために、森林組合等との連携などが想定される。

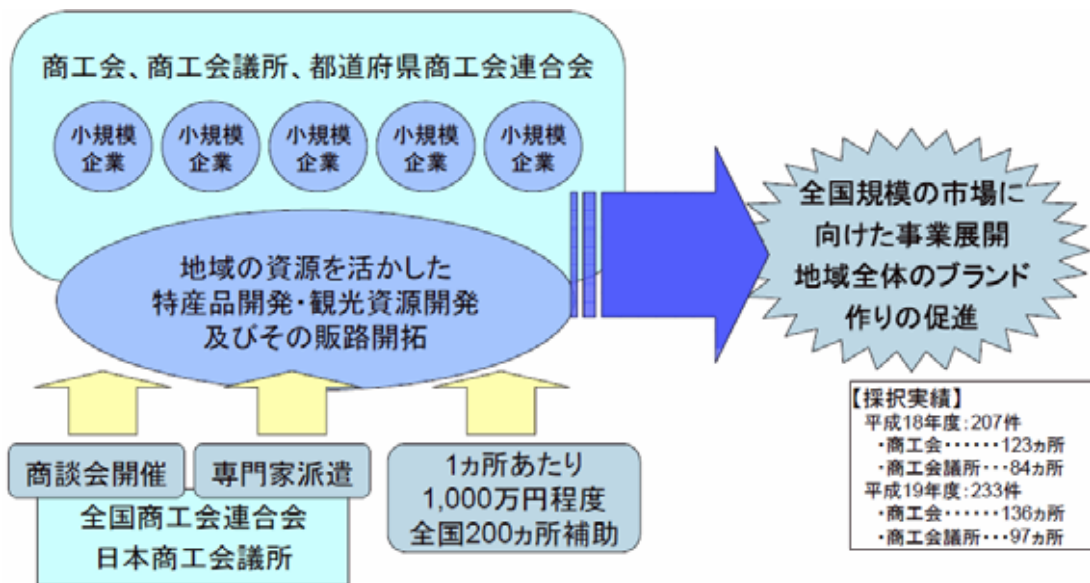
小規模事業者全国展開事業（経済産業省）

1) 目的

地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光資源開発及びその販路開拓等の事業に対し幅広く支援を行う。商工会・商工会議所自体が事業主体となることもある。

2) 事業内容

特産品のブランド化、新商品（新サービス）の開発とマーケティング、観光と特産品販売の連携など、商工会、商工会議所のニーズを自由に反映できる。



3) 事業実績

- ・アイヌ伝統工芸品を対象にした例はないが、織物など地域の伝統工芸品の時代のニーズにあったデザイン、仕様への変更、新商品開発などを商工会が中心となって実現した事業は多数ある。一例として、兵庫県八千代町では、地場産業である“播州織”が近年では東南アジア圏からの安価な製品の流入に押され、衰退していることに対応し、新たな付加価値の創造や、新製品製作により、新しい播州織物のスタイルを作り上げ、や都市部の商圈におけるPR・販売の展開を目指している。

(3) 人材育成を目的とする諸制度のなかで、アイヌ伝統工芸品の技術者育成に適用できる制度

制度名	所管官公庁	対象事業者	支援内容
地域雇用パッケージ事業	厚生労働省	中小企業、個人事業者	新分野を担う人材、伝統工芸品の生産を継承する人材育成
地域雇用創造実現事業	同上	同上	パッケージ事業をより進めるための後続事業
ふるさと雇用再生特別基金事業	同上	同上、個人（失業者）	伝統工芸品の生産・改良・市場化を担う人材の育成
機動訓練制度	厚生労働省 北海道	個人事業者	雇用訓練により工芸品の制作技術を習得し、就職機会の創出を図る

【事業の具体的内容・支援対象者など】

地域雇用パッケージ事業（厚生労働省）

<p>1) 目的</p> <p>地域での雇用創出を図るため、地域の市町村、経済団体等が設置した協議会（「地域雇用創造協議会」）により、地域で求められる人材の育成や就職を促進するための事業で雇用創造効果が高いと認められる事業の実施を、厚生労働省から提案した協議会へ委託するもの。地域ニーズに合った事業創出のための人材育成 雇用創出を図ることを主眼としている。地域ブランド商品の開発、販路拡大のための各種事業にも助成される。</p>
<p>2) 事業内容</p> <p>雇用創造につながる多様な事業を含めた組立が必要であるが、以下のような事業が例示されている。</p> <p>《雇用拡大メニュー》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中核的・専門的人材の誘致活動 ・ 創業や雇用拡大等に伴う労務管理についての研修・相談 ・ 専門家等によるセミナー ・ 中小企業の雇用高度化を目的とする有識者、コンサルタント等による経営相談 <p>《人材育成メニュー》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内外の講師による研修 ・ 職場体験講習 ・ 国内外派遣による中核的・専門的人材の育成・管理職その他の戦略人材として育成するための専門的な知識・技能の付与等を目的とする研修 <p>《就職促進メニュー》</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 求人情報の収集・研修や就職に資する情報の提供 ・ 求職者等への相談の実施
<p>3) 事業実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アイヌ伝統工芸品を対象にした地域協議会の実績はない。 ・ アイヌ工芸家の多い市町村において、工芸家、観光事業者、商店などが協議会を結成し、プログラムを策定することは可能である。

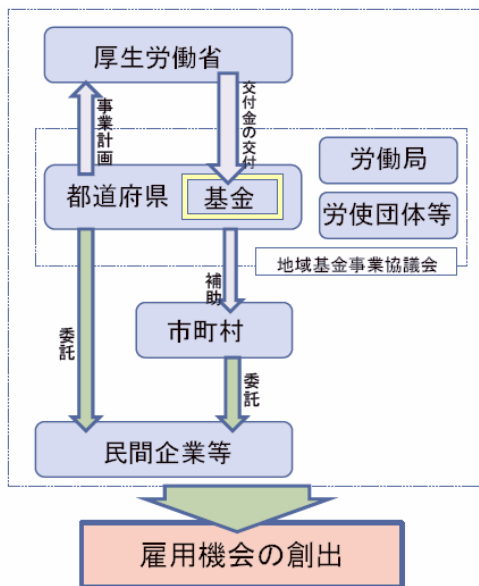
地域雇用創造実現事業（厚生労働省）

<p>1) 目的</p> <p>パッケージ事業を実施する「地域雇用創造協議会」から、パッケージ事業による支援を通じて育成した人材等を活用し、地域ブランド商品の開発や地場産品の販路開拓など波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる地域の産業及び経済の活性化等に資する事業の提案を受け付け、そのうちの雇用創造効果の高いと認められる事業の実施を、事業を提案した協議会へ委託する。(実施期間3年以内)(1地域各年度5千万円を上限)</p>
<p>2) 事業内容</p> <p>地域独自の商品のブランド化を図るために実施する各種事業に適用される。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>※ 雇用創造効果のイメージ</p> <div style="text-align: center;"> </div>
<p>3) 事業実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域雇用パッケージ事業と連動するため、アイヌ伝統工芸品のブランド化につながる事業例はないが、市町村単位でパッケージ事業と合わせて検討することができる。

ふるさと雇用再生特別基金事業（厚生労働省）

1) 目的

雇用情勢の悪化に対応して、地域の実情や創意工夫に基づいて地域求職者等の雇用機会を創出する取組みを支援するため、都道府県に対して「ふるさと雇用再生特別交付金」を交付し、これに基づく基金を造成する（基金は平成 23 年度末まで）。道の基金を自治体が活用し、民間に委託して、雇用訓練、技術・ノウハウの取得などを行うことができる。委託された民間企業等では、事業費の 2 分の 1 以上を新規雇用人件費に充当する必要がある。



2) 事業内容

- ・地域独自の商品のブランド化に向けた一連の取組（販路拡大、アンテナショップの展開、消費者モニターなど）、指導者の派遣などの事業を行うことができる。
- ・富山県高岡市では、重要無形民俗文化財の「越中福岡の菅笠制作技術」の伝承コーディネーターを雇用し、地域の伝承システムの構築や連絡調整を行い地場産業の発展を図る事業に活用している。
- ・京都市では、着物の新商品の制作指導及び市場調査を実施できるコーディネーターを雇用し、調査結果を踏まえたきもの・帯等の制作指導を行い、和装産業の振興を図っている。

3) 事業実績

- ・アイヌ伝統工芸品での実績はない
- ・アイヌ伝統工芸品の後継者育成（工芸品生産事業者に事業を委託し、失業者に民工芸品の生産技術を指導する等）販路開拓員を新規雇用し、伝統工芸品の市場開拓業務を担わせるなどの方法が想定される。

機動職業訓練（北海道）

1) 目的
道立高等技術専門学院でアイヌの方々の再就職を促進するための職業訓練を行っている。
2) 事業内容
受講するためにはハローワークに求職登録を行った上で職業相談を受け、ハローワークからの受講指示が必要。訓練期間は3ヶ月。一定の条件を満たす者には職業訓練手当が支給される。
3) 実績
1コース定員10人で年間10コース程度実施している。アイヌの伝統工芸品製作に係る技能・技術を学ぶ訓練が多かったが、訓練修了後に就職に結びつくことが少なくなったため、多様な職場で必要とされるOA事務系の訓練が多くなってきている。

(4) 主に地域振興を目的とする制度でアイヌ伝統工芸品の市場化、人材育成等も対象となることが想定される制度

制度名	所管官公庁	対象事業者	支援内容
地方の元気再生事業 (平成22年度予算については未定)	内閣官房地域活性化統合事務局	民間事業者、個人など	地域活性化のために、地元の資源を生かした新規製品の開発、既存製品の販路開拓を目指す
頑張る地方応援プログラム	総務省	自治体	地域特性を活かした諸事業に対して、交付税措置を講じる

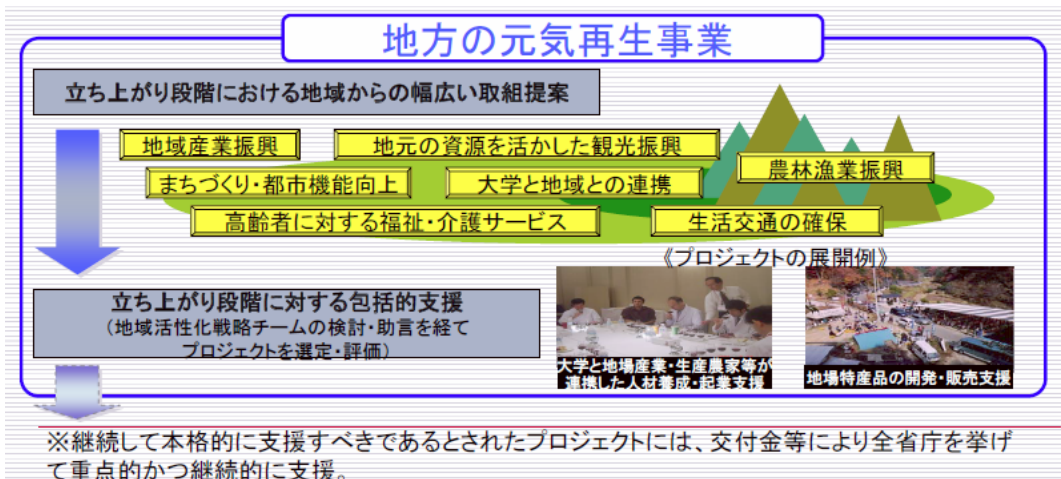
地方の元気再生事業（内閣官房地域活性化統合事務局）

1) 目的

地域住民や団体の発意を受け、地域主体の様々な取組を立ち上がり段階から包括的・総合的に支援する事業（平成20年度から3カ年度実施予定）。

2) 事業内容

- ・特産品のブランド化、地域資源を活かした観光振興など地域ニーズに合った多様な事業について、特定の省庁ではなく、多様な事業を総合的に組み合わせて地域再生を支援する。
- ・応募主体は、地域活性化に取り組む法人（NPO等）、地方公共団体、地方公共団体を構成員に含む法人格なき協議会で、民間有識者からなる地域活性化戦略チームの検討・助言を経て、支援対象プロジェクトが選定される。
- ・国による100%補助で支援金額の上限は設けられていない。
- ・数値などで効果を検証できることが条件。



3) 事業実績

- ・白老町では、「アイヌ施策基本方針」を策定し、アイヌ文化の理解、アイヌ文化に関する産業創出（伝統工芸品の振興等）、アイヌ民族の歴史・文化に関する教育の振興などアイヌに関連した取組を進めてきた。
- ・昨年度、「アリキキアンロシラオイ再生プロジェクト」という名称で、アイヌ文化を

現在の生活に生かす方途を開発するとともに、それらをビジネスにつなぐこと、アイヌ文化の魅力を様々な手法で発信し、アイヌ文化への理解度・関心度を高め、その高度化を図ることとしている。事業推進においては、アイヌ民族博物館、商工会、観光協会、民間企業、行政などが連携することとしている。

- ・具体的なアイヌ関連事業としては、伝統的素材・工法による実用品の開発・検証、アイヌ文様刺繍を生かした商品開発、アイヌ文化を浸透させるガイド育成、ツアー造成、アイヌ文化特別体験学習の実施、展示会開催などが盛り込まれている。

頑張る地方応援プログラム（総務省）

1) 目的

やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方自治体に対し、地方交付税等の支援措置を講じるもの。

2) 事業内容

各自治体が地域特性を活かした地域活性化事業を行うことに対して、交付税措置を講じるもの。内容は自治体の創意工夫を生かしたもので、各市町村の単年度上限額は、3,000万円に下記の財政力補正係数を乗じた数値で、3年間措置する。また成果指標によって、割増の措置も講じられる。



3) 事業実績

平取町では、本プログラムを活用して、以下の事業を行っている。

- ・アイヌ文化伝承活動事業（体験学習プログラムの実行、伝統品の展示、アイヌ文化保存会等活動事業への支援
- ・イオルの整備推進（推進計画策定、継承活動等支援、後継者育成など）
- ・文化景観の形成

(5) 地方自治体の独自支援制度

札幌市

札幌市では平成 21 年度に「アイヌ施策推進計画検討委員会報告書」を策定、アイヌ伝統工芸品の認知度向上、市場化支援に向けて、以下のような施策を検討している。

- ・民芸品展示販売スペースの設置（オーロラタウンなどの地下街に展示・販売スペースを設置、市場化を支援する。主に優秀工芸士の作品を展示・販売すると共に、小金湯にある「サッポロピリカコタン」の PR も行う）
- ・中心街でのモニュメント設置（アイヌ文化の認知度向上を図る）
- ・民工芸品のブランド化については、国の動きをみながら市の独自施策を展開するとしている。

平取町

町の総合計画(2006～2015)の教育・文化の推進の項目で、アイヌ施策が示されている。主な内容は以下のとおり。事業予算の一部には、総務省の「頑張る地方応援プログラム」を活用している(前掲)。

- ・イオル（アイヌの伝統的な生活の場）の再生として、施設を整備し、工芸技術の伝承や体験交流活動を推進し、アイヌ文化の里づくりを進める。
- ・アイヌ文化承継者の養成（言語、口承文芸などの伝承者の要請）
- ・イオルを再生し、伝承活動に必要な自然素材の確保対策を進める
- ・アイヌ文化伝承活動団体への支援・協力
- ・二風谷アイヌ文化博物館の整備充実

旭川市

平成 15 年 6 月に「旭川市アイヌ文化振興基本計画」を策定し、アイヌ文化の振興を進めている。主な内容は以下のとおり。

- ・既存の公共施設・民間施設の充実と連携（市博物館、アイヌ文化の森・伝承のコタン、川村カ子トアイヌ記念館などの支援と連携）
- ・旭川版イオル構想の実現（常設学習施設の整備、専門的な研究機関としてアイヌ研究センターの誘致を行う）
- ・アイヌ文化の伝承・普及に関わる活動支援(旭川チカップニアイヌ民族文化保存会の支援)
- ・アイヌ語学習の拡大
- ・民工芸品等の展示及び普及活動支援
- ・市民向け啓発活動

調査におけるヒアリング先および資料確認先

国の出先機関	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道経済産業局中小企業課(中小企業支援事業) ・北海道労働局職業安定課(パッケージ事業)
自治体(北海道庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道経済部商工金融課中小企業支援グループ(アイヌ中小企業対策事業) ・北海道経済部人材育成課訓練推進グループ(機動訓練等) ・北海道環境生活部アイヌ政策推進室
北海道庁関連機関	<ul style="list-style-type: none"> ・(財)北海道中小企業総合支援センター
自治体(市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市市民まちづくり局アイヌ生活課 ・白老町企画振興部企画政策課アイヌ施策推進室 ・平取町アイヌ文化振興対策室

3．北海道アイヌ伝統工芸品産業の実態

3．1 北海道アイヌ伝統工芸品の製造・販売状況

現在では、アイヌ伝統工芸品生産者が多様化しており、アイヌ以外にもアイヌ伝統文化や北海道に魅せられて、アイヌ工芸品を製造する人も増えているといわれている。

またアイヌ工芸家も事業所形態で制作活動を行っているケースまた、個人で制作活動を行っているケース、さらに販売を主目的に制作活動を行っているケースと、伝統技術・文化の継承を主な目的として制作活動を行うなど、制作活動スタイルも多様となっている。

本調査では、アイヌ工芸品の作り手が多様化している現状を踏まえ「アイヌ工芸品」の制作・販売の実態とブランド化に向けた課題等を把握するため、北海道内のアイヌ工芸品の作り手を対象にアンケート調査およびヒアリング調査を実施した。

(1) アンケート調査結果

調査概要

時期

：平成22年1月中旬～2月下旬

方法

：財団法人アイヌ協会より道内アイヌ民工芸品制作者を紹介頂き調査票を郵送。

アンケート発送先および回収数等

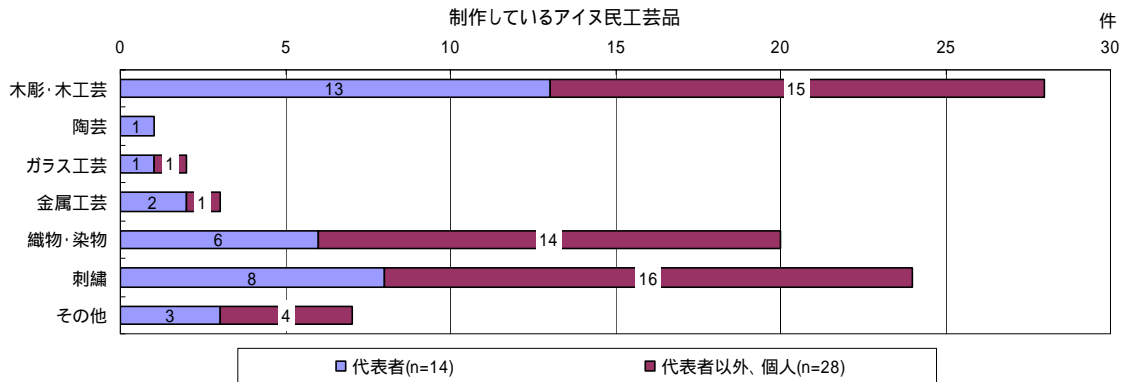
：企業形態および個人で制作活動を行っているアイヌ工芸家を対象。企業形態で制作活動を行っているアイヌ工芸家については、代表者のほか従業者にもアンケート調査協力を依頼。

発送数：(企業形態代表者：28件 個人：30件)

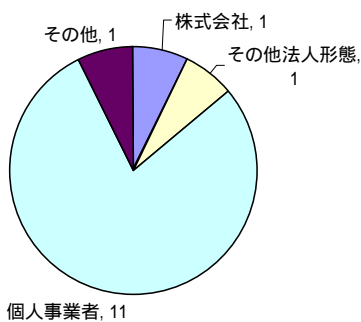
回収数：(企業形態代表者：14件 個人および従業者：28件)

回答者について

- ・制作しているアイヌ民芸品では「木彫・木工品」「刺繍」「織物・染物」が多い。
- ・また、事業体としてアイヌ民芸品制作を行っているアイヌ工芸家の事業形態の殆どは「個人事業者」であり、事業者内の経営者以外の作り手の数も「1人」という回答が多数である。
- ・さらに年間の販売金額も「100万円～500万円」「100万円未満」が多い。販売店舗を有している事業者も回答者の半数程度（7件）である。



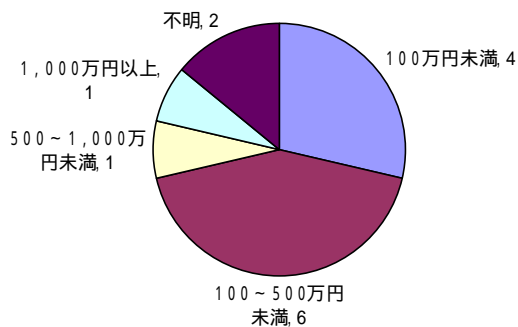
事業形態(n=14)



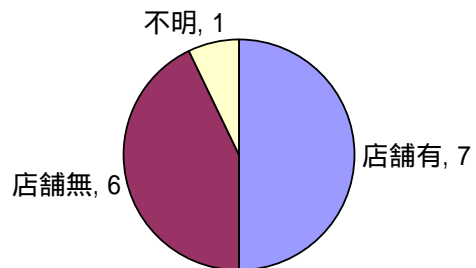
経営者以外の制作者数

制作者数	回答件数
0人	1件
1人	7件
2人	1件
4人	1件
5人	1件
不明	3件

年間販売額(n=14)



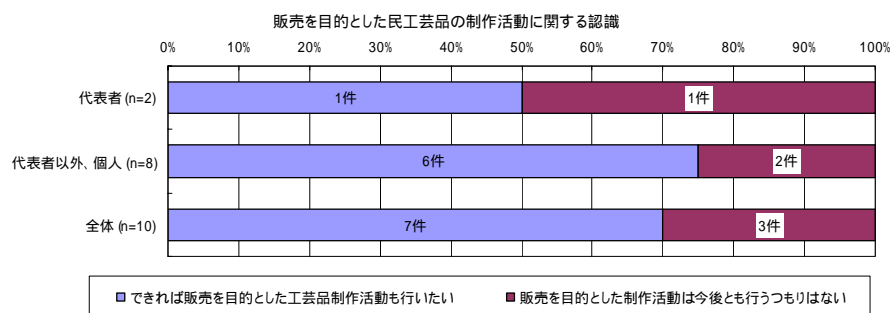
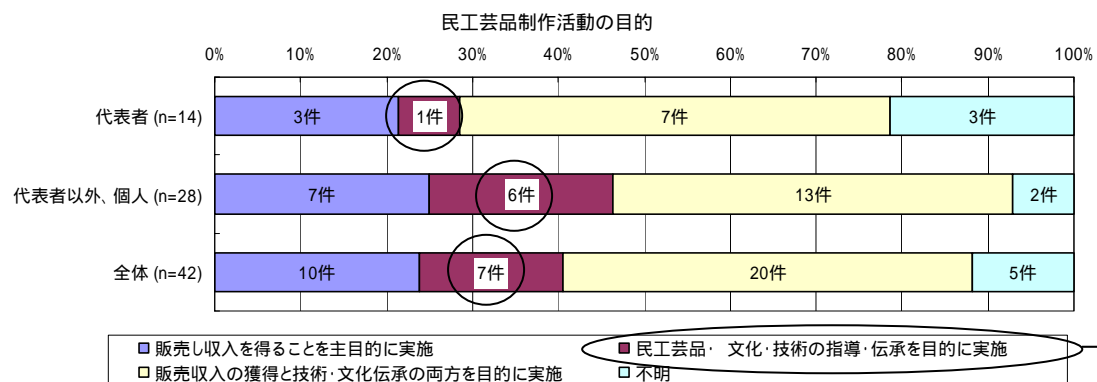
販売店舗の有無(n=14)



北海道内のアイヌ民工芸品制作活動の概要

アイヌ民工芸品制作活動の目的及び今後の認識 (Q1、Q2)

- 全体では「販売収入の獲得と技術・文化伝承の両方を目的に実施」という回答が半数近くを占め最も多く、「販売収入を得ることを主目的に実施」という回答が続いている。
- 今回の回答結果からは、「民工芸品・文化・技術の指導・伝承を目的に実施」を回答している人は経営者以外の回答者において多くなっている。また指導・伝承を目的に制作活動を行っている人の多くは「できれば販売を目的とした工芸品制作活動も実施したい」と考えているようである。

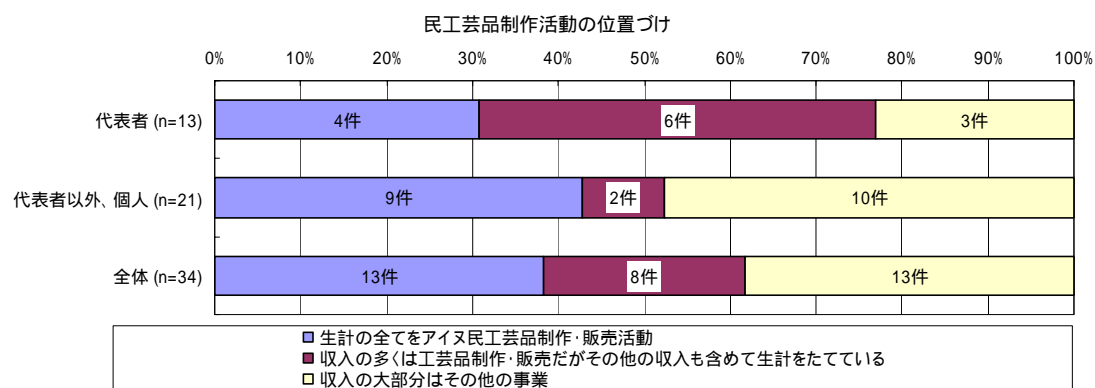


北海道のアイヌの民工芸品制作活動の詳細

アイヌ民工芸品制作活動の位置づけ

アイヌ民工芸品制作活動の位置づけ (Q3)

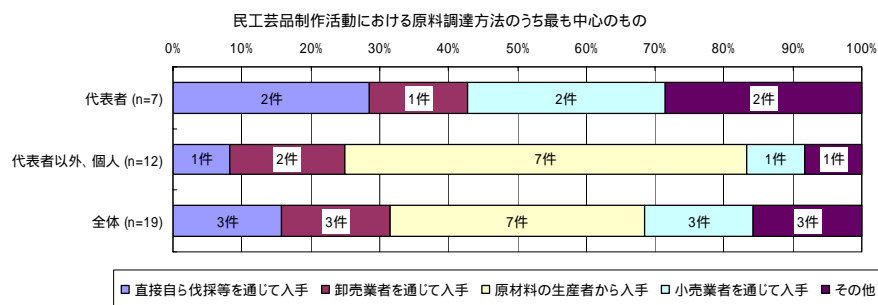
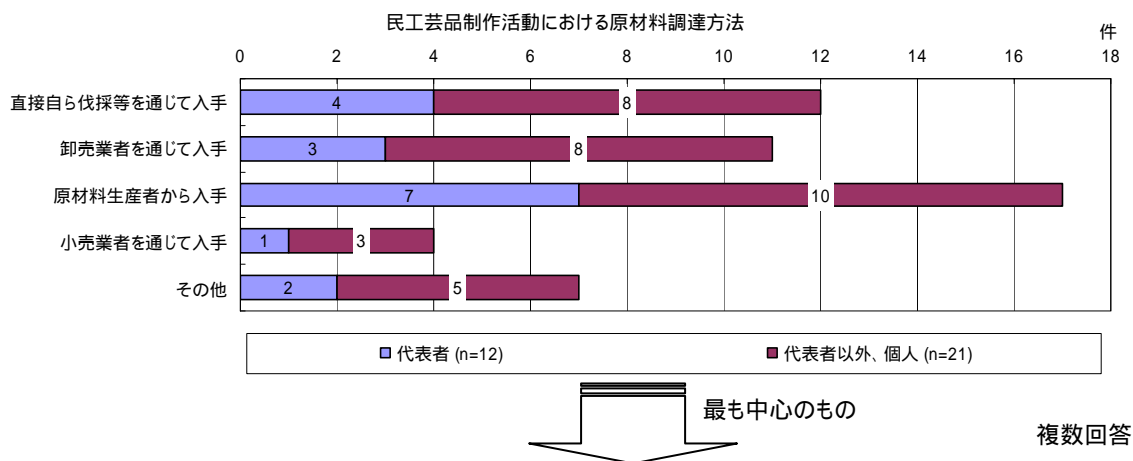
・全体でみると「生計の全てをアイヌ民工芸品制作・販売活動」という回答は 4 割弱となっており、経営者を含めて収入の一部あるいは大部分をその他の事業で補っているという回答が多くなっている。



アイヌ民工芸品制作における原材料調達

アイヌ民工芸品の制作における原材料調達方法（Q4-1）

- ・ 原材料の調達方法は比較的多岐にわたるが、「原材料生産者から入手」という回答が代表者、代表者以外・個人いずれも最も多くなっている。
- ・ また最も中心となる方法においては、代表者は回答が分散しているが、代表者以外・個人については「原材料生産者から入手」を回答する人が多くなっている。



その他回答例

< 代表 >

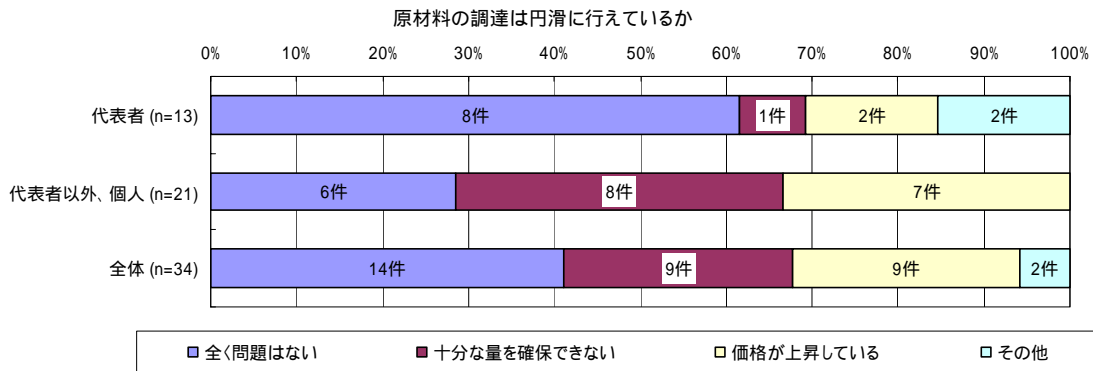
知人が持ってくる/個人より買い入れ 等

< 代表以外、個人 >

払い下げ申請などもふくむ/自分でデザインしたもようをプリント業者に布に染色してもらい入手している/協会員から入手/小売店より入手/リサイクルショップ 等

原材料調達は円滑に行えているか (Q4-2)

- ・ 原材料の調達に関して全体では「全く問題ない」という回答が14件と最も多くなっており、特に代表者で「全く問題ない」という回答が多い。
- ・ 一方、代表者以外・個人では、量の確保や価格の面で問題を抱える人が多くなっている。

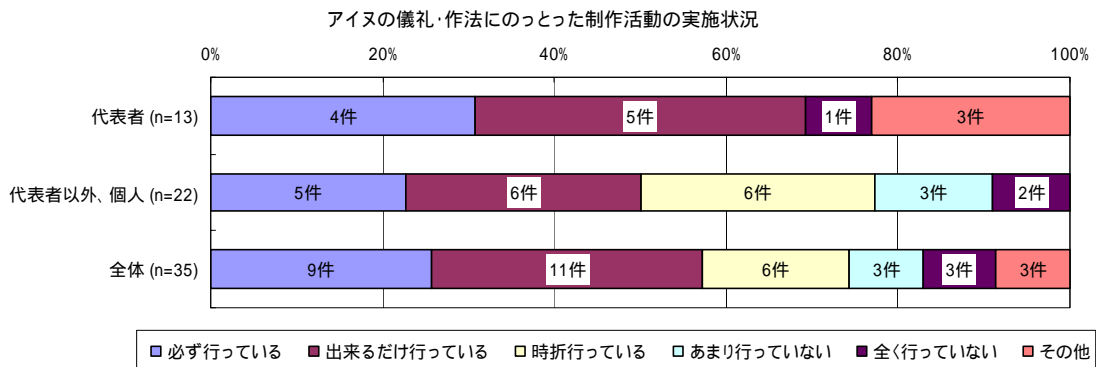


その他回答例
 欲しい樹種がない(代表者)

アイヌ民工芸品の制作・販売形態

アイヌ儀礼・作法にのっとった制作活動の実施 (Q5)

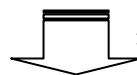
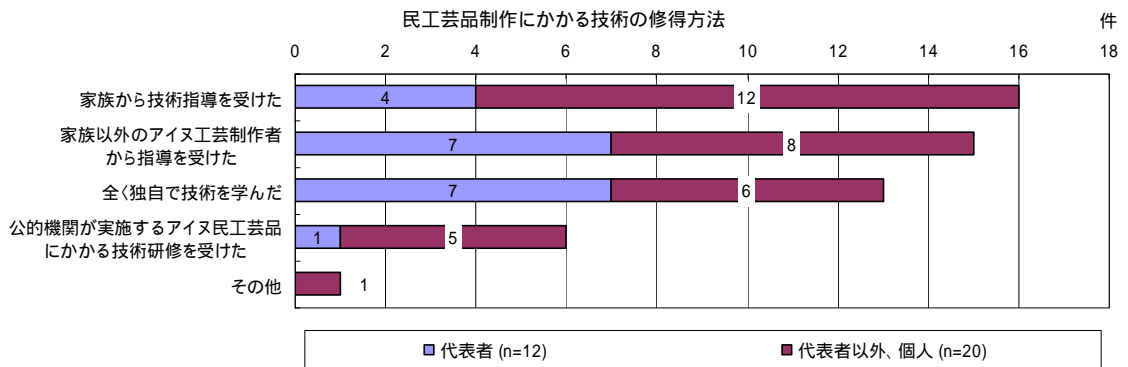
- ・ アイヌの儀礼・作法にのっとった制作活動の実施状況について、全体では「必ず行っている」「出来るだけ行っている」あわせた回答が半数程度に達しており、「全く行っていない」という回答は少数である。
- ・ 特に代表者において、アイヌの儀礼・作法にのっとった制作活動を実施している人の割合が多くなっている。



その他回答例
 樹皮等の自然の物を採取するときには行っている(代表者)
 山に入るときにはカムイにあいさつしている(代表者)
 小・中・高校生の体験学習時に行っている。(個人)

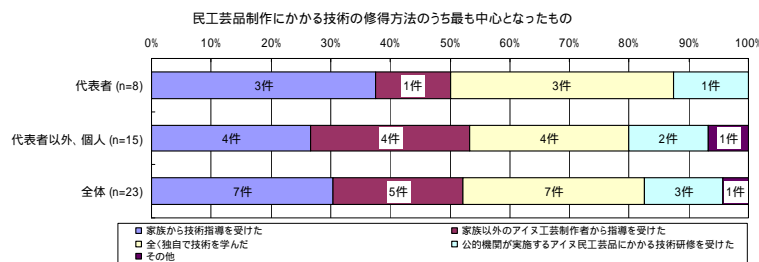
アイヌ民工芸品制作にかかる技術修得方法（Q6）

- ・今次調査からは「家族から技術指導を受けた（16件）」という回答が最も多くなっており、「家族以外のアイヌ工芸制作者から指導を受けた（15件）」、「独自で技術を学んだ（13件）」が続いている。
- ・最も中心となった方法については、回答がやや分散している。



最も中心のもの

複数回答

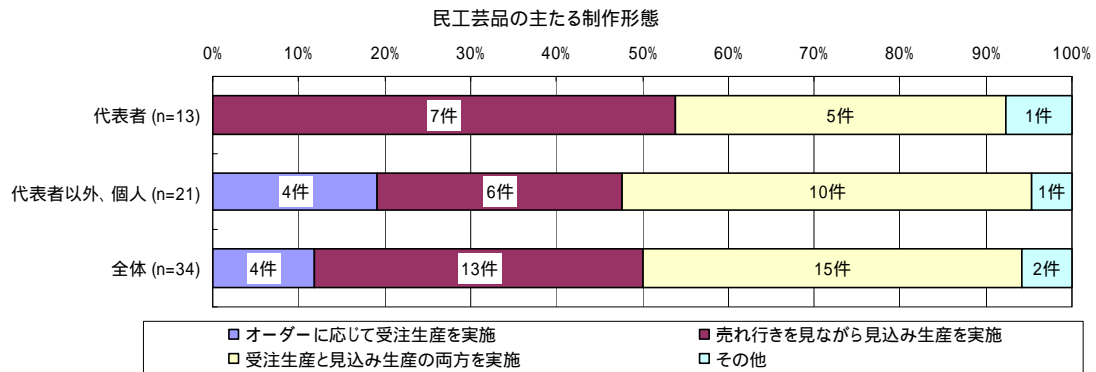


その他回答例

代表、代表以外、個人いずれにおいても「機動職業訓練」を回答

民芸品の主たる制作形態（Q7）

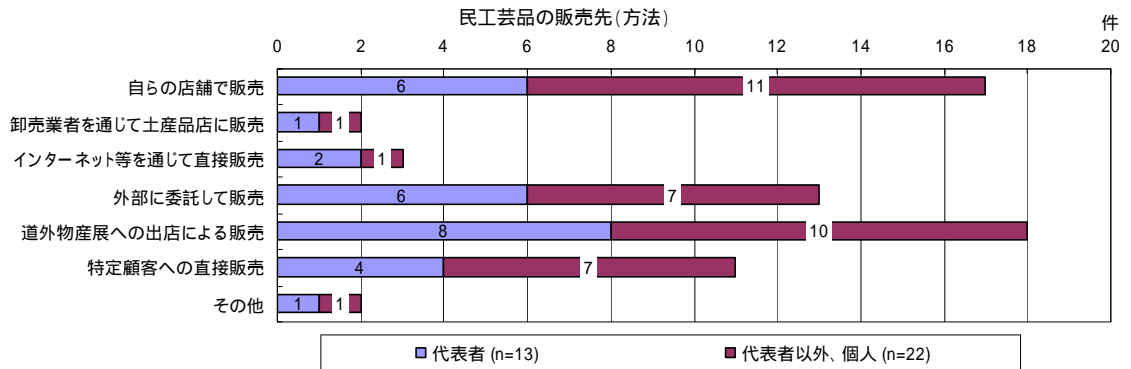
- ・ 民芸品の主たる制作形態について、「オーダーに応じて受注生産を実施」という回答は少数であり、多くは「売れ行きを見ながら見込み生産を実施」か「受注生産と見込み生産の両方を実施」という回答が多い。



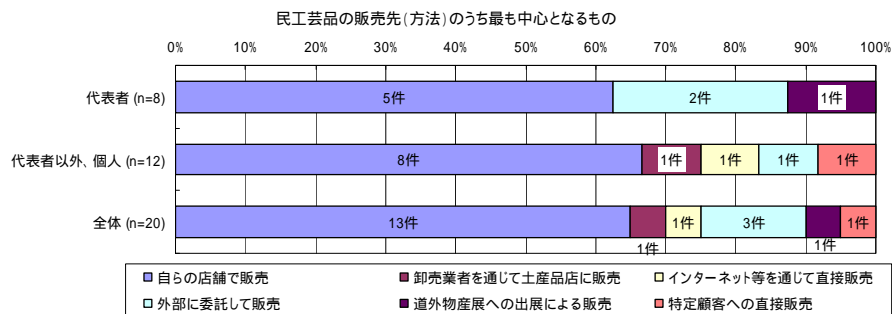
その他回答例
体験学習時のオーダーに応じて実施(個人)

民工芸品の販売先（方法）(Q8)

- ・全体ではアイヌ民工芸品の販売先（方法）について、「自らの店舗で販売（18件）」と「道外物産展への出店による販売（17件）」などが多くなっており、「外部に委託して販売（13件）」「特定顧客への直接販売（11件）」が続いている。属性による大きな回答差は特にない。
- ・また最も中心となる販売先（方法）は、「自らの店舗で販売」が最も多い。



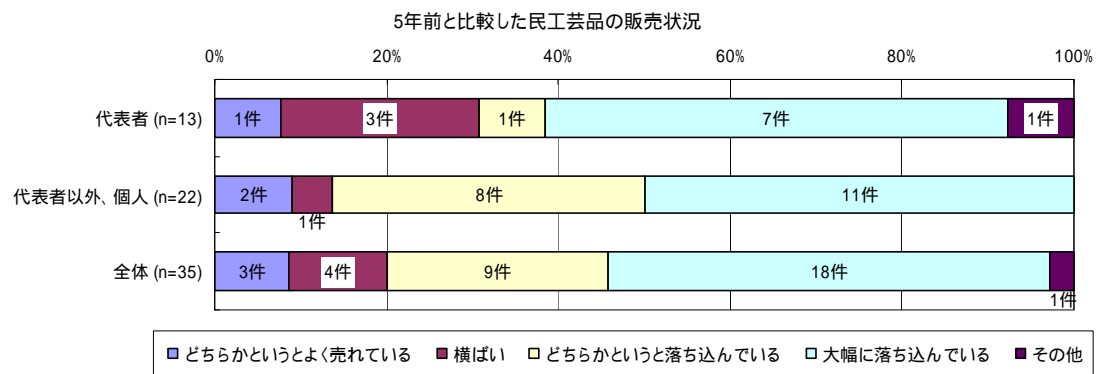
最も中心なもの
複数回答



アイヌ民工芸品の販売状況および今後の意向等

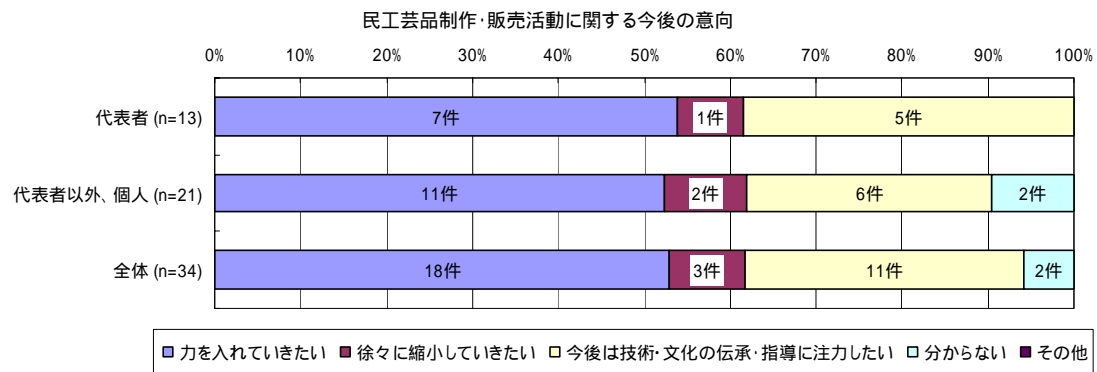
5年前と比較したアイヌ民工芸品の売れ行き（Q9）

- ・ 5年前と比べた民工芸品の販売状況について、全体では「大幅に落ち込んでいる」という回答が 18 件と最も多くなっている一方で、「どちらかというによく売れている」という回答も少数であるが確認された。



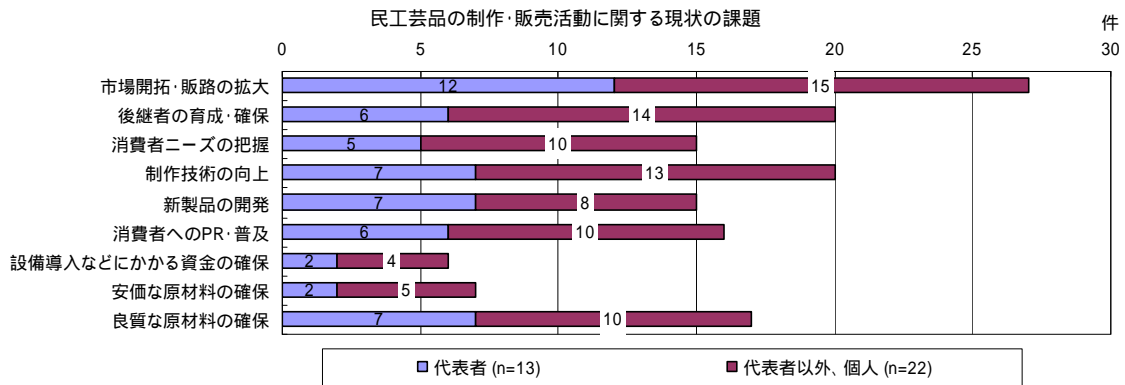
アイヌ民工芸品制作・販売活動に関する今後の意向（Q10）

- ・ 今後の制作・販売活動については、「力をいれていきたい」という回答が回答者の属性を問わず多いものの、「今後は技術・文化の伝承、指導に注力したい」という回答も多くなっている。

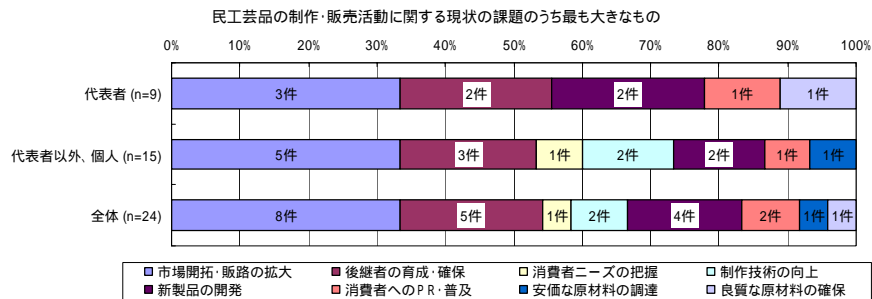


アイヌ民芸品制作・販売活動にかかる課題（Q11）

- ・ 民芸品の制作・販売にかかる課題として「市場開拓・販路の拡大」が27件と最も多くなっており、「後継者の育成・確保（20件）」、「製作技術の向上（20件）」などが続いている。

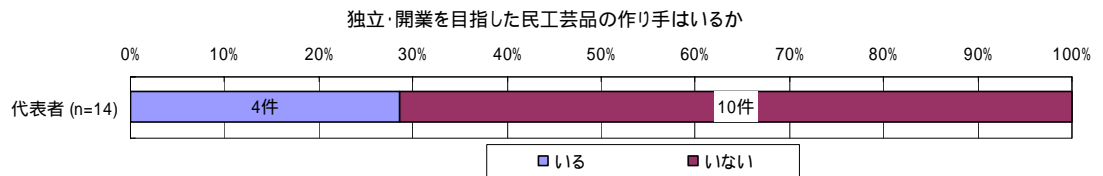


↓ 最も大きなもの 複数回答



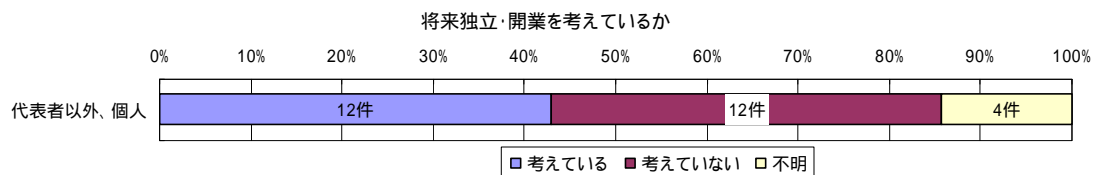
組織内の作り手の独立・開業意欲（代表者、経営者を調査対象）(Q12)

- ・組織内に独立・開業を目指した作り手が「いる」という回答が「4件」であった。



将来の独立・開業意欲（代表者、経営者以外の作り手、個人を調査対象）(Q12)

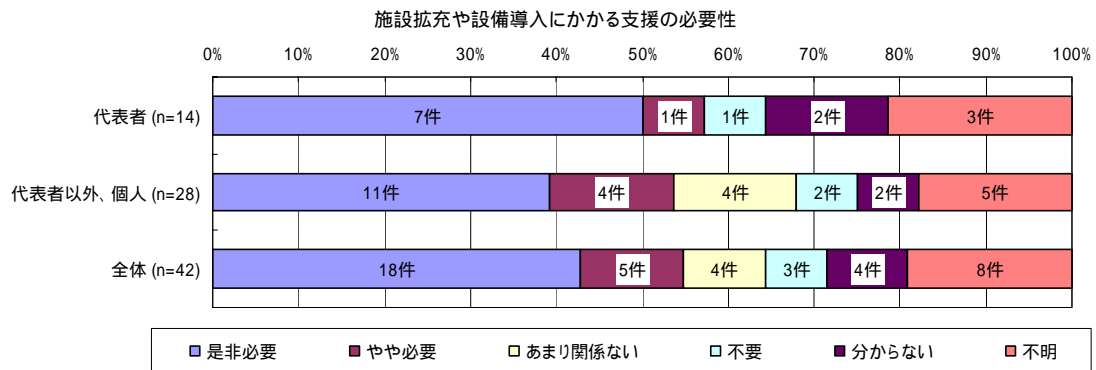
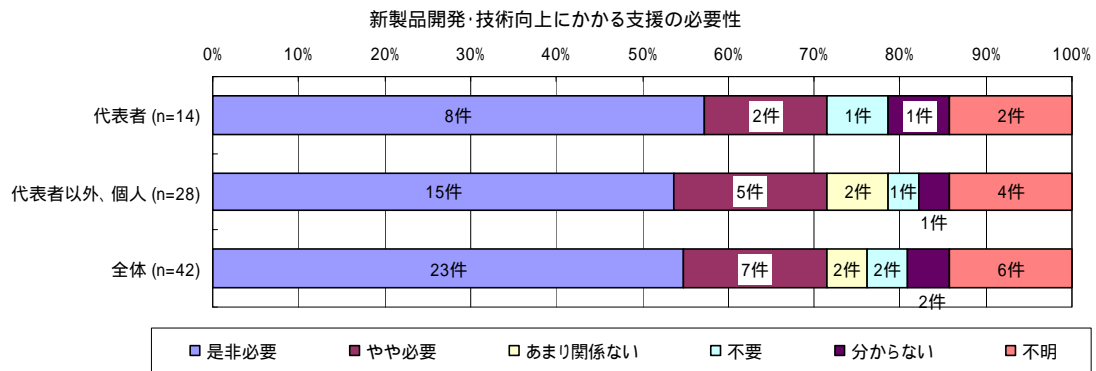
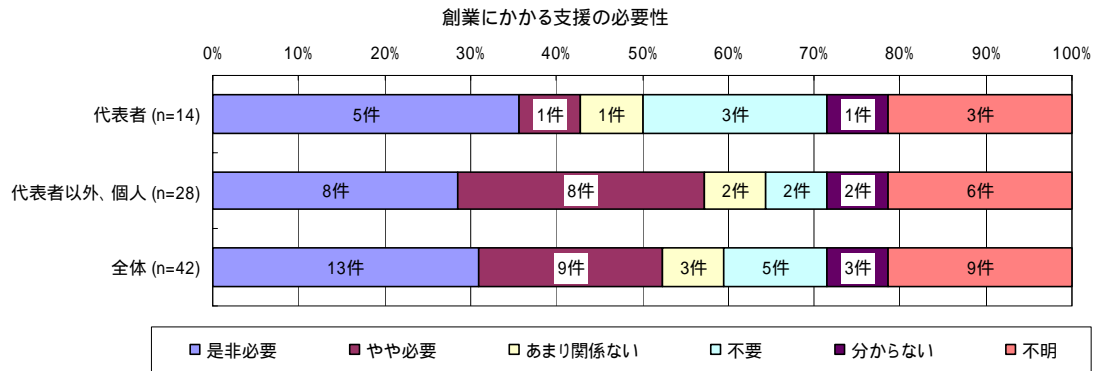
- ・将来独立・開業を考えている作り手が12件と半数近く存在する。



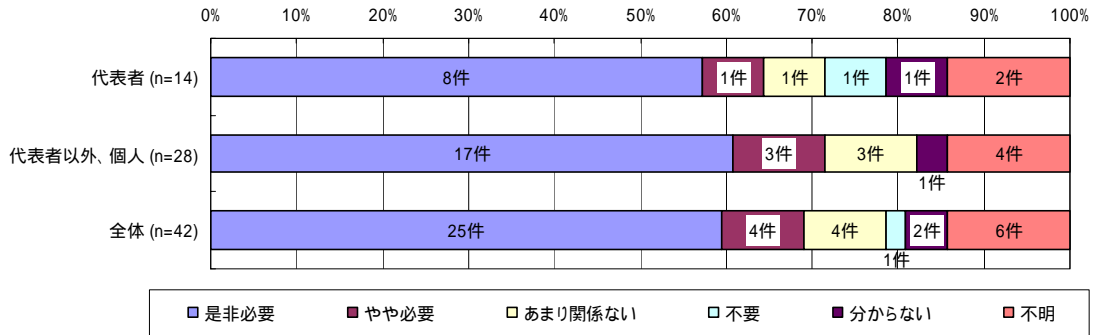
アイヌ民工芸品制作にかかる連携事業および支援事業等

今後の事業活動における支援の必要性 (Q13)

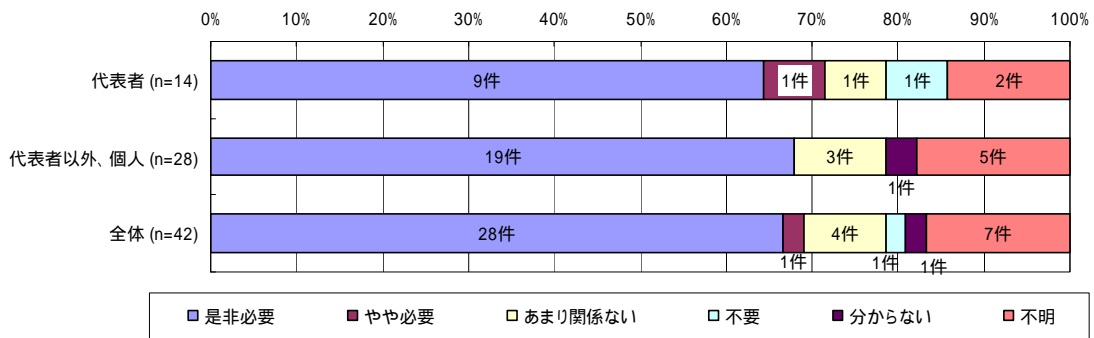
- ・今後の必要と認識する支援では「民工芸品のブランド化」において「是非必要」という回答が 31 件と最も多くなっており、「市場開拓・販路開拓 (是非必要と回答：28 件)」「観光・地域との連携事業 (是非必要と回答：25 件)」などへのニーズも高くなっている。



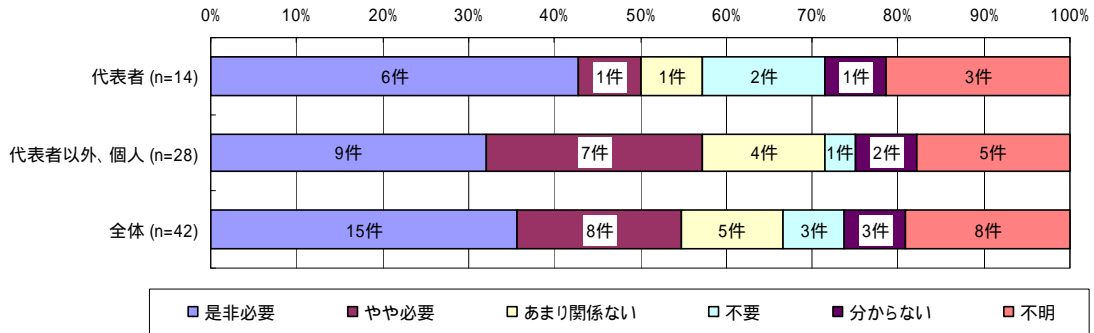
人材育成・確保にかかる支援の必要性



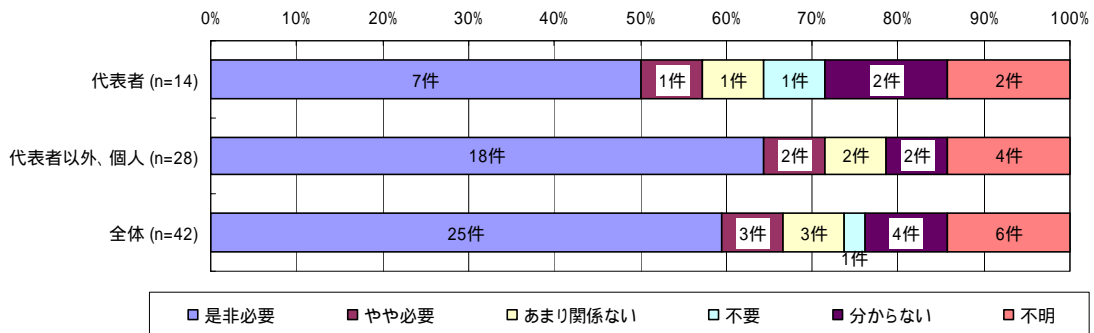
市場開拓・販路開拓にかかる支援の必要性

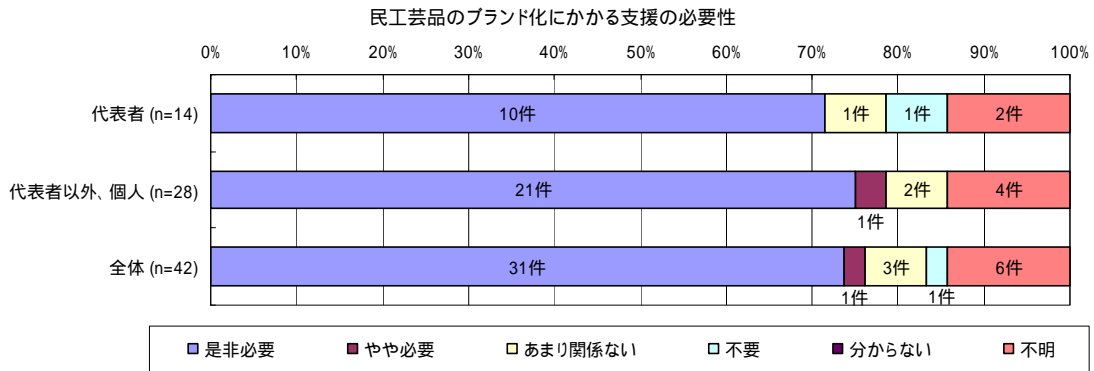


経営改善にかかる支援の必要性



観光・地域との連携事業にかかる支援の必要性



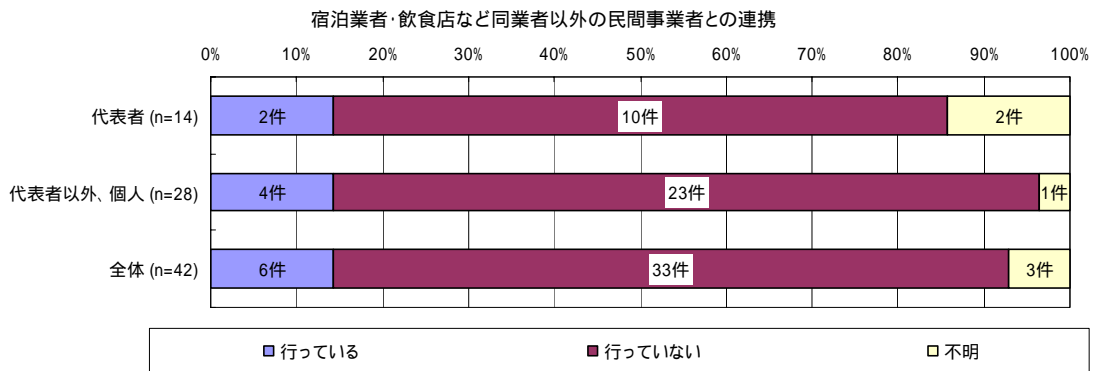


アイヌ民工芸品以外の制作・販売以外にアイヌに関連した活動(Q14)

- ・代表者、個人など属性にかかわらず、アンケート調査協力者の多くが、古式舞踊の伝承、歌、アイヌ語教室の講師、アイヌ料理普及、民工芸品技術指導、アイヌ伝統儀式などアイヌに関連した多用な活動を行っている。

他の民間事業者(宿泊・飲食業等)との連携状況(Q15)

- ・同業者以外の民間事業者との連携について「行っている」という回答は数件と少ない。

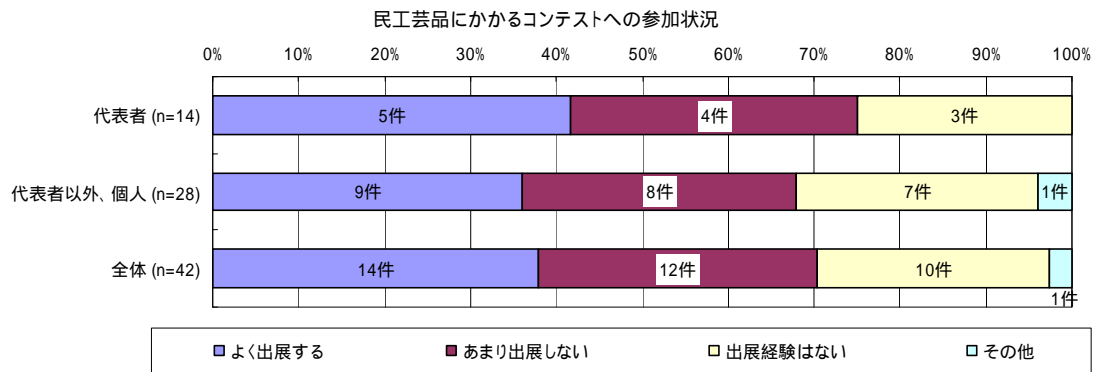
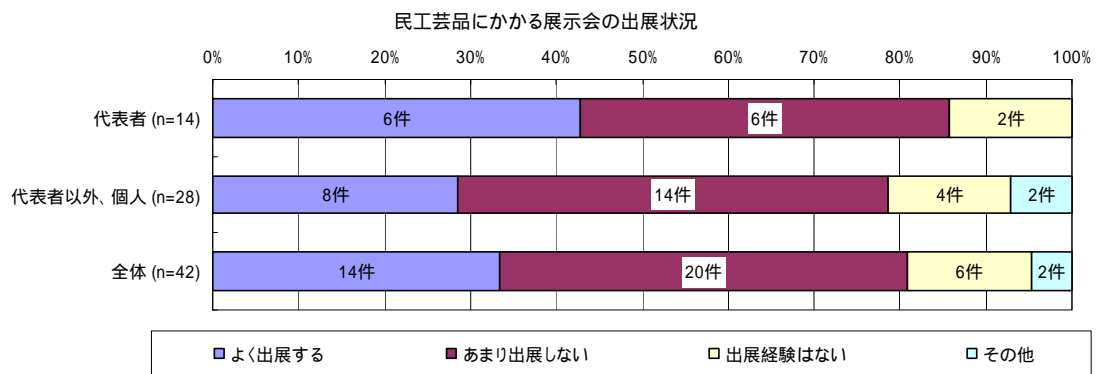


具体的な連携事業

ペンション、喫茶店、アウトドア体験施設にてコーナー委託販売など(代表) / 宿泊先の予約、団体の昼食予約(個人) / 近隣のペンションや喫茶店等にコーナーを設けさせてもらっている(個人) / NPO やホテルなどと一緒に取り組んでいる(個人) など

アイヌ民工芸品にかかる展示会、コンテストへの出展・参加状況 (Q16-1,16-2)

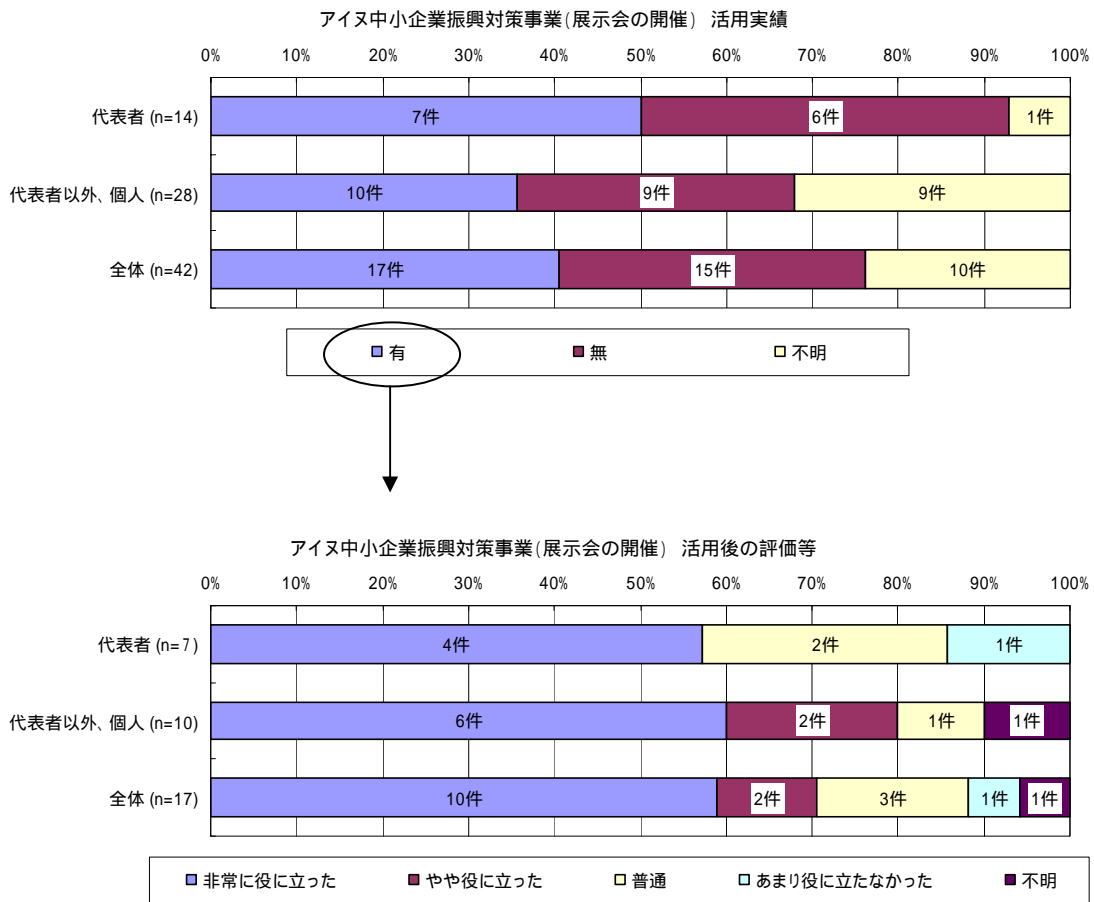
- ・展示会への出展について「よく出展する」という回答は全体で 14 件と回答者の 3 割強となっている。どちらかという代表者において「よく出展する」という回答が多くなっている。
- ・コンテストへの参加について「よく出展する」という回答は全体で 14 件と回答者の 3 割強となっている。展示会と比べてコンテストへの「出展経験はない」という回答がやや多くなっている。



アイヌ民族を対象とした公的機関の支援制度の活用状況、評価（Q17）

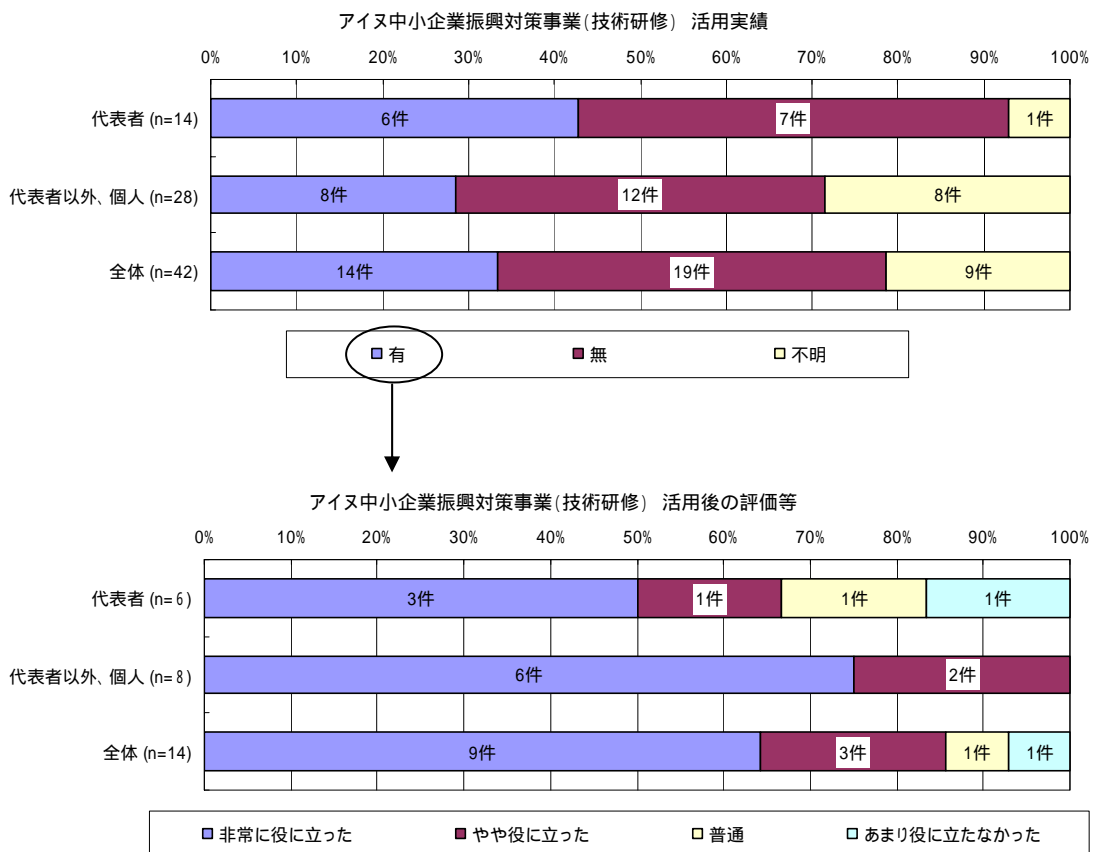
< アイヌ中小企業振興対策事業（展示会） >

- ・ アイヌ中小企業振興対策事業（展示会の開催）については、活用実績「有」という回答が全体では17件となっている。どちらかという代表者において活用実績がやや高くなっている。
- ・ 活用後の評価については、「非常に役に立った」という回答が利用者の半数以上を占めており概ね評価されているようである。



< アイヌ中小企業振興対策事業（技術研修） >

- ・ アイヌ中小企業振興対策事業（技術研修催）については、活用実績「有」という回答が全体では14件となっている。どちらかという代表者において活用実績がやや高くなっている。
- ・ 活用後の評価について、全体では「非常に役に立った」という回答が利用者の半数以上を占めており概ね評価されているようである。どちらかという代表者以外、個人において高く評価されている。

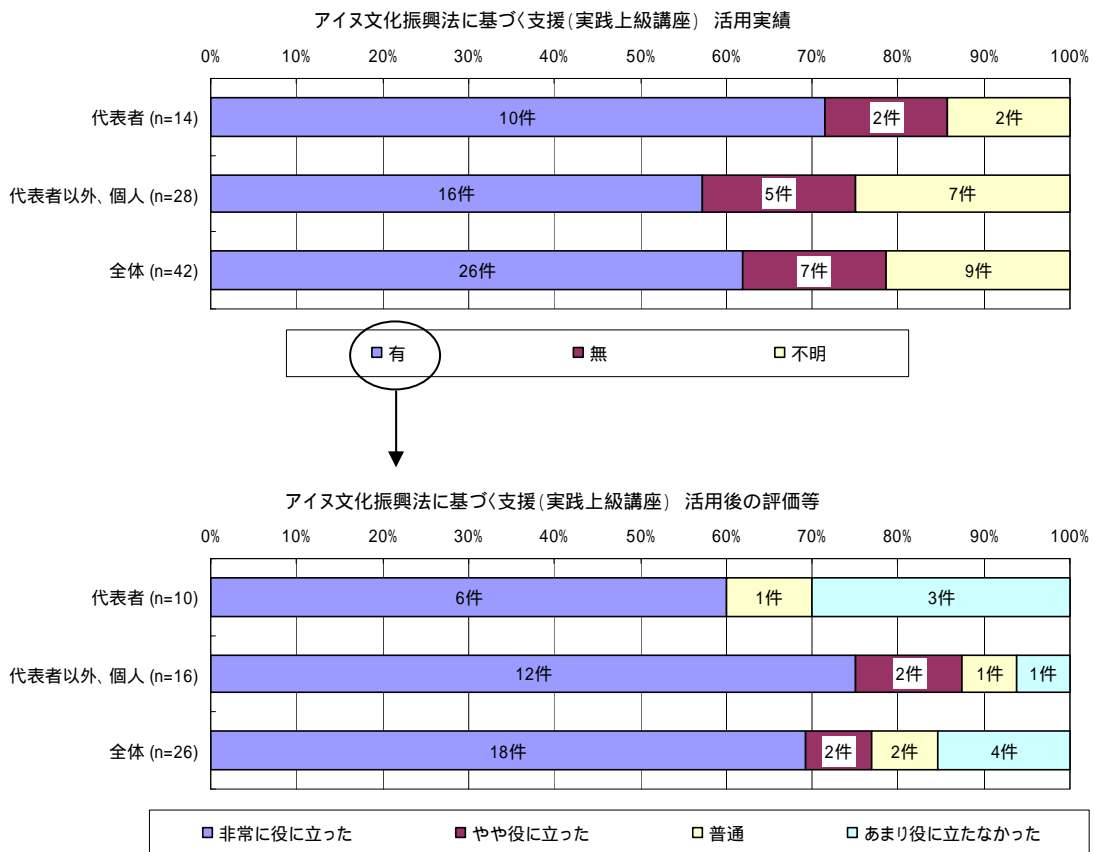


< 参考 アイヌ中小企業振興対策事業に基づく支援制度の活用による効果(ヒアリング結果) >

事業名	制度活用による効果
アイヌ民芸品展示事業	<ul style="list-style-type: none"> ・その場で製作する手づくり感が好評で、外国人を含めて道外の多様な客から店の連絡先を訊かれるなど新規顧客の開拓につながっている(展示品を販売して欲しいとの要請も多い)。 ・手づくり品のため、高価であるが、価値を認識してくれる道外の客や外国人(オーストラリア、米国、台湾など先住民族が存在する国など)からの注文が入るようになった。 ・展示会において、直接顧客とコミュニケーションができること、大学教授、道外の工芸家からもアドバイスを受けられることから、顧客のニーズや新たなデザインのヒントが得られた。 ・普段みられない他の製作者の作品も見たり、情報交換したりすることで、自作の改善点などが見えてくる(例:同じ文様でも工夫の余地がみえるなど、良い刺激になっている)。 ・問屋経由でなく、外国人を含む個人と直接対話ができ、評価が直接伝わる。 ・リピーターも多く、時代にあったデザインの要求や展示会の場所に応じた新たなデザインのニーズが出るなど新たな工夫を行うようになった。 ・アイヌの生活文化を認知してもらうためにも役立っている。 ・他の特産品との競合のなかで、工芸品の価値を研究する必要性を感じる事ができた。
アイヌ工芸者技術研修	<ul style="list-style-type: none"> ・国立民族博物館、東京の国立博物館の展示品について、未公開の伝統工芸品に触れることもでき、良い刺激になっている。 ・自分の作風の改善、新たなデザインについてもヒントが得られる。 ・アイヌの歴史文化を改めて知る機会を得ることが出来、後世に技を伝承していくことの意義が自覚できた。 ・民族博物館で図面を起こしたものをベースに作品づくりに生かすことができている。基本的な文様を維持することと併せて、現代的なアレンジも工夫している。 ・北海道に現存していない古いアイヌの文様を学ぶことができた。複製などで文様を勉強しなおすことができた。 ・学んだ文様を自分の作品に生かすことができた。 ・機動訓練で講師を行う場合も、民族博物館での講師の指導方法が生きている。

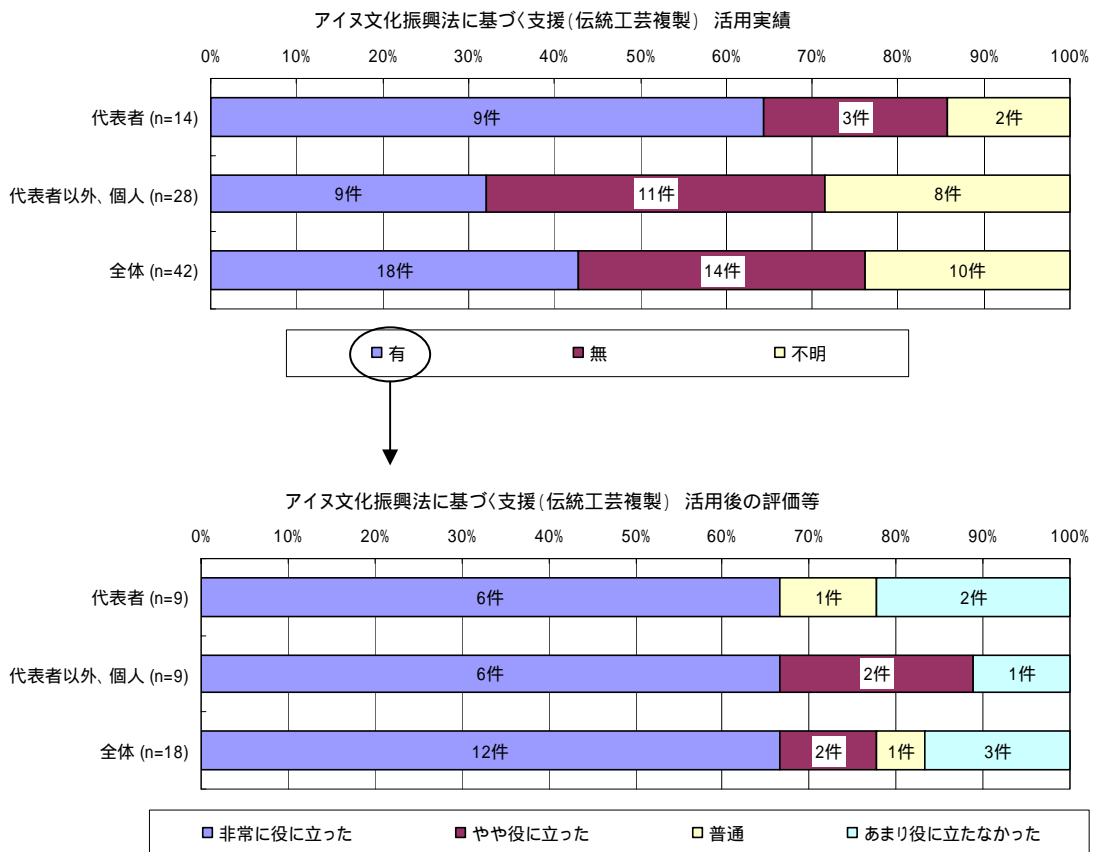
< アイヌ文化振興法に基づく支援（実線上級講座） >

- ・ アイヌ文化振興法に基づく支援（実践上級講座）については、活用実績「有」という回答が全体では26件とアンケート協力者の半数以上が利用している。どちらかという代表者において活用実績がやや高くなっている。
- ・ 活用後の評価について、全体では「非常に役に立った」という回答が18件と利用者の7割以上を占めており、概ね評価されているようである。



< アイヌ文化振興法に基づく支援（実線上級講座） >

- ・アイヌ文化振興法に基づく支援（伝統工芸複製）については、活用実績「有」という回答が全体では18件と、実践上級講座に比べて利用者が少なくなっている。どちらかという代表者において活用実績が高くなっている。
- ・活用後の評価について、全体では「非常に役に立った」という回答が12件と利用者の7割近くを占めており、概ね評価されているようである。



他の行政機関の支援制度で活用したことがあるもの

- ・「平取町アイヌ文化体験事業」「北大植物園の複製」などの回答があった、

アイヌ工芸品制作活動に関する行政に対する意見 (Q18)

販売支援に関すること

- ・販路の拡大。地方に行く際の資金(交通費・宿泊費等)の援助をしてほしい。
- ・アイヌ民工芸品制作に携わっている人は殆どが収入が少ない個人である。資金も無いし宣伝の方法も分からない。人口の多い都市での展示会などに出品したら良いと思うが、そういう機会もない。問題点を改善する為の支援を期待しています。
- ・もっともっと販売の販路を拡大してほしい。

アイヌ民工芸品の保護、ブランド化に関すること

- ・和人にアイヌ民工芸品を語らせない。材料を自由にらせてほしい。商品を販売する場所を確保してほしい。
- ・最近、輸入品のような物のかく安販売を目にする事があります。これらをまず先になんとかしなければ、アイヌブランドなどの立ち上げは、むずかしいと思います。
- ・アイヌ民族の制作者に支援をすること(このままでは制作者はいなくなる)。アイヌ民族の民工芸品と名の外部の店頭で国内外の商品を置かないよう指導願います。
- ・アイヌの制作者が、彫った物が少ないように感じられます。もっとアイヌの知的財産を強く表現できれば? ...と思う。
- ・アイヌ文化とは言ってくれるが、本当にその文化を認めて、伝統工芸と認めて、文様のブランド化をしっかりとしてほしい。北海道の地名もしっかりとアイヌ語で表記してほしい。

工芸制作活動、技術に関すること

- ・後継者が技術を取得する際の経済的保障。たとえば長期の訓練校のようなもの。
- ・伝統的な作品を作る上での材料の調達がとても難しい。と問えば「ガマ」を育てておける専用の場所をアイヌ同士で共有していけたら...。又、アイヌ民具の展示の多い本州方面の博物館などへ研修など行ってみたい。
- ・昔から行っている染色法などに対する支援を認めて欲しい。(文様だけに限らず)
- ・すべてアイヌ文様だけでなく、その前の段階織子、染める等から認めてほしい。
- ・不適切処理の発覚など残念なことがありましたが、工芸師の育成など伝承活動を続けてほしいです。道で行っている機動訓練期間が短いし同一だと2回(それも2年たたないと行けない)しか行けない。連続してやらなければ身に付かないと思います。
- ・アイヌ工芸(木工芸)などに若い人達が入りやすい環境を作ってほしいと思う。

施設の設置に関すること

- ・短期の支援ではなく、アイヌ文化専門学校を作って下さい。
- ・アイヌの伝統工芸。木彫・刺繍などの学校をぜひ早く作って下さい。
- ・アイヌの伝統作品を博物館ではなく美術館を作って下さい。

- ・アイヌの制作者(本業としている者)が自由に販売できるスペースがほしい。
- ・工芸品、文化的に歴史などアイヌ民族の学習が出来るセンターなどがほしい。事務的なことも含め。

その他

- ・アイヌ文化振興財団にしる、道行政、市行政担当部署の職員が担当して2～3年で異動するなど、アイヌ語・アイヌ文化・歴史にうといケースがあまりにも多く問題です。
- ・いろいろの支援制度は大変有りがたいのですが、申請の内容が複雑で申請がむずかしい。
- ・先住民の文化として重視すべき。
- ・北海道での1つの文化なので考えてほしい。
- ・アイヌに対してのここ数年の政府や行政の動きのおかげで非常に未来に期待が持てるような気がする。もちろん過去の事例は忘れていないが、先人がやってくれた事、我々がやる事、未来のアイヌのため、ここ2～3年に和人とアイヌと一緒に頑張っていくことが大切であると、痛切に感じる。

アンケート調査結果のポイント

アイヌ民工芸品制作活動の目的・位置づけ

- ・販売し収入を得ることだけでなく、同時にアイヌ民工芸品にかかる文化・技術の指導・伝承も目的に含める形で制作活動を行っている人が半数以上である。
- ・また、全体からみた数は少ないものの、アイヌ文化や民工芸品の技術指導を主目的に、アイヌ民工芸品の制作活動を行っている人の多くは、今後は販売収益を得ることを目的とした制作も行いたいと考えている人が多い。
- ・アイヌ民工芸品制作・販売活動のみで生計をたてている人は3分の1程度となっている。

アイヌ民工芸品の制作・販売にかかる実態

～アイヌ民工芸品制作にかかる原材料調達

- ・基本的には原材料生産者から入手するケースが多いが、自ら伐採等を通じて材料確保を行う方法も多く取り入れられている。調達上の問題として制作活動に必要な量の確保が難しくなっているようである。

～技術修得の方法

- ・家族や身近なアイヌ工芸制作者から技術指導を受けたケースが多い。

～民工芸品の販売

- ・売れ行きをみながら見込み生産を行う事業者が多く、自らの店舗での直販、道外物産展への出展、外部への委託などを通じて販売しているが、最近は売れ行きが落ち込んでいる事業者が多くなっている。

～その他の活動

- ・アイヌ舞踊の伝承や唄、アイヌ語教室、アイヌ民工芸品製作体験における技術指導など、アイヌに関連した活動を行う人が多い。
- ・宿泊、飲食業等他の民間事業者との連携事業を行っている人はごく少数である。

コンテストや展示会への出展状況

- ・いずれも、よく出展（参加）する人は3分の1程度に限定されている。

アイヌ民工芸品制作・販売活動にかかる課題と支援制度について

- ・アイヌ民工芸品制作・販売活動にかかる課題として、市場開拓・販路の拡大や後継者の育成・確保、制作技術の向上などをあげる人が多い。
- ・アイヌ民工芸品制作・販売にかかる国の支援制度（アイヌ中小企業振興対策事業）を活用している人は、今次調査では半数弱という状況であったが、利用者には比較的好評を得ている。アイヌ文化振興法に基づく支援（伝統工芸複製や実践上級講座）などは、中小企業振興対策事業に比べてやや利用率や評価が高いようである。
- ・現在ニーズが大きい支援として、アイヌ民工芸品のブランド化や市場開拓・販路開拓、観光・地域との連携事業などがあげられている。

(2) ヒアリング調査結果

調査概要

時期

：平成 2 2 年 1 月下旬 ~ 3 月中旬

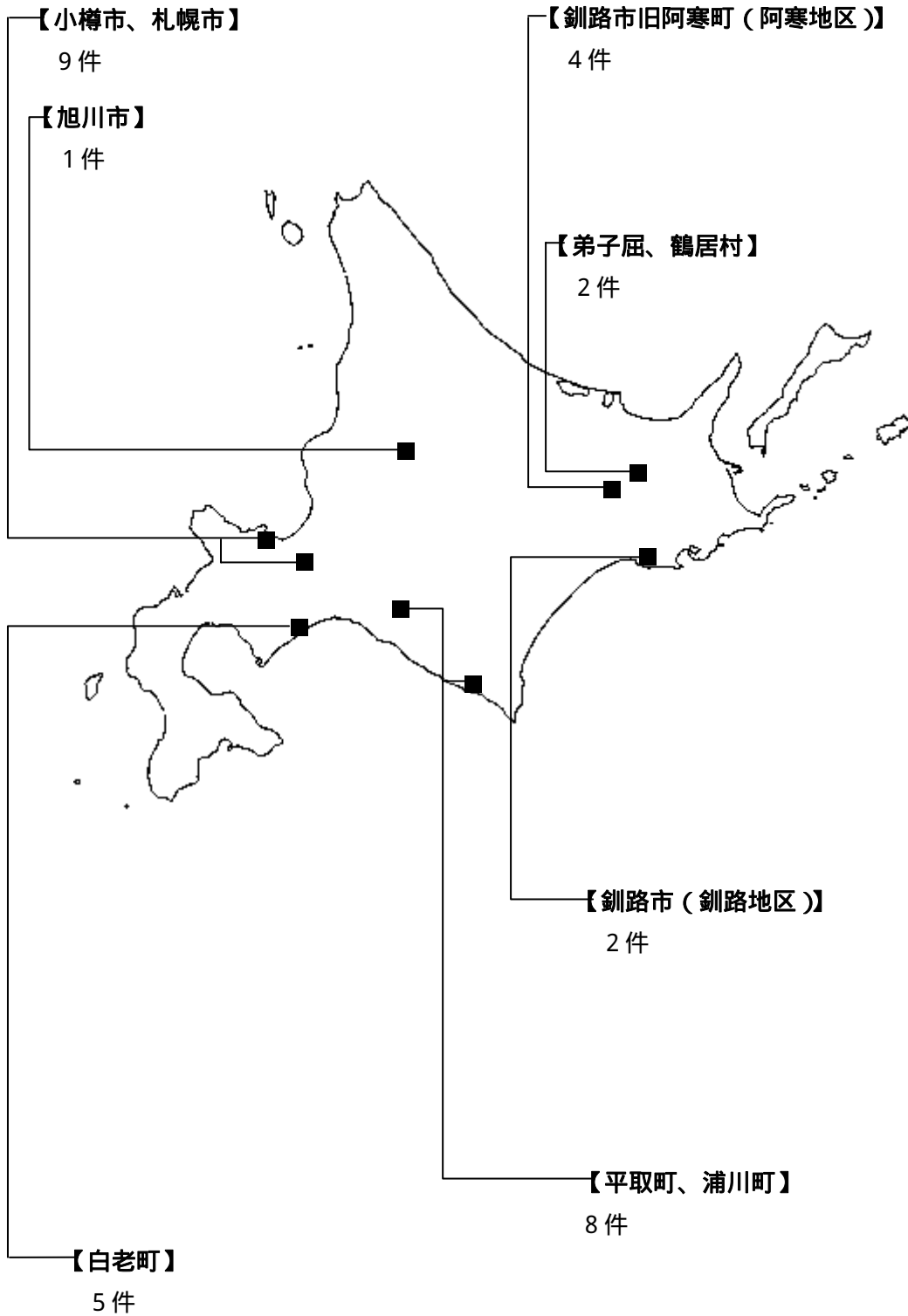
方法

：財団法人アイヌ協会より道内アイヌ民工芸品制作者を紹介頂きヒアリングを実施。

ヒアリング対象者

： 3 1 件

【アイヌ民工芸者ヒアリング先一覧】



ヒアリング調査結果のポイント

民芸品制作活動の位置付け

- ・半数以上は店舗を持たない。年に一度、新千歳空港でのブースでの出品（常連客からの依頼（ウタリ協会主催の展示会、道外百貨店の物産展などで作品を見てファンになる）新千歳クラフトショップからの制作依頼 問屋への卸し、の中から組み合わせて事業を行っているパターンが多い。店舗、HPを持つ人はこれに 直接販売が加わる。

原料調達実態

- ・木材に関しては、付き合いのある業者からの購入、知人からの取得が多い。地域によっては、組合で調達したものを組合員に分配する仕組みがあり組織に属している組織経由で材料を調達。
- ・自ら調達する際は、各市町村に払下申請を提出し、認可を受けて、裁断・運搬をする。作業は全て自己負担。払下を受けたものでも品質として劣悪なため商品に使えないものがある。全体の割合としては低く、儀礼・儀式を行う者も少ない。

技術習得の方法

- ・アイヌ血筋の人は、幼少のころから身内が制作しているのを見て育っている。木彫りを開始時期は10代中盤～20代前半。阿寒湖畔などのアイヌ工芸の盛んな地域で修業を経験している人も多い。機動訓練を利用したことのある人も3～4割いる。
- ・完全に独自で覚えるというよりも、幼いころに見取習得したものに、後の修業時代を経て開業しているケースが目立つ。
- ・イナウなど祭具として使う特別なものは、長老など高齢者から技術を別途習得することが多いよう。

最近にかけての売れ行き

- ・近年は減少傾向が目立つ。海外の模倣品の輸入 生活スタイルの変化による趣向の変化（それに対する対応の遅れ・ニーズの未分析）景気の悪化 アイヌ文化の認知度などが問題として挙げられる。
- ・商品単価が低いものが比較的好く売れるので増えている。1000～2000円台ものが中心。

公的機関の支援制度の活用状況と評価

- ・展示会へは多くの民芸家が出展経験あり。複数回出展している人も多い。展示会からファンが付き、常連客となり大型注文を受ける人も多く、販路拡大・PRとして大きな効果を発揮しており、開催回数増加の希望も多い。売り上げのほとんどを展示会で占める民芸家もいる。
- ・民俗学博物館では、資料庫などの閲覧も可能で北海道では触れる機会の少ない古いアイヌ文化を学ぶことができる。海外民族の研究者の講演も公聴することができる。参加者は、近年のア

アイヌ民芸家は勉強不足だと指摘し、研究員派遣のような制度をもっと活用すべきだと語る。

- ・民芸品の製作と並行して、文化として伝承しようと、歌、踊り、アイヌ語の習得のため講座を受けることも少なくない。受講者は女性が多く、和人の女性などは、これを機に民芸品制作に参入する例も見受けられ、文化の振興および、後継者創出・育成の一役を担っている。

アイヌ工芸品を広めるため必要な取組・問題点

【原材料の調達】

- ・国産品、伝統的な原材料の入手は困難になっている。そのため、外国産の材料を業者から購入したり、市町村に払下申請をして自ら裁断・運搬などして制作している。

【後継者育成】

- ・アイヌ民芸家は激減の一途をたどる。北海道だけで、10年前には1000人程いた工芸家が、今では100人弱になってしまった。民芸家の高齢化(50~70代中心)も進んでいるので、一刻も早い対策を打ち立てないと伝承自体が不可能になってしまう。
- ・かつてのように住み込みの師弟制度で技術を取得する機会はほぼ失われた。彫っても売れなくなったので人を雇う余裕のない事業者がほとんど。参入者の意向としても、生業とするだけの収入が見込めないの、苦勞して技術を習得しようとしな。また、一人で制作している人が多いため、技術の伝承に繋がらない。
- ・機動訓練の期間が短いため、技術の習得に至らず、他の仕事に流れて行くケースが多発。また、機動訓練修了生を受け入れる余裕のある事業所も少ない。広く浅くではなく、個人へ直接支援できるような体制がないと後継者が育たない状況に来ている。
- ・機動訓練の講義マニュアルがないことと、時間が短縮されたことで、アイヌ文化の基礎部分についての教育がおろそかになっているとの指摘がある。

【販路】

- ・新千歳空港でのイベントブースは、年に2度の開催、1業者1度の出品しか認められておらず、販売機会・PR機会が少ない。年4回、1業者2度の出品を求める声が多い。
- ・展示会で興味を持つ人は多いが、その場で販売が出来ないことで販売機会を失っている。展示会から販売活動へ繋げるコーディネート技術を各自が習得することが求められているようである。
- ・くまや伝統的な日用品だけをアイヌ工芸品とするのではなく、伝統的な紋様(基礎)や手法を伝承しながらもニーズに合ったものを作っていく必要がある。ニーズ調査、市場の調査研究が必要との声もある。既存の日用品などから離れ、携帯ストラップ、ルアーなど木彫り技術を生かした独自の商品制作している民芸家も増えている。
- ・外国人の方が、先入観なくアイヌ民芸品を日本の伝統文化の一つだと受け入れることが多く、人気も高いようである。

【ブランド化 ～海外品との差別化】

- ・安価な海外模倣品(主に東南アジアから)の流入はアイヌ民工芸品の売上額に多大な影響を与えると同時に、消費者からの不信により伝統工芸品としての地位を大きく損なっているとの意見が目立っている。これら模倣品との区別しアイヌ民工芸品の売上および伝統・地位を確保するために、ブランド化が強く求められている。
- ・アイヌ工芸品は価格が高いという消費者の認識があるようだ。

【ブランド化 ～他者製品との差別化】

- ・民芸家同士の間での盗作が後を絶たないとの意見がある。木彫り・織布などにも見られるが、特にオリジナル性の高いアイヌ刺繍において顕著で、独自で考えた紋様が他者の作品に知らぬ間に用いられていることがままあるようである。海外模倣品対策のブランド化とは別に、個人作品の保護のための商標登録が必要ではないか。
- ・個人の作品にサインを入れてほしいという要望が近年増えているとの意見があった。また、そうした人たちは比較的高額なものも購入するようである。

【文化としての保護】

- ・「新しい商品はアイヌ文化ではない」という批評もあるが、文化の発展も含め文化であるという視点が入っておらず、議論の底が浅いと感じている人も多数いる。
- ・海外では外国客受け入れの玄関となる空港に民族工芸品の専門店があるが、日本の空港は専門店の受け入れ態勢が整っていない。日本の伝統文化の一つとして発信するため、空港でのアイヌ民工芸品の専門店の設立などを求める意見もある。
- ・アイヌ民芸家同士の繋がりが深くないことが指摘されている。
- ・アイヌ同士の繋がりが昔に比べ希薄になりつつあり、全体として一丸となって取り組む体制が整っていないことが問題のひとつとなっている。

3.2 北海道アイヌの経済活動の取組状況

(1) 北海道アイヌの就業状況

北海道が実施した「平成18年 北海道アイヌ生活実態調査」によると、産業別にみると北海道アイヌは「第三次産業」への従事者が多いものの、特定の業種をみると「漁業」へ従事する人が最も多く、「建設業」「複合サービス・サービス業」「卸・小売業・飲食店・宿泊業」などが次いで多くなっている。

(人、%)

区 分	市 町 村		ア イ ヌ				
	就業者数	構成比	平成18年調査		11年調査	5年調査	
			就業者数	構成比	構成比	構成比	
総 数	2,144,175	100.0	11,873	100.0	100.0	100.0	
第 一 次 産 業	農 業	91,160	4.2	899	7.6	8.4	9.4
	林 業	4,096	0.2	111	0.9	1.8	3.0
	漁 業	24,448	1.1	2,384	20.1	19.3	22.2
	小 計	119,704	5.5	3,394	28.6	29.5	34.6
第 二 次 産 業	鉱 業	2,172	0.1	42	0.3	0.3	0.4
	建 設 業	224,129	10.5	2,132	18.0	19.0	22.3
	製 造 業	173,230	8.1	1,118	9.4	8.5	9.7
	小 計	399,531	18.7	3,292	27.7	27.8	32.4
第 三 次 産 業	電気・ガス・熱供給・水道業	10,823	0.5	130	1.1	1.2	0.9
	情報、通信業・運輸業	171,029	8.0	864	7.3	7.4	5.8
	卸・小売業・飲食店・宿泊業	542,061	25.3	1,395	11.7	10.5	8.6
	金 融 ・ 保 険 業	50,340	2.3	138	1.2	0.8	0.7
	不 動 産 業	29,173	1.4	22	0.2	0.1	0.1
	医療、福祉・教育、学習支援業	311,107	14.5	368	3.1	12.3	13.1
	複合サービス・サービス業	352,140	16.4	1,664	14.0		
	公 務	111,278	5.2	301	2.5	3.1	2.8
	小 計	1,577,951	73.6	4,882	41.1	35.4	32.0
分 類 不 能 の 産 業	46,989	2.2	305	2.6	7.3	1.0	

※ アイヌ就業者については、アイヌ15歳以上人口 21,143人中 18,437人分の回答：回答率 87.2%

※ 市町村は、アイヌが居住する市町村の平成17年国勢調査の数値である。

※ 日本標準産業分類第11回改訂（平成14年3月）に伴い、従来の「卸売・小売業、飲食店」の区分は「卸売・小売業」「飲食店、宿泊業」の合計値とし、従来の「サービス業」の区分は「医療、福祉」「教育、学習支援業」「複合サービス業」「サービス業（他に分類されないもの）」を充当した。

北海道アイヌの産業別就業者の状況（15歳以上の就業者）

(資料)平成18年 「北海道アイヌ生活実態調査報告書」北海道環境生活部

また、商工業の状況について細かくみると、事業所数では「建設業」が最も多くなっており、民芸品の製造業や民芸品卸小売業の位置づけは低くなっている。

【アイヌの経営する事業所の業種別・経営形態別の現状】

(事業所、%)

区分	事業所別	経営形態別		構成比	
		法人	個人		
第二次産業	鉱業	2	0	2	0.2
	建設業	240	98	142	29.2
	製造業	107	26	81	13.0
	うち民芸品製造業	37	15	22	2.7
	小計	349	124	225	42.4
第三次産業	卸売業・小売業	124	18	106	15.1
	うち民芸品卸小売業	46	6	40	5.6
	金融・保険業	21	10	11	2.6
	不動産業	9	5	4	1.1
	情報、通信業・運輸業	94	19	75	11.4
	飲食店、宿泊業	86	3	83	10.5
	医療、福祉・教育、学習支援業	7	0	7	0.9
	複合サービス・サービス業	114	16	98	13.9
	その他	18	6	12	2.2
	小計	473	77	396	57.6
合計	822	201	621	100.0	

(資料)平成18年「北海道アイヌ生活実態調査報告書」北海道環境生活部

(2) アイヌ民工芸品制作活動とその他の経済活動の関係

アンケート調査およびヒアリング調査によると、北海道アイヌ民工芸品工芸家の多くは、経営者を含め、収入の一部あるいは大部分をその他の事業で補っているというのが実態となっている。

副業については、アイヌ工芸制作およびアイヌ舞踊体験などのガイド、アイヌ民工芸品制作にかかる技術指導(機動職業訓練の講師など)などアイヌに関連した取組みの範囲で行うケースもあるが、基本は本業を持ちつつアイヌ民工芸品制作・販売活動をごく小規模で行うケースなど形も多様である。

最近では、アイヌ文化をテーマとした観光も教育旅行を中心に盛んになりつつあり、観光客を対象とした体験事業のガイドの必要性が今後、高まることが予想される。

そのほか、もともとアイヌ民工芸品制作・販売活動を行っていたものの、宿泊業にシフトしているケースなども見られた。

4. アイヌ民工芸品産業の振興に向けた課題整理

これまでの調査結果をもとに、北海道のアイヌ民工芸品産業の抱える課題をまとめると以下ようになる。

(1) 民工芸品制作活動にかかる課題

原材料の確保

アイヌ民工芸品の制作においては、多様な原材料が必要とされ、例えば木彫品ひとつとっても、使用される樹種は用途に多岐に渡っている。

調査結果からは、例えば道内の製材業者や繊維問屋の減少などから、道外や外国産の材料を業者から購入するケースが増えているようである。また、市町村に払下げ申請をして自ら裁断・運搬などして制作している状況もあるが、一部の原材料においては良質の資源を必要量確保することが困難になっている。

今後は、アイヌの伝統的な原材料の保護および育成、生産者の手元まで届きやすいシステム作りが必要となる。

制作技術の蓄積・向上

北海道のアイヌ工芸家の多くは、家族や近所のアイヌ工芸家の制作作業を見ながら、またそうした工芸家から指導を受けながら技術の修得を図ってきている。

かつては、アイヌ工芸品が盛んに売れた時代もあったものの、昨今は市場の環境変化とともに、これまでのモノづくりだけでは、魅力的な民工芸品の開発が困難になっている。マーケットのニーズを掴んだ民工芸品制作を行うためには、マーケット情報の収集とともに、新しい民工芸品を制作するために必要となる技術の修得が必要となると考えられるが、現状、新規にアイヌ民工芸品にかかる技術修得を図るための場が十分機能していないようである。

中小企業庁では、アイヌ中小企業振興対策事業による技術研修を実施しているものの、参加者が限定されており、今後は利用の機会をより広げていくことが必要になると考えられる。

また、北海道では機動職業訓練事業を通じた、製作技術向上の機会創出が行われているものの、機動訓練の期間を延長して欲しいとの声がある。

さらに、後継者の確保の問題とも絡むが、アイヌ民工芸品制作にかかる技術や知識を体系的に学ぶことが出来る施設を設置して欲しいとの声がある。

(2) アイヌ民工芸品産業の維持にかかる課題（後継者の育成の問題）

アイヌ民工芸品産業が今後維持されるためには、後継者の育成が必須であるが、アイヌ民工芸家は激減の一途をたどっており、さらに高齢化（50～70代中心）も進んでいるため、伝承自体が今後不可能になってしまうことが懸念されている。

かつては住み込みの師弟制度などで技術を取得する機会があったものの、現在では彫っても売れなくなったので人を雇う余裕のない事業者が多く、そうした機会はほぼ失われている。

北海道の機動訓練においても、先述のように受講期間が短く（3ヶ月）、技術の習得に至らず、他の仕事に流れて行くケースが多いとの声がある。また、機動訓練修了生を受け入れる余裕のある事業所も少ないことも課題である。

後継者の確保の条件として、そもそもアイヌ民工芸品産業自体が後継者にとって魅力的であることが必要であるが、現状短期的な市場拡大は見込むことが困難な状況ではある。しかしながら、魅力的なアイヌ民工芸品を制作する作り手が増えることが、一方で市場の拡大にもつながると考えられることから、早期に対策を考えていくことが必要である。

（3）販路の拡大、ブランド化にかかる課題

販路の確保・拡大

現在、多くの民工芸家が主な販路としている新千歳空港でのイベントブースは、年に2度の開催、1業者1度の出品しか認められておらず、販売機会・PR機会が少ないことが課題のひとつとなっている。

また、展示会等でアイヌ民工芸品に興味を持った人が、その後購入できるような仕組みが現状ないことから、展示会への出展が直接販売機会の創出に直接つなげていけるような仕組みが期待されている。

さらに、熊の木彫りなどの品が大量に売れた成功体験に固執し、新たなアイヌ民工芸品の制作活動へ踏み出すことに慎重な工芸家も存在しており、新たな作風で制作活動を行う工芸家との格差が徐々に広がっていることが懸念される。

また、新たな作風でアイヌ民工芸品制作を行うことへの批判が業界内で生じているといった別な問題点も浮上している。

マーケットがアイヌ民工芸品に求めるニーズを制作者の側が理解した上で、制作活動を行うことが望まれるが、現状では、展示会等を除くとそのような情報を得る場が絶対的に不足している点なども大きな課題となっている。

アイヌ民工芸品のブランド化

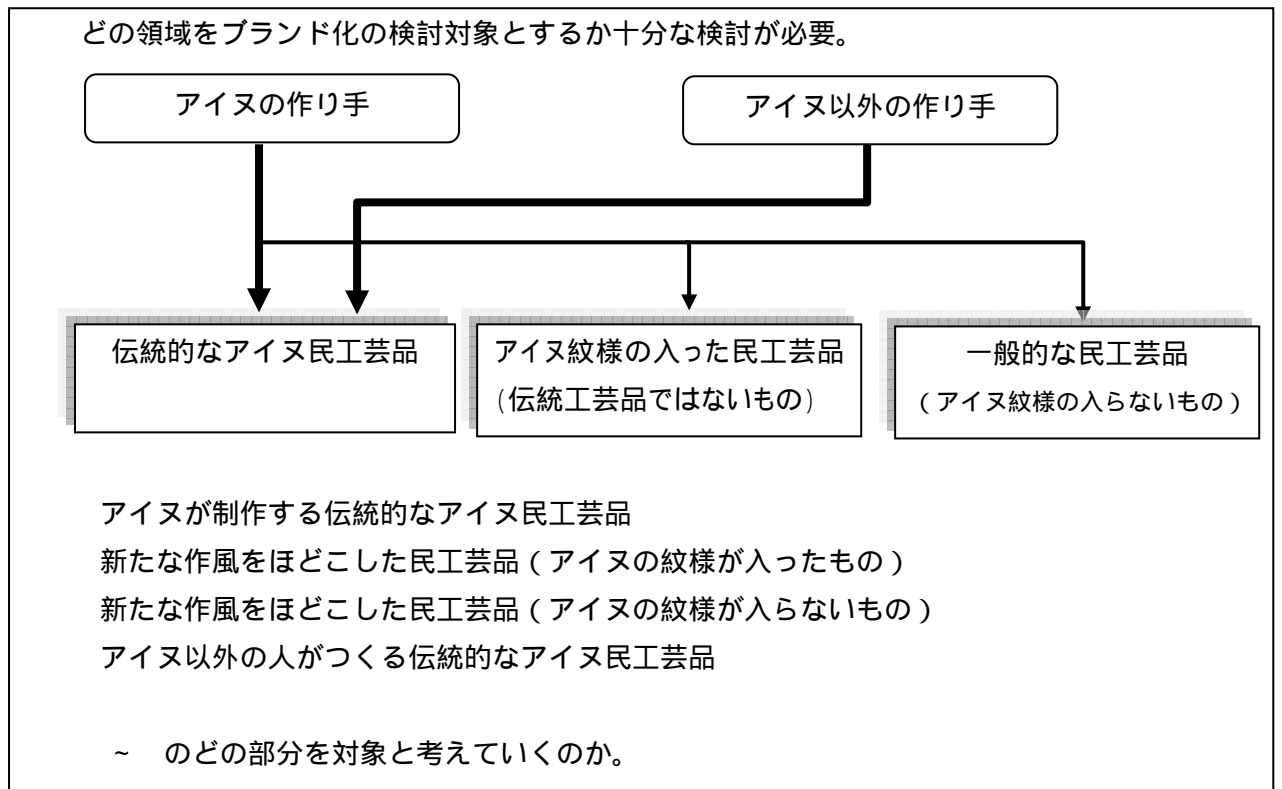
安価な海外模倣品（主に東南アジアから）の流入はアイヌ民工芸品の売上額に多大な影響を与えると同時に、消費者からの不信により伝統工芸品としての地位を大きく損なっている。

現状では、アイヌ民工芸品の売上および伝統・地位を確保するためのブランド化に向けた仕組み・体制が確立されておらず、模倣品に対抗できていない状況に陥っている。

また、アイヌ民工芸品を取扱うアイヌ経営の販売店自体が模倣品を取扱っている点

も問題視されている。こうした行為は、生活のための必要悪としての行為と捉えられている状況であるが、このようにアイヌ自体にアイヌ民工芸品のブランド化への意識が十分共有されていないことが大きな問題であると考えられる。

今後のアイヌ民工芸品のブランド化に向け、認証の取得や伝統的工芸品としての指定なども期待されるところであるが、アイヌの民工芸品の性質も多様であり、どの分野の民工芸品のブランド化を目指すか慎重な検討が必要となろう。



(4) その他 (文化としての保護)

地域により多少の違いはあるものの、アイヌ民工芸家同士の繋がりが深くないため、同地域内でも伝統文化が枝分かれしている状況にある。このため、何が守るべき伝統文化なのかが不明瞭になっており、伝統工芸品指定への障壁になるなど弊害が出てきている。

その問題の解決のためにも、アイヌ同士の繋がりが昔に比べ希薄になりつつあるが、展示会における明確な受賞基準を設けるなど、アイヌ全体として一丸となって守るべき伝統文化は何かなど、アイヌ文化が進むべき方向を議論する体制を整えることが望まれる。

資料編（アイヌ工芸品リスト）

エポエポ民芸店

所在地：〒085-0467
釧路市阿寒町阿寒湖温泉 4 丁目
代表者：森田 薫
T E L：0154-67-2252
T E L：http://www4.plala.or.jp/epoepo2/index.html



業者概要

従業員：1名

事業内容・主要工芸品

民工芸品制作活動を専業で行っており、お盆、パスイ、ヘラを中心に、生活に密着した伝統的な木彫りを制作し、店舗・受注販売している。

主要販売先

自店舗
道外などの百貨店の物産展

代表者の紹介

15 歳から工芸品の制作を始め、25 歳頃から店員をしながら同世代の木彫りを見て学び、研究をしながら技術を磨いた。工芸展示会には欠かさず出展している。

ホロベツ民芸

所在地：〒057-0002
浦河郡浦河町西幌別 1
代表者：浦川 太八
T E L：0146-28-1820



事業者概要

従業員：1名

事業内容・主要工芸品

民工芸品制作活動を専業で行っており、マキリ（木彫りで装飾されたナイフ）や楊枝入れなどの木彫りを制作し、見込み生産、受注生産により販売している。

主要販売先

本州のデパート	白老の民芸博物館
札幌の開拓記念館	新千歳空港（耕人舎）

代表者の紹介

30 数年前まで札幌の熊の木彫り会社で働き、開拓記念館に展示されているアイヌ工芸品に触発され、工芸活動を始めた。技術は独学で学び、制作活動は 27 年行っている。

貝沢民芸

所在地：〒055-0101
沙流郡平取町二風谷 76-7
代表者：貝澤 守
TEL：01457-2-2584



事業者概要

従業員：2名

事業内容・主要工芸品

民工芸品制作のほか、観光客のアイヌ民工芸品の制作体験指導などの仕事を行っている。

主要販売先

自店舗
二風谷の工芸センター

代表者の紹介

21歳から木彫を中心に、本格的に制作活動を始めた。父や周囲の人の制作活動を見て技術を習得した。平取町内にアイヌ民工芸品制作を目的とした共同作業所があり、他の工芸家等と切磋琢磨しながら技術を向上させていった。

協業民芸（株）

所在地：〒059-0904
白老郡白老町東町2丁目5-5
代表者：壬生 竜之介
TEL：0144-82-2366



事業者概要

従業員：2名

事業内容・主要工芸品

問屋として販売を行っており、制作活動は行っていない。

主要販売先

代表者の紹介

修学旅行客を相手にアイヌ文化体験（工芸品制作、アイヌ文化の説明等）を行っている。地元の観光協会会長、アイヌ民族博物館の理事長なども経験している。

大須賀るえ子

所在地：〒059-0908
白老郡白老町緑丘 2-11-8
代表者：大須賀 るえ子
TEL：0144-85-2522 FAX：0144-85-2554



事業者概要

従業員：

事業内容・主要工芸品

アイヌ模様の入った着物（はんてん、はっぴ）の制作・販売、アイヌ語教室の講師、アイヌ料理の指導、ユーカラの講演などを行っている。

主要販売先

宮本酋長売店

代表者の紹介

母親が民芸品店を経営しており、その手伝いをしながら技術を習得した。民芸品制作活動以外にも、アイヌ語教室の講師、アイヌ料理の指導、ユーカラの講演など、アイヌに関連した取り組みを行っている。

(有)アトリエラピス ユーカラ堂

所在地：〒085-0467
釧路市阿寒町阿寒湖温泉 4-7-11
代表者：床 州生
TEL：0154-67-2037
FAX：0154-67-2037



事業者概要

従業員：1名（夏季のみアルバイト2～4名）

事業内容・主要工芸品

民芸品制作活動を専業で行っており、木彫りの制作、独自販売を行っている。

主要販売先

アイヌコタンの店

代表者の紹介

父親から製作技術を学び、基本は先輩の技を見て身につけた。22歳頃から制作活動を始め、22年が経過している。インターネットによる販売を休止していたが、近く再開を予定している。

デボの店

所在地：〒085-0467
釧路市阿寒町阿寒湖温泉 4-7-21
代表者：秋辺 日出男
TEL：0154-67-2457



事業者概要

従業員：1名

事業内容・主要工芸品

民工芸品制作活動を専業で行っており、木彫りの制作、独自販売を行っている。

主要販売先

アイヌコタンの店
新千歳空港クラフトショップ等

代表者の紹介

高校卒業後、父親と共同作業所で他の職人の様子を見ながら勉強した。25歳まで出稼ぎに出ている、阿寒湖に戻った際に父親の店を半分に分けて引き継いだ。

手づくりウタラ

所在地：〒003-0834
札幌市白石区北郷4条4丁目11-27
代表者：小川 早苗
TEL：011-873-1308



事業者概要

従業員：3名

事業内容・主要工芸品

民工芸品制作活動を専業で行っており、織布・刺繍などの制作、委託販売を行っている。

主要販売先

博物館のミュージアムショップ
道庁の販売店等

代表者の紹介

二風谷の萱野れい子さん、旭川の伊澤修子さん、故・三上マリ子さん、浦河の母などに教わり、技術を習得した。曾祖母の作成した着物や、全道のアイヌ博物館を訪ねて研究を重ねた。公開講座の講師なども務めている。

宮田初枝

代表者：宮田 初枝



事業者概要

従業員：0名

事業内容・主要工芸品

民工芸品制作活動を兼業で行っており、販売は行わずに展示会への出展など、文化の伝承を目的としている。今後は販売も視野に入れている。

主要販売先

展示会で注文があれば販売

代表者の紹介

20年程前に機動訓練を受け、その後、手づくりウタラに就職した。アイヌ協会本部の津田先生の教室に通い、指導を受けた。今後は伝統的なアットゥシ織などにも挑戦したいとの意向がある。

加藤町子

所在地：札幌市白石区
代表者：加藤 町子
TEL：



事業者概要

従業員：1名

事業内容・主要工芸品

民工芸品制作活動を専業で行っており、受注生産で刺繍（伝統的な衣服、ノートカバー、タペストリーなど）を制作している。

主要販売先

代表者の紹介

30数年前に機動訓練に参加し、アイヌ文化や紋様の素晴らしさに触れ、刺繍の勉強を始めた。道内各地の博物館に行き、アイヌの伝統的な工芸品を見て研究した。

民芸喫茶ポロンノ

所在地：〒085-0467
釧路市阿寒町阿寒湖温泉 4-7-8
代表者：郷右近 富貴子
TEL：0154-67-2159



事業者概要

従業員：1名

事業内容・主要工芸品

生業は料理屋であり、兼業で鞆などの工芸品を注文に応じて制作・販売している。

主要販売先

民芸喫茶の民芸品コーナー

代表者の紹介

祖母や母から習い、技術を習得した。新千歳空港の展示会にも出展している。トンコリやムックリ（伝統的な弦楽器）に興味を持っている。

木ぼりの吉田民芸

所在地：〒059-0916
白老郡白老町高砂町 1-2-20
代表者：吉田 信男
TEL：0144-82-3848
FAX：0144-82-3848



事業者概要

従業員：1名

事業内容・主要工芸品

夫婦で民芸品制作活動を行っており、手作りで木彫りや刺繍などの制作、独自販売を行っている。

主要販売先

全国職人展
全国各地の北海道物産展

代表者の紹介

14歳の頃から近所の人に習い、6年程修行し、50年近く制作活動に携わっている。当初は白老や川湯に卸していたが、20年程前から首都圏、関西圏、九州等全国各地の北海道物産展に同行して木彫りなどを販売している。

アトリエのんのん

所在地：〒047-0156
小樽市桜5丁目25-5
代表者：川村 則子
TEL：0134-54-3581
FAX：0134-54-3581



アトリエのんのん

事業者概要

従業員：1名

事業内容・主要工芸品

アイヌ紋様を基礎に具像あるいは抽象的にデザインし、タペストリー、着物、額等を独自に制作・販売・展示活動している。

主要所蔵先

国立民族博物館、大阪人権歴史博物館、札幌大谷短期大学、旭川ユーカラ織工芸館
その他

代表者の紹介

旭川生まれ。アイヌ紋様を基礎に美術・アートを目的とし創作・展示・販売をしている。

(有)アートサッポロ

所在地：〒005-0850
札幌市南区石山東6丁目15-1
代表者：貝澤 竹子
TEL：011-592-0118



(有)アートサッポロ

事業者概要

従業員：4名

事業内容・主要工芸品

中の島の工芸工房で、アツシ織り及びアツシ関連商品・木彫り・刺繍・タペストリー・小物などの制作・販売を行っている。

主要販売先

自店舗 新千歳空港ワゴン販売
インターネット販売

代表者の紹介

4歳から二風谷に住み、祖母や母からアツシ織を教わった。機動訓練後の職能実習の事業所を請け負ったこともあり、工房でアイヌに伝統工芸を教えている。

チカップニ民芸

所在地：〒070-0824
旭川市錦町 13 丁目
代表者：川上 哲
T E L：0166-53-1005
F A X：0166-53-1005



事業者概要

設 立：昭和 4 9 年
従業員：

事業内容・主要工芸品

木彫りなどの民芸品制作活動を行っており、直販店舗を持たずに顧客からの注文と問屋への卸を中心に事業を行っている。

主要販売先

(株)北海道観光物産公社
新千歳空港(委託)

代表者の紹介

25 歳で務めていた会社を辞め、父から技術を教わり、26 歳の頃から阿寒湖畔で藤戸竹喜氏の下で修行した。

アートウケシコロ

所在地：〒004-0805
札幌市清田区里塚緑ヶ丘 11 丁目 8-2
代表者：石井 美香
T E L：011-882-1060



事業者概要

従業員：

事業内容・主要工芸品

民芸品制作活動を専業で行っており、アイヌ刺繍を中心に制作・販売している。

主要販売先

インターネット販売 新千歳空港でのイベント
クラフトスタジオ・白老博物館のショップ
道外百貨店での展示会

代表者の紹介

アイヌである義母の付き添いでアイヌ協会に出入りし、アイヌ刺繍に興味を持った。平成 16 年に独立し、アイヌ刺繍を専門職としている。

民宿ちせ

所在地：〒055-0101
沙流郡平取町二風谷 35-5
代表者：貝澤 薫
TEL：01457-2-2559



事業者概要

従業員：2名

事業内容・主要工芸品

民宿経営を専業で行っており、宿泊客にアイヌ文化（民工芸品制作やアイヌ料理制作など）を伝えている。

主要販売先

代表者の紹介

親戚の工芸家を見て基礎技術を習得した。約30年間経営していたハヨピラ民芸が平成20年に廃業し、現在は民宿経営を本業としている。日用品の制作は行っているが、販売活動は行っていない。

(有)カイザー

所在地：〒005-0850
札幌市南区石山東6丁目15-1
代表者：貝澤 文俊
TEL：011-592-7888



事業者概要

従業員：4名

事業内容・主要工芸品

中の島の工芸工房で、アツシ織り及びアツシ関連商品・トンコリ・木彫り・刺繍・タペストリー・小物類などの制作・販売を行っている。

主要販売先

自店舗 新千歳空港ワゴン販売
インターネット販売

代表者の紹介

二風谷で生まれ育ち、自然にアイヌ関連の生活技能を継承習得した。これまでチセ（住居）関連制作も十数棟手がける。エコツアーを年に数回開催し、アイヌの自然観や精神文化の伝導継承に努めている。

福ちゃん民芸

所在地：〒055-0101
沙流郡平取町字二風谷 83-9
代表者：貝澤 福次
TEL：01457-2-2874



事業者概要

従業員：

事業内容・主要工芸品

民工芸品制作活動を専業で行っており、木彫り・木彫・刺繍などの制作、販売を行っている。

主要販売先

代表者の紹介

昭和 21 年頃、菊次郎というパイポ彫の名人から技術を受け継いだ。27 歳のときに貝澤前太郎氏からイナウケ作成のノウハウを教わった。一時 6 年間店を閉めて土木業に従事していたが、現在は木彫り専業で生計を立てている。

上野千枝子

所在地：〒085-0813
釧路市春採 6-2-2
代表者：上野 千枝子
TEL：0154-41-8030



事業者概要

従業員：1 名

事業内容・主要工芸品

民工芸品制作活動を専業で行っており、木彫りや刺繍の制作、販売を行っている。

主要販売先

新千歳空港のイベント
クラフトショップへの卸し等

代表者の紹介

機動訓練を受け、木彫りを習得した。ウタリ協会釧路支部の会員となり、現在は釧路アイヌ民芸企業組合に所属している。アドバイザー事業として、NPO 法人シブヤ大学講師を務めている。

伊藤夕美

所在地：〒085-0811
釧路市興津3丁目3-10
代表者：伊藤 夕美
TEL：0154-91-4911



伊藤夕美氏

事業者概要

従業員：1名

事業内容・主要工芸品

民工芸品制作活動を専業で行っており、木彫り・木彫・刺繍の制作、販売を行っている。

主要販売先

新千歳空港のイベント（年1回）
新千歳空港のワゴンショップなど

代表者の紹介

父親が木彫りをしているのを幼い頃から見て育った。20年程前に釧路の機動訓練で木彫りを習得した。釧路リムセ保存会に所属し、アイヌ文化（歌、踊り、トンコリなど）の継承に努めている。

アトリエ・ピカソ

所在地：〒005-0861
札幌市南区真駒内138-69
代表者：澤井 春光
TEL：011-584-6277



アトリエ・ピカソ

事業者概要

従業員：2名

事業内容・主要工芸品

夫婦で民工芸品制作活動を専業で行っており、木彫り・織布・置物などの制作、販売を行っている。

主要販売先

新千歳空港でのイベント
顧客からの電話注文など

代表者の紹介

25歳頃阿寒湖畔のアイヌコタンで木彫り修行を開始し、1976年に札幌へ移住し、出店した。(社)北海道ウタリ協会札幌支部理事を歴任し、現在、(財)アイヌ文化振興・研究推進機構アドバイザーなどを務めている。

北の工房つとむ

所在地：〒055-0101
沙流郡平取町字二風谷 74-4
代表者：貝澤 徹
TEL：01457-2-3660
FAX：01457-2-3660



事業者概要

従業員：1名

事業内容・主要工芸品

民工芸品制作活動を専業で行っており、木彫りの制作、販売を行っている。

主要販売先

自店舗 新千歳空港の展示会
協会や機構の展示会や物産展など

代表者の紹介

親族の工芸家を見て基礎技術を習得した。主に店舗での対面販売を行い、近年の売上に占める割合は置物から日用品にシフトした。10年程前から地元の小学校でアイヌ文化、アイヌ紋様の教育を行っている。

つき民芸店

所在地：〒055-0101
沙流郡平取町字二風谷 61-6
代表者：平村 月子
TEL：01457-2-3887



事業者概要

従業員：1名

事業内容・主要工芸品

民工芸品制作活動を専業で行っており、アツツシ織り、刺繍などの制作、販売を行っている。

主要販売先

二風谷の販売店

代表者の紹介

義母がアツツシ織の第一人者であり、結婚後に16年程義母の店で手伝いをしながら技術を学んだ。その後独立し、二風谷の販売店で4月から11月まで営業を行っている。制作活動は、通年で実施している。

藤谷るみ子

所在地：〒055-0101
沙流郡平取町字二風谷 55-12
代表者：藤谷 るみ子
T E L：01457-2-3408
F A X：01457-2-3408



事業者概要

従業員：1名

事業内容・主要工芸品

民工芸品制作活動を専業で行っており、刺繍・アツシ織（樹皮）などの制作、販売を行っている。

主要販売先

販売店（萱野茂記念館の敷地）

代表者の紹介

幼少の頃からアイヌ工芸品のみならず、食事や芸術などに触れており、中学終了後本格的にアツシ織の制作を行っている。機動職業訓練の講師も行っており、アイヌに関連する体験事業に携わることも多い。

つとむ民芸店

所在地：〒055-0101
沙流郡平取町字二風谷 76-8
代表者：貝澤 幸司
T E L：01457-2-2694



事業者概要

従業員：1名

事業内容・主要工芸品

民工芸品制作活動を専業で行っており、木彫の制作、販売を行っている。

主要販売先

工房での販売 物産展 新千歳空港のクラフトショップへの卸し
新千歳空港での展示

代表者の紹介

近所の工芸家の模倣をしたのが始まりで、30年程前から制作活動を行っている。兄の徹さんと一緒に店を運営していたが、10年程前に現在の工房に移転した。最近は、日用品だけではなく、彫魚などの制作にも取り組んでいる。

ひろみ工房

所在地：〒088-3341
川上郡弟子屈町字屈斜路市街3条通15-2
代表者：磯里 博巳
TEL：015-484-2752



事業者概要

従業員：1名

事業内容・主要工芸品

民工芸品制作活動を専業で行っており、手作業により木彫品、鹿角を使った工芸品やトンボ玉等を制作し、店舗販売している。

主要販売先

屈斜路コタンにある店舗「Kussharo Factory」
屈斜路湖周辺の施設など

代表者の紹介

中学2年の頃から、親や周囲の制作活動を見て技術を習得し、制作活動を始めてから30年以上が経過している。木彫品に加え、最近では鹿の角を使った小物やトンボ玉制作も行っている。